

□

行財政改革計画

□

平成21年3月

熊本市

< 目次 >

第1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1
	これまでの行財政改革の取り組み		
第2	計画が目指すもの・・・・・・・・・・・・・・・・	P	3
	1 目標		
	2 改革の視点		
	3 計画期間		
	4 進行管理		
	【計画の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・	P	5
第3	実現に向けた方策・・・・・・・・・・・・・・・・	P	6
	【体系図】		
	市民に信頼される市政の実現・・・・・・・・	P	8
	第1章 市民参画と協働の推進・・・・・・・・	P	8
	第2章 市政情報の共有化・・・・・・・・	P	10
	第3章 市民の視点に立ったサービスの提供・・・・・・・・	P	11
	第4章 法令順守の徹底・・・・・・・・	P	14
	効率的で質の高い市政運営の推進・・・・・・・・	P	15
	第1章 質の高い組織体制の確立・・・・・・・・	P	15
	第1節 的確な事務執行		
	第2節 職員の意識改革と育成		
	第3節 組織・機構の見直し		
	第4節 定員の適正化		
	第5節 給与の適正化		

第2章	民間活力の活用	P 2 2
第1節	民間委託等の推進	
第2節	公共施設の見直し	
第3節	指定管理者制度の活用	
第4節	P F I方式等の活用	
第3章	財政の健全化	P 2 8
1.	財政健全化に向けた基本的考え方	
2.	財政健全化目標値の設定	
3.	財政の中期見通し	
第4章	環境配慮型行政の推進	P 3 6
第5章	公営企業の改革	P 3 7
第1節	病院事業の経営健全化	
第2節	交通事業の経営健全化	
第3節	上下水道事業の経営健全化	
第6章	外郭団体の改革	P 4 0
第1節	外郭団体経営改革計画の見直し	
第7章	政令指定都市の実現	P 4 1
第4	実施プログラム	P 4 3
〔参考資料〕		
	本市の財政指標等について	P 1 3 7

第1 はじめに

- ・ 本市では、これまで市民福祉の向上や効果的・効率的な行政体制の整備に向けて、行財政改革に取り組んできました。平成16年3月には、熊本市行財政改革推進計画を策定し、市民協働の積極的な推進をはじめ、市民サービス、組織風土、組織機構、公営企業、外郭団体などの改革、財政の健全化に取り組み、まちづくりの着実な推進を支えるとともに、市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現を目指してきたところです。
- ・ しかしながら、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまでの人口増加を前提とした社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られている中で、本市では、政令指定都市の実現や平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けたまちづくりなどに積極的に取り組み、活力と魅力にあふれた誇りが持てる「熊本市」を築きあげていかなければなりません。
- ・ また、高度化・複雑化する政策課題や市民ニーズに的確に答えていくことはもとより、地方分権の進展に伴い、自らの判断と責任で行政を運営していくことが求められています。
- ・ そこで、本市ではこの時代の転換期に対応した熊本づくりの指針として基本構想を定めたところであり、このまちづくりの着実な推進に向けて、市民に信頼される市政の実現、効率的で質の高い市政運営を行っていくため、これまでの行財政改革への取り組みを一層強化するとともに新たな行革手法も取り入れ、第4次となる行財政改革計画(以下「計画」)を策定するものです。

これまでの行財政改革の取り組み

(1) 第1次 熊本市行政改革大綱（以下「大綱」）(平成8～11年度)

- 目標
 - ・50億円の改善(平成12年度において)
 - ・市民100人当たり1人の職員数の実現

(2) 第2次 熊本市行政改革大綱(改定)(平成12～15年度)

- 目標
 - ・30億円の改善
 - ・6,500人体制の実現(平成13年度において)

(3) 第3次 熊本市行財政改革推進計画(平成16～20年度)

行財政システムを抜本的に見直し、スリムで効率的な行政体制の整備や財政の健全化を実現する行財政改革に取り組み、この改革で生み出した行政資源(人員・財源)を、重要施策に重点的・戦略的に投入しました。

- 目標
 - ・市民と協働し、市民に信頼される市政の実現
 - ・市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現
 - ・スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現

【主な取り組み】

○市民協働の仕組みづくり

- ・予算編成過程の情報提供の充実、市政情報プラザの開設

○市民サービスの改革

- ・さくらカードの見直し、児童育成クラブの受益者負担の見直し

○民間委託等の推進

- ・ごみ収集・共同調理場の民間委託、保育園の民営化、指定管理者制度の導入

○財政の健全化

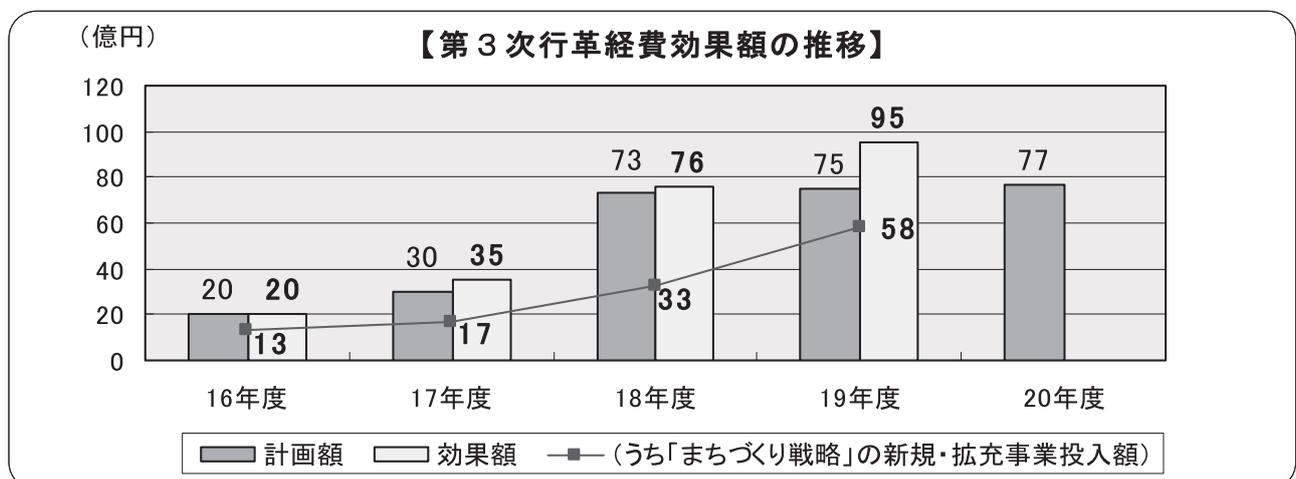
- ・補助金の見直し、経常的な事務経費の削減、事務事業のスクラップ

○職員数の削減 245人の削減 6,364人(平成15年度)→6,119人(平成20年度)

○経費効果額 226億円の経費効果(平成16年～平成19年度の累計)

※平成20年度の経費効果額は、決算後確定するため含まない。

〔経費効果額の推移〕



第2 計画が目指すもの

1 目標

市民に信頼される市政の実現

市政情報の積極的な公開や対話を進め、市民と行政の相互理解のもとで協働により多様化する行政ニーズに対応していきます。また、市民のニーズや満足度を的確に把握し市民の視点に立ったサービスを提供するとともに、公正な職務の執行などにより、市民に信頼される市政を実現します。

効率的で質の高い市政運営の推進

より少ない経費でサービスの品質を高め、市民の満足度を向上させる行政経営の観点から、簡素で効率的な組織体制の整備をはじめ、経営感覚を持った職員の育成、市民・事業者と行政の役割分担や事業の見直し、持続的なサービス提供に向けた財政の健全化などを進めます。また、人員・財源などの行政資源配分の最適化を図り、効果的・効率的に行財政運営を行います。

《目標値》

	基準値	目標値	総合計画目標値 【H30】
	(H20)	(H25)	
信頼できる市政と感じる市民の割合	39.1	55	【60】
効果的かつ効率的に市政が運営されていると感じる市民の割合	24.2	50	【55】

単位：％

【経費効果額】

	H21	H22	H23	H24	H25	累計額 H21-H25
一般会計	17	21	26	32	36	132
企業会計・特別会計	3	3	7	7	10	30
病院事業会計					1	1
交通事業会計	2	2	5	4	5	18
上下水道事業会計	1	1	1	2	3	8
特別会計			1	1	1	3
合計	20	24	33	39	46	162

単位：億円

2 改革の視点

市民志向の改革

市民のニーズや満足度を的確に把握し、市民の視点に立った質の高いサービスを安定的に提供する改革を進めます。

成果重視の改革

目的や目標を明確にするとともに、行政経営のマネジメントサイクルに基づき最適化を図るなど、市民サービスの向上のための成果を重視した改革を進めます。

民間活力の活用

サービスの品質向上と経費削減に向けて、民間の能力やノウハウを積極的に活用するとともに、「民間でできることは民間に委ねる」ことを原則に、これまでの役割分担の見直し、民営化、民間委託等を進めます。

現場からの改革

行財政改革の主体は職員であり、一人ひとりが自発的・自主的に取り組むことが基本です。特に、市民と接しニーズを的確に把握できる第一線の職員が新しい発想と意欲をもって取り組むことが重要です。そこで、権限委譲、事務処理や意思決定の迅速化、職場の活性化などを図り、現場からの改革を進めます。

3 計画期間

これからのまちづくりを推進する具体的な取り組み等を掲げる総合計画・基本計画は、平成30年度を目標年次とし中間年に見直しを行うことにしていることから、この計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間を計画期間とします。

4 進行管理

(1) 市政改革本部の定期的開催

計画の推進主体として「熊本市市政改革本部」(本部長:市長)を定期的で開催し、全庁一丸となって計画の着実な推進を図るとともに、計画の前倒しによる実施や社会情勢への柔軟な対応に向け、適宜見直しを行います。

(2) 外部委員会への報告

計画の推進状況等については、有識者、市民等で構成する外部委員会(熊本市行財政改革推進委員会)に適宜報告するとともに、委員会での意見等を計画の推進や見直しに反映させます。

(3) 市民への説明

計画の達成状況、成果、評価及び当該年度の取り組み等を掲げた実施計画を毎年度策定し、市民にホームページ等を活用してわかりやすく説明します。

【計画の概要】

位置付け

第6次・熊本市総合計画(～平成30年度)に掲げる新しい熊本づくり(湧々都市くまもと)を着実に推進する市政を実現する行財政改革への取り組みを定めた計画です。

これまでの経緯

○行財政改革推進計画(平成16年3月策定)の推進
市民サービス・組織機構・外郭団体の改革や財政の健全化など

計画が目指すもの

[目標]

- I 市民に信頼される市政の実現
- II 効率的で質の高い市政運営の推進

[目標値]

- 信頼できる市政と感じる市民の割合
39.1% ⇒55%
- 効果的かつ効率的に市政が運営されていると
感じる市民の割合
24.2% ⇒50%
- 経費効果額
162億円

[計画期間]

平成21年度から25年度までの5年間

<改革の視点>

- 市民志向の改革
- 成果重視の改革
- 民間活力の活用
- 現場からの改革

実現のための方策

I 市民に信頼される市政の実現

- 1 市民参画と協働の推進
- 2 市政情報の共有化
- 3 市民の視点に立ったサービスの提供
- 4 法令順守の徹底

II 効率的で質の高い市政運営の推進

- 1 質の高い組織体制の確立
的確な事務執行、職員の意識改革と育成
組織・機構の見直し、定員の適正化
給与の適正化
- 2 民間活力の活用
民間委託等の推進、公共施設の見直し
指定管理者制度の活用、PFI方式等の活用
- 3 財政の健全化
- 4 環境配慮型行政の推進
- 5 公営企業の改革
病院、交通及び上下水道各事業
- 6 外郭団体の改革
- 7 政令指定都市の実現

計画の進行管理

○市政改革本部の開催、外部委員会への報告、市民への説明

市政改革本部(本部長:市長)を定期的開催し、全庁一丸となって計画の推進に取り組み、その進捗状況については、有識者、市民等で構成する熊本市行財政改革推進委員会へ報告するとともに、市民にホームページ等を活用し、わかりやすく説明します。

第3 実現に向けた方策

【体系図】

目標	章	節	実施プログラム	ページ
I 市民に信頼される市政の実現	1 市民参画と協働の推進		1 自治基本条例の制定と運用【1】	44
			2 地域コミュニティの活性化【2】	45
			3 市民参画の推進【3】	46
			4 新しい公共の推進【4】	47
	2 市政情報の共有化		1 わかりやすい財政状況の公表【5】	48
			2 公共事業等採択基準の明確化・公表【6】	49
			3 要綱の公開【7】	50
			4 行政文書目録の公開【8】	51
	3 市民の視点に立ったサービスの提供		1 総合的防災力の向上【9】	52
			2 コールセンターの円滑な運用【10】	53
			3 窓口サービスの充実【11】	54
			4 消費者行政の充実【12】	55
			5 税等のクレジットカードによる収納【13】	56
			6 児童育成クラブの見直し【14】	57
			7 保育サービスの充実【15】	58
			8 社会教育施設の利用拡大【16】	—
		(1) 金峰山少年自然の家	59	
	(2) 図書館	60		
	(3) 博物館	61		
	9 民間提案による市民サービスの見直し【17】	62		
4 法令順守の徹底		1 職員倫理の保持【18】	63	
		2 チェック体制の強化【19】	64	
II 効率的で質の高い市政運営の推進	1 質の高い組織体制の確立	(1) 的確な事務執行	1 行政評価制度の活用【20】	65
			2 事業分析の活用【21】	66
			3 契約事務の集約・効率化【22】	—
			(1) 契約窓口の一元化	67
		(2) 公共施設の保守点検業務の集約	68	
		4 情報システムの最適化【23】	69	
		(2) 職員の意識改革と育成	1 人事評価制度の見直し【24】	70
			2 専門職の育成【25】	71
			3 職員研修の充実【26】	72
			4 技術力の向上【27】	73
		(3) 組織・機構の見直し	1 組織体制の見直し【28】	74
			2 (仮称)総務事務センターの設置検討【29】	75
			3 職員健康保険組合、職員共済組合の見直し【30】	76
		(4) 定員の適正化	1 中期定員管理計画の推進【31】	77
			2 時間外勤務の縮減【32】	78
		(5) 給与の適正化	1 給与制度の適正化【33】	79
2 民間活力の活用	(1) 民間委託等の推進	1 アウトソーシングの推進【34】	80	
		(1) 債権回収代行業務委託	81	
		(2) 市政だより編集業務の外部委託	81	
		(3) 市ホームページ管理業務の囑託化	82	
		(4) 電話交換業務の見直し	82	
		(5) 守衛業務の見直し	83	
		(6) 公用車運転業務の見直し	83	
		(7) 二輪車管理業務の見直し	84	
		(8) 市役所駐車場管理業務の見直し	84	
		(9) ホール業務の民間委託	85	
		(10) 計量検査所の業務委託	85	
		(11) 動物愛護業務の見直し	86	
		(12) 燃やすごみ・紙収集業務委託	86	
		(13) 環境工場の業務の見直し	87	
		(14) 熊本城の管理業務体制の見直し	87	
		(15) 遊機具部門の業務委託	88	
		(16) 土木センターの業務委託	88	
(17) 学校給食業務の民間委託	89			

目標	章	節	実施プログラム	ページ	
新しい熊本づくりの着実な推進	II 効率的で質の高い市政運営の推進	2 民間活力の活用	(2) 公共施設の見直し	1 辛島公園地下駐車場【35】	90
				2 公設福祉施設【36】	91
				3 斎場【37】	92
				4 環境衛生事業所【38】	93
				5 母子生活支援施設「大江荘」【39】	94
				6 食肉センター【40】	95
				7 公設運動施設等【41】	96
				8 あり方を見直す施設【42】	97
				(1) 庁舎花畑別館	97
				(2) 産業文化会館	97
		(3) 総合ビジネス専門学校	97		
		(3) 指定管理者制度の活用	1 総合女性センター【43】	98	
			2 健軍文化ホール【44】	99	
			3 子ども文化会館【45】	100	
			4 リサイクル情報プラザ【46】	101	
		(4) PFI方式等の活用	1 熊本城桜の馬場観光交流施設(仮称)等整備事業【47】	102	
			2 西部環境工場代替施設における整備・運営手法の検討【48】	103	
		3 財政の健全化		1 各種財政指標の改善【49】	104
				2 予算編成手法の見直し【50】	105
				3 各種市民サービスにおける受益者負担の見直し【51】	—
(1) 市営駐輪場の有料化	106				
(2) 動植物園駐車場の有料化	107				
(3) その他使用料・手数料の見直し	108				
4 税収等の確保、貸付金の回収【52】	109				
(1) 市税収納率の向上	110				
5 スポーツ施設における広告事業の導入【53】	111				
6 公共事業コスト構造の改善【54】	112				
7 補助金の見直し【55】	113				
8 野出・熊本線バス運行助成事業の見直し【56】	114				
9 経常的な事務経費の見直し【57】	115				
10 事務事業の見直し【58】	116				
11 適正な公有財産の管理【59】	—				
(1) 未利用地の活用	117				
(2) 職員駐車場の有料化	118				
12 特別会計等の経営健全化【60】	119				
4 環境配慮型行政の推進		1 環境管理システムの充実【61】	120		
		2 CO2削減を目指した事務事業の推進【62】	121		
5 公営企業の改革	(1) 病院事業の経営健全化	1 地方公営企業法の全部適用への移行【63】	122		
		2 熊本市民病院経営改善計画(改革プラン)の策定・推進【64】	123		
	(2) 交通事業の経営健全化	1 職員配置の見直し【65】	124		
		2 交通事業の経営健全化の推進【66】	125		
	(3) 上下水道事業の経営健全化	1 組織機構の適正化【67】	126		
		2 民間的経営手法の有効活用【68】	127		
3 水道料金体系の見直し【69】		128			
4 「中・長期経営計画」の見直しと推進【70】	129				
5 浄化センターの運転管理業務の民間委託【71】	130				
6 外郭団体の改革	外郭団体経営改革計画の見直し	1 公益法人制度改革への対応【72】	131		
		2 市の関与の見直し【73】	132		
7 政令指定都市の実現		1 組織機構の検討【74】	133		
		2 移譲事務の検討【75】	134		

I 市民に信頼される市政の実現

第1章 市民参画と協働の推進

「自分達のまちは自分達でつくる」という理念のもと、市民の市政への「参画」や、市民との信頼関係を築き、同じ目的の達成に向け力を出し合う「協働」を推進していきます。

<具体的取組>

1 自治基本条例の策定と運用【1】

市民、市議会、行政の役割と責務を明確にするとともに、自治の基本理念や市政運営のルール等を定めた自治基本条例を制定し、運用することにより、*¹参画と*²協働によるまちづくりを進めます。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

2 地域コミュニティの活性化【2】

*³校区自治協議会における地域課題解決に向けた取組みなどを通して、住民一人ひとりが住んでいる地域に関心を持ち、お互いに協力しながら、暮らしやすい*⁴地域コミュニティをつくる主体的な活動を支援します。

また、まちづくり交流室の支援機能を充実するなど、地域の実情に応じた支援体制づくりを進めます。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

*1(市民)参画

市民が施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。

*2 協働

行政や行政以外（市民活動団体や事業者等）の多様な団体等が、同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。

*3 校区自治協議会

町内自治会をはじめ社会福祉協議会、青少年健全育成協議会、地域公民館、防犯協会など小学校区の地域団体で構成され、各団体が連携し地域活動の推進や、地域課題へ対応することにより、円滑な校区運営を図るための組織。

*4 地域コミュニティ

町内や小学校区など人々が共同体の意識を持って生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。

3 市民参画の推進【3】

効果的で満足度の高い事業を実施するため、市民の意見を反映させるなどの市民参画の手法を積極的に活用していきます。

主なスケジュール ▶ 平成 21 年度から継続実施

4 新しい公共の推進【4】

*⁵ 新しい公共の担い手である市民活動団体の活動を支援するとともに、*⁶ 市民活動団体と行政との協働事業を推進します。

主なスケジュール ▶ 平成 22 年度から新しい公共の担い手への支援を実施

* 5 新しい公共

行政や行政以外(市民活動団体や事業者等)の多様な団体等が、それぞれ対等な立場で相互に補完し合いながら課題解決に取り組み、生活の向上を図っていく新たな領域のこと。

* 6 市民活動団体

社会的役割(社会貢献)を意識した市民により自主的に組織され、継続的活動を行う団体で、地域団体・ボランティア団体・NPO 等。

NPO…私的営利を目的としない社会的な使命を目的とした民間組織のこと(NonProfit Organization の略)

第2章 市政情報の共有化

市民と行政が相互理解を深め、お互いに共通の認識をもち協働してまちづくりを担うため、市政情報をわかりやすく提供し、共有化を進めます。

<具体的取組>

1 わかりやすい財政状況の公表【5】

「財政ってなあに？」(決算状況の詳細分析)、「熊本市の財政状況」(予算概要と主な財政指標が中心)の作成に引き続き取り組み、予算・決算の状況や各種財政指標の経年比較、他都市比較を分かりやすく公表します。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

2 公共事業の採択基準の明確化・公表【6】

各種公共事業等の採択基準の明確化・公表や計画策定段階からの情報提供に取り組みます。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

3 要綱の公開【7】

様々な事務・事業に関する手続きや基準、運用方法などを定めた要綱を公開し、透明性・公平性の向上を図ります。

主なスケジュール → 平成22年度までに要綱を順次公開

4 行政文書目録の公開【8】

市ホームページから行政文書目録を検索、閲覧できるシステムを導入します。

主なスケジュール → 平成22年度に行政文書公開目録公開システムを導入

第3章 市民の視点に立ったサービスの提供

市民の視点に立った質の高いサービスを提供することを基本に、安全で安心なまちづくりに向けた防災力の強化といった基礎的な取り組みはもとより、手続きの簡素化や迅速化、利便性や満足度の向上などに資する取り組みを進めます。

<具体的取組>

1 総合的防災力の向上【9】

まちづくりの基盤となる安全で安心な暮らしの実践に向け、危機管理機能と消防本部機能との連携を一層強化します。

また、防災情報システム及び消防司令管制システム開発に際して、可能な限り共有化を図ることで両機能を強化するとともにコスト削減を図ります。

主なスケジュール

平成 24 年度までに防災情報システム・消防司令管制システムの構築等に向けた方針の決定

2 コールセンターの円滑な運用【10】

各種の問合せへの対応はもとより、イベント開催等に際して受付窓口の代行や簡易なアンケート調査等の実施など*7コールセンターの業務を拡大します。

主なスケジュール

平成 21 年度までに検討を行い、順次業務を拡大

3 窓口サービスの充実【11】

各種申請書様式を統一するなど手続きの簡素化を図るとともに、市民サービスコーナーの業務内容を充実します。

主なスケジュール

平成 22 年度から窓口申請様式の統一化

4 消費者行政の充実【12】

消費者センターの相談体制を見直し、相談、啓発業務等の包括的委託など相談体制の充実を図ります。

また、消費生活の安定と向上を目指し、(仮称)消費生活条例を検討します。

主なスケジュール

平成 24 年度から消費者相談・啓発業務の委託

*7 コールセンター

本市に関する様々な問合せ(制度や手続き、施設、観光、公共交通機関の情報等)に専門のオペレーターが対応する。

5 税等のクレジットカードによる収納【13】

コンビニエンスストアの料金収納の導入効果を検証しながら、クレジットカード収納について検討します。

主なスケジュール → 平成 23 年度からクレジットカード収納開始

6 *⁸ 児童育成クラブの見直し【14】

整備計画に基づき計画的に施設の分離・拡充を図るとともに、指導員の資質向上等の運営面について検討します。

主なスケジュール → 平成 22 年度から運営面の改善

7 保育サービスの充実【15】

新たな保育サービスの充実を図るとともに、保育所、幼稚園におけるそれぞれのサービスのあり方について、民間施設との役割分担や民営化・統廃合も含めて、総合的に検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から新たな保育サービスの実施
平成 23 年度までに市立保育所、市立幼稚園のサービスのあり方を見直す

8 社会教育施設の利用拡大【16】

生涯学習活動の基盤となる社会教育施設において、多様化・高度化する学習ニーズに対応できるサービスを提供するとともに、効果的・効率的な管理運営に向けて、職員配置の見直しや業務の民間委託に取り組みます。

(1) 金峰山少年自然の家

魅力ある活動プログラムの開発や情報発信の充実等により施設の利用拡大に取り組むとともに、職員配置等の見直しを行います。

主なスケジュール → 平成 22 年度に職員配置を見直す

* 8 児童育成クラブ

保護者の方が仕事等で昼間家庭にいない小学校1～3年生を対象に、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図るために、地域・学校の協力を得て開設する。

(2) 図書館

図書館サービスの機能強化等による施設の利用拡大に取り組むとともに、職員配置の見直しや業務の民間委託等を進めます。

主なスケジュール

平成 21 年度から業務の一部を民間委託

(3) 博物館

収蔵資料の活用や展示資料の入れ替え、各種教室や展示会の開催、プラネタリウムの更新等を行い、館の魅力を高めるとともに、広報を強化します。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

9 民間提案による市民サービスの見直し【17】

市民の利便性や満足度を高めるとともに、効果的なサービス提供のあり方等について、事業者等から広く提案を求める制度を構築し、実施します。

主なスケジュール

平成 21 年度から制度設計等を行い、平成 24 年度に本格実施

第4章 法令順守の徹底

職員研修の充実や事務事業のチェック体制の強化などに努め、職員等の公正な職務の執行を徹底します。

<具体的取組>

1 職員倫理の保持【18】

職務の執行が法令に違反することなく円滑に行われるよう常に職員に意識付けを行うとともに、違反が生じた場合には迅速かつ適正に是正措置を講じます。

また、「*9 熊本市職員等の内部通報制度」の周知徹底を図るとともに、円滑な運営を行います。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

2 チェック体制の強化【19】

事務処理適正化のため、各課において事務処理マニュアルを整備するほか、主査、副査制等によるチェック機能の強化、職員の事務処理能力向上に向けて、出納や契約に関する実務研修の充実や職場風土改革に向けて職場ミーティングの定例化など職場の活性化に取り組みます。

また、これらの取り組みを着実に推進する仕組みを構築し、実施します。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

*9 熊本市職員等の内部通報制度

職員等が職務を遂行するうえで、法令違反や職務上の義務違反又は職務を怠る行為などがあった場合に、職員等が通報・相談窓口又は外部相談員（弁護士）に通報できる制度。

Ⅱ 効率的で質の高い市政運営の推進

第1章 質の高い組織体制の確立

複雑化・高度化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限られた行政資源（人員・財源等）で最大限の効果を生み出すとともに、成果を重視した効率的で質の高い組織体制を確立します。

第1節 的確な事務執行

事業計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）の*¹⁰ マネジメント・サイクルに基づいて事業の妥当性などを不断に検証、見直しを行うとともに、業務の統合・集約、電算化等により、効率性を高めます。

<具体的取組>

1 *¹¹ 行政評価制度の活用【20】

「*¹² 事業分析」を活用し、フルコストを含めた評価の充実を図ります。

また、行政評価と予算、組織、人事管理との連携を図り、効率的な組織運営を図ります。

主なスケジュール

平成 22 年度にフルコストを含めた評価の充実を図るとともに、行政評価と予算、組織、人事管理との連携による効率的な組織運営に努める

2 事業分析の活用【21】

より正確な分析、作業効率・利便性の向上に向け、制度の精度を高めるとともに、各職場や管理部門で活用できるようにします。

また、予算編成システムに対応しつつ、組織・人事管理に係る新たな意思決定システムを検討します。

主なスケジュール

平成 22 年度に新たな意思決定システムの構築

* 10 マネジメント・サイクル

計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）の流れで、当初計画で実施した結果を検証し、継続、修正、破棄のいずれかにして次の計画に結び付け、改善につなげる手法。

* 11 行政評価

政策、施策、事業の各段階において、一定の基準、指標をもって、目標や目的の達成度についての測定及び課題の検証を行い、その結果を改善につなげる手法。

* 12 事業分析 各事業について、必要な財源と人員を分析し、人事・組織管理等につなげる手法。

3 契約事務の集約・効率化【22】

公平公正で透明性、競争性の高い入札を実施するほか、契約事務の集約・効率化を進めます。

(1) 契約窓口の一元化

各課の入札事務の一元化を図り、効率性を高めるとともに、*13 業者登録制度の整備を行います。

また、業務委託について*14 総合評価方式を導入します。

主なスケジュール

平成 21 年度に委託業務の総合評価方式の導入、業者登録制度の確立

(2) 公共施設の保守点検業務等の集約

総合支所や市民センターなど公共施設の保守点検業務等について、可能な限り集約を図ります。

主なスケジュール

平成 22 年度から保守点検業務の集約化を試行し、平成 23 年度から本格実施

4 情報システムの最適化【23】

各情報システムの課題を整理し、再構築や最適化を図ります。

主なスケジュール

平成 24 年度に情報システムの再構築、最適化

〈各システムの見直し時期〉

- ・ 総合行政情報システム(平成 22 年度)
- ・ 熊本市情報ネットワークシステム(Cネット)(平成 24 年度)
- ・ 個別システム(平成 21 年度)

* 13 業者登録制度

市が行う契約において、契約の相手方として適しているかどうかを事前に確認し、事前に登録しておく制度。これにより業者もそれぞれ違う契約ごとに審査の書類を提出する手間が省け、さらに一元的に登録・管理することにより事務の効率化を図ることができる。

* 14 総合評価方式

従来の価格のみによる落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する落札方式。具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する。

第2節 職員の意識改革と育成

行政を経営する意識、行財政改革に主体的に取り組む意欲、政令指定都市の実現を見据えた多様な行政課題に的確に対応できる能力を持つ職員に向けて、意識改革、能力開発、人材育成を進めます。

<具体的取組>

1 人事評価制度の見直し【24】

*¹⁵ 目標管理手法をさらに有効に活用し、意欲ある人材を育成するとともに、業績に応じた適切な処遇により、「目標達成」、「評価」、「能力開発」、「処遇」を連動させる制度を目指します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から係長級昇任試験の実施

2 専門職の育成【25】

福祉・税務・用地部門など高度な専門性が求められる業務等について、専門職として人材を育成します。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

3 職員研修の充実【26】

職場研修に関する情報提供や研修ニーズに応じた科目設定など効果的・効率的な実施方法を確立するとともに、職員の人材育成基本方針・実行計画を見直します。

主なスケジュール → 平成 21 年度までに熊本市人材育成基本方針・実行計画の更新

4 技術力の向上【27】

公共工事の工事設計積算に関する質疑応答集を充実、情報の共有化を図るとともに、研修会の開催や土木研究所との連携強化により、技術力の向上を図ります。

主なスケジュール → 平成 21 年度から質疑応答集の作成・公開

*15 目標管理手法

職員自らが業務目標等を設定し、業務の進捗や遂行を職員自ら主体的に管理する手法。

第3節 組織・機構の見直し

組織の使命をより明確化することで、着実に成果を出せるようにするとともに、より市民に近いところで迅速な意思決定ができるような組織づくりを進めます。

<具体的取組>

1 組織体制の見直し【28】

施策体系と組織体系の整合（政策と局、施策と部、事業と課）を図り、効果的・効率的な施策展開と責任の明確化を図ります。

また、まちづくりの行政課題に柔軟に対応する組織づくりを進めます。

主なスケジュール

平成 22 年度に事務分掌の抜本的な見直し

2 (仮称)総務事務センターの設置検討【29】

給与、旅費支給など全庁共通な事務の一元化・集約化を図るとともに、効率的な処理体制を構築します。

主なスケジュール

平成 23 年度までに(仮称)総務事務センター設置に係る方針決定

3 職員健康保険組合、職員共済組合の見直し【30】

熊本市職員健康保険組合と熊本市職員共済組合を熊本県市町村職員共済組合へ移行し、制度の維持と事務の効率化を図ります。

主なスケジュール

平成 22 年度に熊本県市町村職員共済組合へ移行

第4節 定員の適正化

中期定員管理計画に基づき定員の適正化を図ります。

<具体的取組>

1 中期定員管理計画の推進【31】

簡素で効率的な行政体制を目指すとともに、まちづくりの重点施策により積極的に人員を投入していくため、中長期的な視点に立った定員管理計画を策定・推進します。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に準じ、5.7%の定員削減を図ります。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

(1) 目標数値

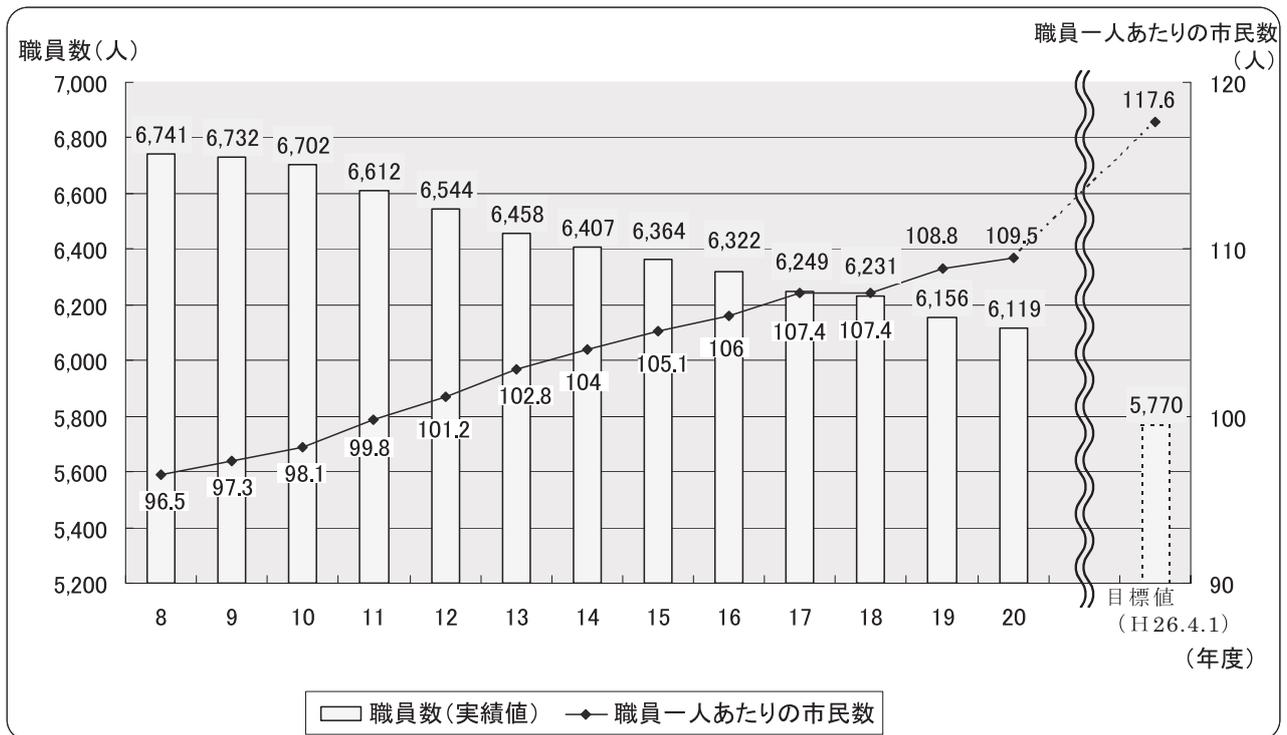
平成21年4月1日6,120人の職員数を5年間で350人(5.7%)を削減し、平成26年4月1日には5,770人の体制とします。

(2) 各会計の削減目標数

一般会計及び各企業における削減目標は、以下のとおり。

会計区分	削減目標	主な取り組み
一般会計等 (特別会計含む)	▲190	・アウトソーシングの推進 ・組織体制等の見直し など
病院事業会計	▲ 5	・経営改善に向けた人員体制の見直し など
交通事業会計	▲ 90	・経営改善に向けた嘱託化の推進 ・一般会計への計画的な配置転換 など
上下水道事業会計	▲ 65	・アウトソーシングの推進 ・再任用職員の活用 ・浄化センターの民間委託 など
計	▲350	

【職員数の推移】



※ 目標値における職員一人あたりの市民数は「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)をもとに推計している。

2 時間外勤務の縮減【32】

業務の分散化・平準化、職員が行うべき事務と臨時・嘱託職員で対応が可能な事務の整理を行います。

また、業務量の削減を目的とした事務・事業の廃止・統合を行うとともに、更なる事務の一元化若しくは集約化を目指します。

主なスケジュール → 平成21年度から継続実施

第5節 給与の適正化

国・民間等との均衡を踏まえた給与制度の適正化を図りながら、職員の能力・業績の適正な評価に基づいた給与制度を構築します。

<具体的取組>

1 給与制度の適正化【33】

職員の給与水準及び諸手当等について引き続き点検と見直しを行います。

また、職員の能力・業績等の適正な評価に基づき、職員の職務遂行に対する動機付けとなる給与制度を検討します。

主なスケジュール  平成 21 年度から継続実施

第2章 民間活力の活用

「民間でできるものは民間に委ねる」ことを原則に、行政と民間との役割分担を一層明確にし、最適な担い手による効率的で質の高いサービスを提供するため、業務委託に積極的に取り組むとともに、市が直接管理運営する公共施設については、*16 指定管理者制度等を活用していきます。

第1節 民間委託等の推進

民間が十分に担える事業で、民間が実施する方が効率的でサービス向上が図られるものについては、民間委託等を推進します。

<具体的取組>

1 アウトソーシングの推進【34】

民間提案による市民サービスの見直しをはじめ、各職場において業務委託の検討等を行い、更なる委託等の拡大を図るものを含め、計画的に推進します。

主なスケジュール  平成21年度から継続実施

アウトソーシングとは

事務事業(業務)の外部化のことで、この計画ではサービスの提供を民間市場に委ねることを前提とした業務の廃止・縮減や将来の民間委託等を視野に入れた定員配置の見直し(再任用職員・嘱託職員・臨時職員の活用)についても、広義のアウトソーシングとして掲げています。

【対象業務】

※各業務内容等は、実施プログラムシート(P81～P89)をご覧ください。

- (1) 債権回収代行業務
- (2) 市政だより編集業務
- (3) 市ホームページ管理業務
- (4) 電話交換業務

*16 指定管理者制度

体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公共施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された者に委任するもので、従来、出資法人等に限定されていた公の施設の管理委託制度を改め、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者(民間企業も可)が、公の施設の管理代行することとした制度。

- (5) 守衛業務
- (6) 公用車運転業務
- (7) 二輪車管理業務
- (8) 市役所駐車場管理業務
- (9) 各館ホール業務
- (10) 計量検査所の業務
- (11) 動物愛護業務
- (12) 燃やすごみ・紙収集業務
- (13) 環境工場の業務
- (14) 熊本城の管理業務(守衛、駐車場及び入園料金収納事務)
- (15) (動植物園)遊機具部門業務
- (16) 土木センターの業務
- (17) 学校給食業務

第2節 公共施設の見直し

民間等類似施設の充実、時代の変化に伴い設置目的の希薄化、さらには、管理運営費が大きく財政負担となっている施設については、存続する必要性を検証するとともに、サービスの向上策、運営方法の変更、運営の効率化等の観点から見直しを行います。

<具体的取組>

1 辛島公園地下駐車場【35】

新たな特別料金（打切り料金、1日料金等）の創設及び施設のあり方を検討します。

主なスケジュール

平成23年度に新たな特別料金を創設し、平成24年度までに施設のあり方を明確化

2 公設福祉施設【36】

施設毎に公設福祉施設としての必要性等について検討を行い、引き続き管理するものと民間に委ねる施設に峻別し、民営化する施設は譲渡します。

主なスケジュール

平成26年度に民営化する施設を譲渡

3 斎場【37】

アウトソーシングの更なる取り組みを進めるとともに、今後の施設全体の管理・運営のあり方について検討します。

主なスケジュール

平成24年度までに管理運営のあり方について方針を決定する

4 環境衛生事業所【38】

アウトソーシングの更なる取り組みを進めるとともに、今後の施設全体のあり方について検討します。

主なスケジュール

平成21年度から業務を順次民間委託

5 母子生活支援施設「大江荘」【39】

大江荘を廃止し、民設民営による母子生活支援施設の整備に取り組みます。

主なスケジュール → 平成 24 年度に開設

6 食肉センター【40】

熊本市食肉センターの代替施設確保等の諸問題を解決し、廃止します。

主なスケジュール → 平成 22 年度までに食肉センターを廃止

7 公設運動施設等【41】

公設運動施設等における委託業務の集約、管理人の雇用方法や指定管理者制度の導入など管理運営のあり方を検討します。

主なスケジュール → 平成 23 年度に管理運営方法等の見直し

8 あり方を見直す施設【42】

(1) 庁舎花畑別館

老朽化等により建替えが必要であり、今後のあり方を検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降、方針決定次第順次実施

(2) 産業文化会館

平成21年4月1日をもって閉館します。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降、方針決定次第順次実施

(3) 総合ビジネス専門学校

入学料、検定料等の見直しを行いつつ、民間での実施状況や市民ニーズの把握等、公設施設としての今後のあり方を検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降、方針決定次第順次実施

第3節 指定管理者制度の活用

公の施設の管理運営に関して、サービスの向上と経費削減が期待できるものは、引き続き、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき、制度導入を図ります。

<具体的取組>

1 総合女性センター【43】

施設の管理運営方法と事業展開のあり方などの検討を行い、制度を導入します。

主なスケジュール → 平成 24 年度から指定管理者制度導入

2 健軍文化ホール【44】

サービスコーナーの取扱いなどの検討を行い、制度を導入します。

主なスケジュール → 平成 25 年度から指定管理者制度導入

3 子ども文化会館【45】

大型児童館及び子育て支援センター(子育てほっとステーション)機能等の検証を行い、制度の導入を含め、会館のあり方を検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度までに方向性を決定

4 リサイクル情報プラザ【46】

施設のあり方について検討し、制度を導入します。

主なスケジュール → 平成 24 年度から指定管理者制度導入

第4節 PFI方式等の活用

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金や経営能力、技術能力を活用することで、低廉かつ良質なサービスが提供される場合には、*¹⁷PFI方式、*¹⁸DBO方式等の導入を検討します。

<具体的取組>

1 熊本城桜の馬場観光交流施設(仮称)等整備事業【47】

「桜の馬場地区」に歴史文化体験施設、多目的交流施設、総合観光案内所等を整備し、周辺地域への回遊性の向上を図ります。

主なスケジュール

平成 22 年度までに施設整備を行い、23 年度から運営開始

2 西部環境工場代替施設における整備・運営手法の検討【48】

整備や運営手法について、費用対効果や事業効果等、多面的な検討を行い、本市に適した事業手法を選択します。

主なスケジュール

平成 22 年度までに、基本設計・事業手法を決定

*¹⁷PFI (Private Finance Initiativeの略)方式

民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効果的、効率的に社会資本を整備しようとする手法。

*¹⁸DBO(Design Build Operate の略)方式

公共事業において、公共が資金を調達し、設計・建設、運営を一括して民間に委託する方式(公設民営)。
PFI に類似した事業方式。

第3章 財政の健全化

予算編成手法の見直しや、新たな財源の確保、資産の有効活用等を図りつつ、各種財政指標の目標達成に向け、財政の健全化に取り組めます。

1. 財政健全化に向けた基本的考え方

(1) これまでの取り組み

本市は、平成16年3月に「行財政改革推進計画」を策定し、行政改革の取り組みと一体となった、既存事業の見直しや事務事業の効率化、受益者負担の見直しなどを推し進めました。

その後、国の三位一体改革への対応や、九州新幹線全線開業の2年前倒し、及び、国保会計健全化に向けた一般会計負担増など、財政環境の一層の悪化が見通されたことから、予測される多額の収支不足を解消する具体的方針として平成18年3月に「さらなる財政健全化の方針」を定め、財政健全化に取り組んできたところです。

これらの取り組みの結果、公債費比率の改善や、財政調整基金が目標であった100億円の残高を達成するなど、財政指標の改善が図られるとともに、歳出の見直しや歳入の確保策によって生み出された財源を「まちづくり戦略計画」へ重点配分することによって、重要施策の推進を図ることが出来ました。

(2) 新たな視点による財政健全化への取り組み

今回の計画では、数値目標を明確化して財政健全化を更に推し進めるとともに、安定的で持続性のある財政運営の中で、基本構想に掲げる政策への財源の重点的・集中的投入を可能にし、「湧々都市くまもと」の実現を目指すこととしています。

特に、健全な財政運営を図る観点から

- ・ 周辺町との合併や、将来の政令指定都市移行を目指す上で、本市が取り組むべき課題や財源構成に変化が見込まれること
- ・ 中心市街地活性化基本計画事業の推進や公共施設の耐震化など、重要課題に多額の財政需要が見込まれること
- ・ 国の三位一体改革以降も、依然として厳しい地方財政運営が求められており、また、新地方公会計制度による財務諸表の公開や、実質公債費比率等、新財政指標による自治体の健全化判断がなされること

などに留意し、従来の本市の取り組みを総括した上で、新たな視点による財政健全化方策を取りまとめました。

2. 財政健全化目標値の設定

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、財政調整基金現在高、市債残高等の*19 各種財政指標について目標値を設定し、その改善・健全化に取り組みます。

< 具体的取組 >

1 各種財政指標の改善【49】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、実質赤字比率等、新財政指標による自治体の健全化判断がなされることに伴い、新財政指標による目標を定めます。また、従来目標を達成した財政調整基金現在高等についても、引き続き目標値を設定し、健全な財政運営に努めます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から実施

(各種財政指標の目標値)

	熊本市		人口40万人以上 中核市18市平均
	19年度決算	25年度目標値	
① 実質赤字比率 (※11.25%)	黒字	黒字を維持	18市とも黒字
② 連結実質赤字比率 (※16.25%)	黒字	黒字を維持	18市とも黒字
③ 実質公債費比率 (※25.0%)	13.9%	11%台	10.2%
④ 将来負担比率 (※350.0%)	117.3%	110%程度	101.5%
⑤ 経常収支比率	92.0%	現状を維持	91.9%
⑥ 財政調整基金現在高 〃 (1人あたり)	113億円 16,858円	135億円 20,000円程度	82億円 15,957円
⑦ 市債残高 〃 (1人あたり)	2,400億円 357,803円	2,000億円程度 300,000円程度	1,710億円 337,630円

※財政調整基金現在高及び市債残高は熊本市及び旧富合町の合算額

※市債残高は普通会計ベースで臨時財政対策債を除く

※1人あたり金額は、平成19年度末熊本市及び富合町の住民基本台帳人口計 670,844人による

※①～④の(*)の数値は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく早期健全化基準

※中核市平均は平成19年度決算値

* 19 各種財政指標

各指標の説明は、32 ページの一覧を参照

3. 財政の中期見通し

今後5年間の財政運営の指針となる財政健全化フレームを示します。

この中では、市税、地方交付税について、経済情勢や国の動きを踏まえて見積もるとともに、個別の行政改革の取り組みや自主財源確保策を盛り込み、一方で「熊本市基本計画」を踏まえた平成25年度までの財政運営を想定しています。

[歳入] 熊本市財政の中期見通し (単位：億円、%)

項目	当初								
	21年度	22年度	伸率	23年度	伸率	24年度	伸率	25年度	伸率
市税	923	929	0.7	934	0.5	937	0.3	947	1.1
地方交付税①	304	304	0.0	295	△ 3.0	295	0.0	295	0.0
(再掲) 実質的な地方交付税 ①+②	(373)	(373)	(0.0)	(362)	(△ 3.0)	(362)	(0.0)	(362)	(0.0)
国県支出金	389	429	10.3	442	3.0	431	△ 2.5	448	3.9
市債	276	264	△ 4.3	257	△ 2.7	241	△ 6.2	208	△ 13.7
うち臨時財政対策債②	(69)	(69)	(0.0)	(67)	(△ 3.0)	(67)	(0.0)	(67)	(0.0)
その他	306	274	△ 10.5	277	1.1	265	△ 4.3	267	0.8
計 (A)	2,198	2,200	0.1	2,205	0.2	2,169	△ 1.7	2,165	△ 0.2

[歳出]

項目	当初								
	21年度	22年度	伸率	23年度	伸率	24年度	伸率	25年度	伸率
義務的経費	1,291	1,257	△ 2.6	1,268	0.9	1,275	0.6	1,294	1.5
人件費	444	431	△ 2.9	427	△ 0.9	413	△ 3.3	415	0.5
扶助費	513	522	1.8	535	2.5	550	2.8	563	2.4
公債費	334	304	△ 9.0	306	0.7	312	2.0	316	1.3
投資的経費	289	340	17.6	339	△ 0.3	298	△ 12.1	265	△ 11.1
その他の経費	617	594	△ 3.7	598	0.7	592	△ 1.0	595	0.5
計 (B)	2,197	2,191	△ 0.3	2,205	0.6	2,165	△ 1.8	2,154	△ 0.5

収支 (A) - (B)	1	9	0	4	11
-----------------	---	---	---	---	----

財政指標	実質公債費比率	12.8%	12.1%	12.0%	12.0%	11.9%
	将来負担比率	112.7%	109.9%	110.9%	110.1%	109.2%
	経常収支比率	90.4%	90.6%	91.9%	91.6%	91.8%
	財政調整基金現在高	112	122	118	123	135
	市債残高	2,217	2,188	2,155	2,102	2,017

※市債残高は普通会計ベースで臨時財政対策債を除く

熊本市財政の中期見通し作成要領

平成 21 年度予算における制度・施策等を基本として、制度改革が確実に見込まれるものは反映するとともに、過去の決算状況等を参考に項目別に積み上げ、本市基本計画や行財政改革計画との整合性を勘案して、一般会計ベースの推計を行った。

歳入・歳出項目別試算の前提条件

1 歳 入

(1) 市税

現下の厳しい経済情勢を考慮し、個人・法人市民税について平成 23 年度までの減収を見込み、以降据え置いている。なお、徴収率は財政健全化計画で定める目標値で設定している。

(2) 地方交付税及び臨時財政対策債

国の歳出・歳入一体改革期間である平成 23 年度まで減収を見込み、その後は伸び率 0 % とした。

(3) 市債（臨時財政対策債を除く）

極力、発行額を抑制することとし、適債事業に現行の充当率を当てはめて推計した。

(4) その他

①国・県支出金

過去の伸び率を勘案しつつ、主たる項目については、それぞれの歳出に現行の補助率を当てはめて推計した。

②使用料及び手数料

過去の伸び率を勘案しつつ、財政健全化計画で見込まれる増収額を反映し推計した。

③その他

過去の伸び率等を勘案して推計した。

2 歳 出

(1) 人件費

行財政改革計画で予定している職員数の減を考慮した上で、退職手当の所要額等を勘案して推計した。

(2) 扶助費

生活保護費、保育所運営費等項目別に過去の推移等を勘案して推計した。

(3) 公債費

過去の発行分については償還計画により、今後の発行分については理論計算により推計した。

(4) 投資的経費

普通建設事業については、国の補助制度を積極的に活用し、個別事業の実施計画と今後の収支見通しを勘案して推計した。

(5) その他の経費

過去の推移等を勘案して推計した。

財政用語の説明

◆実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく早期健全化基準(以下、早期健全化基準):11.25%

◆連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率で、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

早期健全化基準:16.25%

◆実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

早期健全化基準:25.0%

(算式)(地方債元利償還金等一元利償還金等に充てられる特定財源一元利償還金等に係る基準財政需要算入額)
÷(標準財政規模一元利償還金等に係る基準財政需要算入額)

◆将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

早期健全化基準:350.0%

(算式)(地方債現在高+債務負担行為等に基づく将来の支出予定額等-地方債現在高等に係る基準財政需要算入見込額等)÷(標準財政規模一元利償還金等に係る基準財政需要算入額)

◆経常収支比率

経常的経費に充当された一般財源等の比率で、財政構造の弾力性を判断するための指標。比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいると考えられている。

◆市債

建設事業等の資金調達のための借り入れで、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

◆実質赤字額

歳入決算総額-歳出決算総額-翌年度に繰り越すべき財源

◆標準財政規模

市に見込まれる市税収入(標準税収入額)と普通地方交付税等の合計で、一般財源の標準的な規模とされるもの。

◆基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定した額のこと。

◆債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

<具体的取組>

2 予算編成手法の見直し【50】

「一般財源ベース」での要求シーリングの設定を行い全庁的に財源の意識を持った主体的な予算編成に取り組みます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

3 各種市民サービスにおける受益者負担の見直し【51】

施設の維持管理費やコストを賄うための料金設定を検討するほか、無料駐車場の有料化について検討します。

(1) 市営駐輪場の有料化

熊本市自転車駐車対策等協議会に対して、「駐輪場の有料化」について諮問し、その答申を踏まえ、有料化を目指します。

主なスケジュール → 平成 25 年度から実施

(2) 動植物園駐車場の有料化

動植物園の施設整備を進める財源として、駐車場の有料化を目指します。

主なスケジュール → 平成 23 年度から実施

(3) その他の使用料・手数料の見直し

既に有料化している施設の料金設定の見直しについて今後も検討を行います。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降順次見直し

4 税収等の確保、貸付金の回収【52】

税、国民健康保険料、保育料、市営住宅使用料については、引き続き徴収率の向上について取組むとともに、各種債権についても、適正な管理に向けた手法を検討します。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降順次実施

(1) 市税収納率の向上

税収の安定的な確保に向けて、更なる口座振替の推進など、より効果的な収納対策を講じます。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降順次実施

5 スポーツ施設における広告事業の導入【53】

施設の改修経費等の財源とするため、施設に広告スペースを確保し(アクアドームの電光掲示板下等)、企業広告の掲出に取り組みます。

アクアドーム等の*²⁰ネーミングライツ実現の可能性を広告代理店と協議します。

主なスケジュール → 平成 22 年度までにネーミングライツ導入の可否を決定

6 公共事業コスト構造の改善【54】

これまで実施してきたコスト縮減施策から、コストと品質の両面を重視した施策へ拡充します。

主なスケジュール → 平成 21 年度に公共工事コスト構造改善プログラムを策定し、順次具体的な施策を実施

7 補助金の見直し【55】

平成18年度に策定した「補助金見直し基準」に基づき、3年ごとに各種補助金の必要性や効果等を検証し、継続的な見直しに取り組みます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

8 野出・熊本線バス運行助成事業の見直し【56】

野出・熊本線バスについて、バス運行協議会と協議を進め、効果的・効率的な代替交通手段を導入します。

主なスケジュール → 平成 23 年度までに代替交通手段を導入

9 経常的な事務経費の見直し【57】

簡素で効率的な事務の執行体制を目指し、引き続き経常的な事務経費の削減に取り組みます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から継続実施

* 20 ネーミングライツ

公共の運動施設や文化施設などに、施設の「愛称」として、法人名、製品名、商品名などのブランド名を付けることができる権利。

10 事務事業の見直し【58】

限られた財源の重点配分を目指し今後も継続して事務事業の見直しに取り組みます。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

11 適正な公有財産の管理【59】

未利用地の有効活用を積極的に行うとともに、職員駐車の有料化など市有地の管理の適正化に取り組みます。

(1) 未利用地の活用

未利用地の有効活用を積極的に行うとともに、未活用の土地の処分については、市民への売却価格等を含め土地の情報の周知を十分に行い、購入機会を増やします。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

(2) 職員駐車の有料化

市有地の目的外使用許可や使用料の取扱いなどを整備し、市民センター等の出先機関や学校等に勤務する職員の自家用車駐車等の有料化を目指します。

主なスケジュール

平成 22 年度から実施

12 特別会計等の経営健全化【60】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、特別会計、企業会計を連結した指標も定められており、今後も各会計の健全化に取り組みます。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

第4章 環境配慮型行政の推進

本市^{*21}ISOを見直し、独自の環境管理システムを構築するとともに、市の公共事業において事業構想段階から自然環境の保全など環境負荷の低減を図る指針を策定し、運用を図ります。

また、環境に配慮した事務事業の推進を強化するためCO₂排出量削減に取り組みます。

<具体的取組>

1 環境管理システムの充実【61】

本市ISOを見直し、独自の環境管理システムを構築し、運用します。

また、市が実施する公共事業において環境への負荷を低減させるための環境配慮指針を策定し、運用します。

主なスケジュール

平成22年度までに本市ISOの見直しを行い、独自の環境管理システムを構築

2 CO₂削減を目指した事務・事業の推進【62】

紙やコピー枚数の節減数などCO₂削減実行シートを作成し、排出量の削減と削減量に相当する経費削減を行います。

また、職員の通勤方法について環境負荷の少ない手段への転換促進や低燃費・低排ガスの公用車導入を促進します。

主なスケジュール

平成21年度以降職員の通勤手段転換、^{*22}エコオフィス活動によるCO₂排出量削減等に取り組む

*21 ISO14001

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた、環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らす環境マネジメントシステムに関する国際規格。

*22 エコオフィス活動

市庁舎等において、節電、節水及びごみ減量等のため、昼休みの消灯、こまめな蛇口の開閉及びコピー用紙の裏面利用などの取り組み。

第5章 公営企業の改革

各公営企業が提供しているサービスについて、必要性、実施主体、水準、使用料等について検証を行い、改善項目について計画的に取り組むとともに、各公営企業で策定した経営改善計画等の着実な推進を図ります。

また、企業職員の給与等、職員数について、経営状況その他の事情を考慮し、引き続き適正化に努めます。

第1節 病院事業の経営健全化

<具体的取組>

1 *²³ 地方公営企業法の全部適用への移行【63】

地方公営企業法の全部適用へ移行します。

主なスケジュール

平成 21 年度に地方公営企業法全部適用へ移行

2 熊本市市民病院経営改善計画(改革プラン)の策定・推進【64】

現行「熊本市市民病院経営改善計画」を見直し、「熊本市市民病院経営改善計画(改革プラン)」を策定し、推進します。

主なスケジュール

平成 21 年度以降推進

* 23 地方公営企業法の全部適用

地方公共団体の経営する公営事業について、財務に関する規定の適用(一部適用)に加えて、組織に関する規定(管理者の設置)及び職員の身分取扱いに関する規定(地方公営企業労働関係法)についても適用すること。

第2節 交通事業の経営健全化

<具体的取組>

1 職員配置の見直し【65】

運輸職から行政職への職種変更試験の受験を促進するとともに、市長事務部局や交通局内部での配置換え等により、運輸職の効率的な職員配置を推進します。

主なスケジュール → 平成 21 年度以降実施

2 交通事業の経営健全化の推進【66】

新たに交通事業の経営健全化計画を策定し、人件費や経常経費の削減、乗客増等増収対策、未利用地の売却等により、収支適正化を図ります。

主なスケジュール → 平成 21 年度に本山営業所所管の路線を民間事業者へ移譲

第3節 上下水道事業の経営健全化

<具体的取組>

1 組織機構の適正化【67】

簡素で効率的な組織体制の整備を図り、中長期的な視点にたった定員管理を進めます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から組織機構の見直し、定員の適正化

2 民間的経営手法の有効活用【68】

直営業務のあり方を見直し、更なるアウトソーシングの検討を行い、可能なものから進めます。

主なスケジュール → 平成 21 年度から実施

3 水道料金体系の見直し【69】

「水道事業経営基本計画」に基づいて、基本水量制の見直しなど、節水社会等へ対応した料金体系を構築します。

主なスケジュール → 平成 21 年度までに新料金体系へ移行

4 「中・長期経営計画」の見直しと推進【70】

安定した事業経営に向けて「中・長期経営計画」を見直し、着実に推進します。

主なスケジュール → 平成 21 年度に「中・長期計画」の見直し

5 浄化センターの運転管理業務の民間委託【71】

中部または東部浄化センター運転管理業務の民間委託を検討します。

主なスケジュール → 平成 25 年度からいずれかのセンターを民間委託
※平成 21 年度から南部浄化センターは民間委託

第6章 外郭団体の改革

各団体と市において、「外郭団体経営改革計画」の検証を行うとともに、(仮称)第2次・外郭団体経営改革計画の策定や公益法人制度改革等に対応する取り組みを支援します。

第1節 外郭団体経営改革計画の見直し

＜具体的取組＞

1 公益法人制度改革への対応【72】

(仮称)第2次・外郭団体経営改革計画を策定するとともに、国、県の動向や他都市の状況把握に努め、具体的な取り組みを進めます。

主なスケジュール

平成21年度までに(仮称)第2次・外郭団体経営改革計画を策定

2 市の関与の見直し【73】

*24 公益法人制度改革への対応や各団体の経営改革等を総合的に勘案しながら、自主的・自律的な経営ができる体制確保に向け、市の関与を今後も縮減します。

主なスケジュール

平成21年度から継続実施

*24 公益法人制度改革

従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度(一般法人)を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会(公益認定等委員会)の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設する。

第7章 政令指定都市の実現

活力と魅力にあふれる熊本市を築きあげていくためには、九州中央における拠点性をさらに高めていかなければなりません。そうした新しいまちづくりを迅速に進めるため、現行制度において権限と財源が最も充実している政令指定都市の実現を目指します。

<具体的取組>

1 組織機構の検討【74】

区役所機能や出先機関のあり方について、関係部署との連携を図りながら検討を行います。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

2 移譲事務の検討【75】

*25 政令指定都市移行に向け、県からの事務移譲に関する課題等について更なる調査・研究を行います。

主なスケジュール

平成 21 年度から継続実施

*25 政令指定都市

一定の規模を持つ大都市に対し、市民生活に関わりの深い住民サービスをよりスムーズに行えるようにするため法令により、都道府県なみの権限と財源を特例として与えられた市を「政令指定都市」という。

地方自治法では、「政令で指定する人口 50 万人以上の市」と規定されているが、実際にこれまでは、近い将来人口 100 万人を超えると見込まれる 80 万人以上の都市が政令指定都市に指定されてきた。しかし、「市町村の合併の特例等に関する法律(平成 17 年 4 月 1 日施行)」に基づき、政府が発表した新市町村合併支援プランでは、法の有効期限である平成 22 年 3 月までに「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。」という内容が盛り込まれ、人口要件が 70 万人程度に緩和されている。

第4 実施プログラム

※ プログラムの実施時期については、以下により表記しています。

■「継続実施」

これまでの行財政改革推進計画で既に実施中の内容を、計画においても引き続き取り組めます。

■「検討」

実施に向け調査、研究、関係機関との協議及び検討を進めます。

■「決定」

検討結果を踏まえ、取り組み方針、計画内容等を決定します。

■「準備」

方針等を決定後、実施に向けた準備(期間等を要するもの)、例えば指定管理者制度導入に向けた公募、議案の上程等を行います。

■「実施」

プログラム内容を具現化します。

■「⇒」

「検討」、「準備」、「実施」期間が複数年度にわたる場合、若しくは「実施」内容の充実や拡大等に継続的に取り組みます。

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	1	市民参画と協働の推進				
	プログラム	1	自治基本条例の制定と運用【1】				
所管課		市民生活局 市民協働推進課	関係課等	全課			
現状と課題		【現状】 自治基本条例に盛り込む項目、内容などについて、自治基本条例検討委員会で協議中である。 (平成19年9月「熊本市自治基本条例検討委員会」設置、平成21年3月末まで17回開催)					
		【課題】 この条例は、市民・議会・行政の役割と責務を明確にするとともに、自治の基本理念や市政運営のルール等を定めることから、まちづくりの主役である市民へ周知する必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	自治基本条例検討委員会での協議	継続実施	⇒				
2	自治基本条例施行	検討	⇒	実施			
3	自治基本条例運用			実施	⇒	⇒	⇒
4	市民への周知	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要		1	「自治基本条例検討委員会」において、自治基本条例に盛り込む項目、内容などについて協議を行う。				
		2	「自治基本条例検討委員会」での協議結果を受け、条例制定に向けた整理を行い平成22年4月の施行を目指す。				
		3	条例施行後は、自治基本条例の理念を実現するため条例の運用を行う。				
		4	市民への周知を図るため、「市政だよりでの広報」のほか、「シンポジウム」「オープンハウス」「地域説明会」「パブリックコメント」「出前講座」などを実施する。				
目標		自治基本条例を制定し、*1参画と*2協働によるまちづくりを進める。					
取組み効果		参画と協働によるまちづくりが進むことにより、市民志向の質の高い市政運営が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		市民参画・協働による事業の割合 平成20年度 28% → 平成25年度 50%					
備考		*1(市民)参画 市民が施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。 *2協働 行政や行政以外(市民活動団体や事業者等)の多様な団体等が、同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	1	市民参画と協働の推進				
	節						
	プログラム	2	地域コミュニティの活性化【2】				
所管課		市民生活局 地域づくり推進課	関係課等	各まちづくり交流室			
現状と課題		【現状】 ・自主自立の地域づくり推進組織となる*1校区自治協議会の設立については、自治会や各種団体への説明会等を行い、平成16年度は総数で15校区、17年度57校区、18年度65校区、19年度70校区、20年度71校区と増加してきた。 ・平成20年4月に総合支所・市民センター等16ヶ所にまちづくり交流室を設置し、地域づくりの支援組織を強化した。					
		【課題】 住民一人ひとりが自らが住む地域に関心を持ち、お互いに協力しながら、暮らしやすい地域を形成していくためには、住民相互の連帯感の醸成や地域の課題解決に向けた住民主体の活動を活性化する必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	地域づくり活動の支援	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	校区自治協議会の設立	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要	1	校区自治協議会における地域課題解決に向けた取り組みなど主体的な地域づくり活動を積極的に支援する。					
	2	未設立校区については、設立校区における活動成果の事例紹介等により、引き続き設立に向けた働きかけを行っていく。					
	3						
目標	地域の実情に応じた支援体制づくりを進め、地域活動のさらなる活発化を支援する。						
取組み効果	住民の自主的活動の拡大及び*2地域コミュニティの活性化が図られる。						
成果指標 (数値目標等)	校区自治協議会設立数 平成20年度71校区 → 平成25年度80校区						
備考	*1校区自治協議会 町内自治会をはじめ社会福祉協議会、青少年健全育成協議会、地域公民館、防犯協会など小学校区の地域団体が構成され、各団体が連携し地域活動の推進や、地域課題へ対応することにより、円滑な校区運営を図るための組織。 *2地域コミュニティ 町内や小学校区など人々が共同体の意識を持って生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。						

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	1	市民参画と協働の推進					
	プログラム	3	市民参画の推進【3】					
所管課		市民生活局 市民協働推進課		関係課等	全課			
現状と課題		【現状】 全庁的に市民参画を進めるため、*PI(パブリックインボルブメント)マニュアルを作成するとともに、実施方針を定め、職員研修等により周知した。						
		【課題】 PIの概念、具体的手法、効果等の理解が十分でないことから、各事業での活用が少ない。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	PI手法の活用		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2								
3								
実施概要		1	<ul style="list-style-type: none"> PIに関する理解を深めるため、職員研修等を実施するとともに、その活用を図るためPIの実施事例や効果等の情報を提供する。 加えて、各事業の取り組み状況を市民に公表する。 					
		2						
		3						
目標		全ての事業で、市政への市民参画(事業説明、情報提供、意見募集等)を進める。						
取組み効果		市民の意見を事業に反映させることで、より効果的で満足度の高い市政運営が図られる。						
成果指標 (数値目標等)		市民参画の件数 平成19年度 448件 → 平成25年度 800件						
備考		*PI(パブリックインボルブメント) 施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民に情報を提供した上で、価値観を見極め調整しながら、柔軟に施策立案を進める市民参画の理念であり、過程のこと。						

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	1	市民参画と協働の推進				
	節						
	プログラム	4	新しい公共の推進【4】				
所管課		市民生活局 市民協働推進課	関係課等	全課			
現状と課題	【現状】	<p>*1新しい公共の担い手となる*2市民活動団体が年々増加し、様々な活動を活発に行っている。</p> <p>※参考 熊本市内で活動するNPO法人数 平成18年度末188団体→平成19年度末212団体 ボランティア保険加入団体数 平成18年度末1,637団体→平成19年度末1,756団体</p>					
	【課題】	<p>多様化する市民ニーズ、地域や社会的課題にきめ細かく対応していくためには、市民活動団体と協働で取り組んでいく必要がある。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	協働事業の推進	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	新しい公共の担い手への支援	検討	⇒	実施	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要	1	「協働の形態」を行政内部や市民活動団体等へ周知するとともに、協働事業を推進するために各事業のヒアリングを実施する。					
	2	福祉、環境、教育などの分野で行政と行政以外(市民活動団体や事業者等)の多様な主体が互いに連携してきめ細やかなサービスを提供する「新しい公共」の担い手への支援策、例えば協働提案、既存施設の利用拡大等を検討する。					
	3						
目標	市民活動団体と行政との協働の推進と市民活動団体による自主的な活動を増加させる。						
取組み効果	市民活動団体が「新しい公共」の担い手となることで、多様化した市民ニーズにきめ細かく対応できるようになる。						
成果指標 (数値目標等)	市民協働の件数 平成19年度 332件 → 平成25年度 600件						
備考	<p>*1新しい公共 行政や行政以外(市民活動団体や事業者等)の多様な団体等がそれぞれが対等な立場で相互に補完し合いながら課題解決に取り組み、生活の向上を図っていく新たな領域のこと。</p> <p>*2市民活動団体 社会的役割(社会的貢献)を意識した市民の皆さんにより自主的に組織され、継続的活動を行う団体で、地域団体・ボランティア団体・NPO等 NPO・・・私的営利を目的としない社会的な使命を目的とした民間組織(NonProfit Organizationの略)。</p>						

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	2	市政情報の共有化					
	節							
	プログラム	1	わかりやすい財政状況の公表【5】					
所管課		企画財政局 財政課		関係課等				
現状と課題		【現状】 ・各年度、決算状況をわかりやすく解説した「財政ってなあに」を作成し公表している。 ・平成20年度からは予算や財政状況をわかりやすく解説した「熊本市の財政状況」を作成し公表している。						
		【課題】 合併・政令指定都市の実現を目指す中、一層わかりやすく財政状況を説明する必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	わかりやすい財政状況の公表		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	政令指定都市移行後の財政状況の検討・公表		実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3								
実施概要		1	「財政ってなあに」及び「熊本市の財政状況」の公表内容について、よりわかりやすい解説に努めるとともに、市民説明会や職員研修での活用を図る。					
		2	政令指定都市移行後の財政収支見通しを作成し、わかりやすい解説に努めるとともに各種説明会や職員研修の場において広く周知していく。					
		3						
目標		市民に対し、財政状況をわかりやすく説明するとともに、職員の財政状況に対する理解度を深める。また、政令指定都市移行後の財政状況についても、熊本市民のみならず近隣町の方々にも十分理解していただけるような公表・説明を行う。						
取組み効果		・市民、職員の本市の財政状況に対する理解度が深まる。 ・政令指定都市移行に向けた財政面からの理解が深まる。						
成果指標 (数値目標等)		財政状況に関する説明会の回数(各年度4回)						

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	2	市政情報の共有化				
	節						
	プログラム	2	公共事業等採択基準の明確化・公表【6】				
所管課		企画財政局 企画課			関係課等		
現状と課題		<p>【現状】</p> <p>市民に開かれた公共事業の推進を図るため、各種公共事業等の採択基準の明確化・公表や計画段階からの情報提供を行ってきた。具体的には、平成16年度から経営戦略会議を設置し、一定規模以上の公共事業に係る事業採択についても全庁的に検討し決定する仕組みを構築した。</p> <p>また、経営戦略会議における審議事項については市ホームページで公開し、透明性の確保に努めている。</p>					
		<p>【課題】</p> <p>今後も採択基準の策定・公表を進める必要がある。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	公共事業に係る事業採択基準の構築	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2							
3							
実施概要	1	市民に開かれた公共事業の推進を図るため、各種公共事業等の採択基準の明確化・公表や計画策定段階からの情報提供に取り組む。					
	2						
	3						
目標	各種公共事業等の採択基準の策定及び随時公表を行う。						
取組み効果	公共事業等の採択についての透明性の向上が図られる。						
成果指標 (数値目標等)	採択基準又は整備計画・要綱の順次公開						

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	2	市政情報の共有化					
	節							
	プログラム	3	要綱の公開【7】					
所管課		総務局 総務課 法制室		関係課等	全課			
現状と課題	【現状】 本市には使用料の減免要綱、補助金交付要綱、行政指導要綱など市で行う様々な事務事業に関する手続や基準、運用方法などを定めたいわゆる「要綱」と呼ばれる文書が1,500件程度存在する。これらの要綱は、情報開示請求に基づいて公開しているが、ホームページに掲載するなど簡単に閲覧できるものは少ない。							
	【課題】 要綱は市民生活に密接に関係したものも多く、そのような要綱は市民の利便性を向上するためにも公開する必要がある。また、職員向けの内部規定としての要綱であっても、行政の透明性、公正性を図るため必要なものは公開する必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	要綱の内容精査		検討・実施	⇒				
2	要綱の公開		検討	実施	⇒			
3								
実施概要	1	要綱チェックシートを作成し、内容精査を行う。						
	2	公開手法(公開基準も含む。)を検討し、順次ホームページに掲載する。						
	3							
目標		要綱をホームページで原則公開する。						
取組み効果		行政における様々な手続や事務事業の根拠が明らかになることにより、行政の透明性・公平性の向上が図られる。						
成果指標 (数値目標等)		平成22年度までに基準に基づき公開する要綱の割合 100%						

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	2	市政情報の共有化				
	プログラム	4	行政文書目録の公開【8】				
所管課		総務局 総務課		関係課等	全課		
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な文書管理の確立は、行政運営の重要な課題として、国においても新たな公文書管理システムの構築に向けた検討がなされている。 本市では、平成16年度から収受又は起案した文書を電子データで管理するシステムを導入し、平成20年7月までに200万件を超える文書が登録され、文書の追跡可能性や文書管理に対する信頼性を確保している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の意思決定過程を記録した公文書は、行政運営において貴重な資料であるとともに、行政の住民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な市民の貴重な共有財産である。 市民の共有財産であり知的資源である公文書の利活用を促進するため、利用機会の充実、利便性の向上を図り、文書の利用可能性(アクセシビリティ)を確保することは、現在及び将来の市民に対する行政の務めである。 現在、全国で28都市が、ホームページで公文書目録を公開している。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	行政文書目録公開システムの導入	検討・決定	準備	実施			
2							
3							
実施概要		<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開する項目の検討及び各文書主管課による公開する文書確認と整理を行う。 システム導入と公開データの登録及び公開を行う。 <p>2</p> <p>3</p>					
目標		市ホームページから、文書管理システムに登録された収受文書又は起案文書の目録を検索し閲覧できるようにする。					
取組み効果		市政運営に対する行政の説明責任を果たすとともに、市政情報の共有化に寄与できる。					
成果指標 (数値目標等)		システム登録文書に対する目録公開対象文書件数の割合 (※平成22年度のシステム稼動時に設定)					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供				
	プログラム	1	総合的防災力の向上【9】				
所管課		総務局 危機管理防災室 消防局 総務課	関係課等	消防局 各課			
現状と課題		【現状】 ・防災に関する市民の意識が高まる中、安全で安心して暮らせるまちづくりが重要施策となっている。 ・その具体的な取り組みとして、多様化する危機事象への対応を強化するため、「危機管理防災室」を設置したほか、「熊本市危機管理指針」を策定した。					
		【課題】 ・現在、危機管理防災室(市役所本庁舎)と消防本部(消防局・司令管制室)が位置的に離れているため、情報の伝達・意思決定等の面において課題がある。 ・最も基本的な市民サービスである、市民の生命、身体及び財産の保全を図るためには、執務室の一体的整備を含めた防災体制の充実・強化の必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	執務室の一体的整備	検討	⇒	⇒	決定	準備	⇒
2	連携体制の整備	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	防災情報システム・消防司令管制システムの構築	検討	⇒	⇒	⇒	決定	準備
実施概要		1 ・堅牢性と、非常時の通信機能を有した防災拠点として整備する。 ・災害対策本部設置時に、各対策部(各局)との連絡調整が容易な場所とする。 ・消防本部機能の移転による、消防局と他部局との情報共有、連絡調整等の効率化を図る。(平成28年度供用開始)					
		2 ・機能的な運営を行うための組織体制と事務分掌を検討する。 ・具体的な連携内容を検討し、必要なマニュアル等を整備する。					
		3 防災情報システム及び消防司令管制システムを合わせて開発し、可能な限り共有化するなど連携強化とコスト削減を図る。(平成28年度運用開始)					
目標		危機管理防災機能と消防機能の連携を強化することにより、正確で迅速な情報の把握と機動的な初動態勢の確立等、総合的防災力の向上を目指す。					
取組み効果		・危機事象発生時における情報の共有化により、意思決定の迅速化・効率化が可能となり、組織として一体的な防災力の向上が図られる。 ・システム機器の一体的開発における経費が削減できる。					
成果指標(数値目標等)		平成24年度までにシステム開発方針決定					
備考		※消防救急無線のデジタル化期限 平成28年5月					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供				
	プログラム	2	コールセンターの円滑な運用 【10】				
所管課		企画財政局 広聴課		関係課等	行政経営課、管財課		
現状と課題		<p>【現状】</p> <p>*コールセンターは、市民からの問い合わせ窓口を一元化し、迅速丁寧な対応を行うとともに、年中無休、時間外(8時～21時まで)の対応により市民の利便性を高め、市民サービスの一層の向上を図る目的で、平成20年6月1日から本格運用を開始した。</p> <p>【課題】</p> <p>コールセンターの利用を促進することにより、市民サービスの一層の拡充を行うとともに、各課の負担軽減を図る必要がある。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	コールセンターの運用	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	コールセンターの業務拡大	検討	⇒				
3							
実施概要		<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> きめ細かなPR等により市民へ周知し、利用の拡大を図る。 イベント・講座等の案内や受付業務、コールセンターホームページでの簡易なアンケート調査など、全庁的な活用促進を図る。 サービスレベルの維持向上のため、適宜、検証・改善を行う。 <p>2</p> <p>コールセンターの取り扱う業務の拡大を目指す。</p> <p>3</p>					
目標		コールセンターの利用拡大により市民サービスの拡充を行うとともに、活用促進により各課の負担軽減を図る。					
取組み効果		市民サービスの向上、情報格差の解消、業務の効率化、市民ニーズの把握と市政への反映が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		市民満足度 4点以上(5点満点:年2回市民満足度調査を実施)					
備考		<p>*コールセンター</p> <p>本市に関する様々な問合せ(制度や手続き、施設、観光、公共交通機関の情報等)に専門のオペレーターが対応する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設 平成20年6月1日 受付チャンネル 電話、FAX、電子メール、ホームページから。 運用時間 年中無休、午前8時～午後9時 運用形態 民間への業務委託 受付体制 スーパーバイザー1席、オペレーター3席を基本とし、季節や時間帯などの入電件数の変動に柔軟に対応 対応範囲 様々な問い合わせに対応するが、専門的な内容や個人情報を含む問い合わせなどコールセンターで回答できない場合は、担当課の案内もしくは取次ぎを行う。 					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供				
	プログラム	3	窓口サービスの充実【11】				
所管課		市民生活局 市民課		関係課等	各総合支所、各市民センター、五福まちづくり交流室、健軍文化ホール		
現状と課題		【現状】 ・住民基本台帳法の改正により窓口での本人確認が厳格化されたが、住民票関係申請書様式は従来どおりである。 ・市民センターは、本庁各課の業務(税、保険等)を同じ窓口で受付しており、各業務の申請書ごとに同じ内容(住所、氏名等)を記入している。 ・市民サービスコーナーは、土曜・日曜、祝日及び平日の19:30まで住民票等を即日交付している。					
		【課題】 ・本人確認の厳格化に各種申請書様式の見直し(必要以上の記入不要など) ・市民センターでの分かりやすく、煩雑とならない統一申請書様式等の検討 ・市民サービスコーナーのあり方(設置場所、業務内容)の検討が必要である。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	申請書様式の見直し(統一化)	検討	⇒	実施			
2	市民サービスコーナーの充実	検討	⇒	⇒	実施	⇒	⇒
3							
実施概要		1	・関係法令と照らし合わせたうえで申請書様式を見直す。 ・市民のニーズを把握(住民票と所得証明書を併せて請求する者の割合等)し、市民にとって分かりやすく、簡素な申請書に見直す。				
		2	市民サービスコーナーの設置場所や税関係証明書の発行等の業務内容を市民の視点で見直す。				
		3					
目標		・市民にとって分かりやすく、利便性の高い窓口サービスを目指す。 ・多様化する市民ニーズに対し、費用対効果を検証したうえで、できる限り応える。					
取組み効果		満足度の高い窓口サービスを提供する。					
成果指標 (数値目標等)		窓口対応に満足している市民の割合 平成20年度 79%→ 平成25年度82%					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供					
	プログラム	4	消費者行政の充実【12】					
所管課		市民生活局 生活安全課 消費者センター	関係課等					
現状と課題	【現状】 消費者と事業者の情報量等の格差に起因するトラブルが相談の多くを占め、特に社会的弱者の被害が複雑多様化するなど消費者問題はますます悪質化している。							
	【課題】 ・消費者被害の未然・拡大防止が急務である。 ・複雑多様化する相談内容に的確に対応していくためには、相談窓口の充実とともに関係団体等との更なる連携強化を図る必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	消費者相談・啓発業務の委託		検討	⇒	⇒	⇒	実施	⇒
2	(仮称)消費生活条例の検討		検討	⇒	⇒	⇒	実施	
3								
実施概要	1	嘱託職員による相談体制を見直し、相談、啓発業務等の包括的委託など相談体制の充実を図る。						
	2	消費者保護施策等について定める(仮称)消費生活条例を検討する。						
	3							
目標	消費生活の安定と向上を目指す。							
取組み効果	消費生活の安定が図られる。							
成果指標 (数値目標等)	消費者センターへの相談により解決可能となった割合 平成20年度 88.2% → 平成25年度 95%							

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供				
	プログラム	5	税等のクレジットカードによる収納【13】				
所管課		企画財政局 企画課		関係課等	各公共料金等所管課		
現状と課題		【現状】 地方自治法の改正により公共料金のクレジット収納が本格的に導入可能となった。本市においては、税務部にプロジェクトを設置して検討を行っている。					
		【課題】 クレジットカードの利用は日常生活全般にわたる各種の支払いに普及しており、納入義務者の利便性の向上を図るため、クレジットカード収納の検討の必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	コンビニエンスストア料金収納の導入効果検証	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	導入可能な収納項目の検証・抽出	検討	⇒	⇒			
3	導入可能な収納項目のクレジットカード収納の実施			決定・準備	実施		
実施概要		1 コンビニエンスストアでの料金収納について、利便性の向上、費用対効果を検証し、収納率の推移等を踏まえ、拡充について検討するとともに、クレジットカードによる収納の効果について比較検討する。					
		2 先進事例の調査・研究を行い、導入可能な収納項目及びクレジットカードの利用形態(対面式、非対面式等)について検討する。同時に、導入において予想される問題点・課題を抽出し、解決策について検討する。					
		3 導入可能な収納項目について、クレジットカードによる収納を実施する。					
目標		クレジットカード収納の導入を進める。					
取組み効果		利便性の向上が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		平成22年度までに導入可能な収納項目の検討の結果を踏まえ設定					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供				
	プログラム	6	児童育成クラブの見直し【14】				
所管課		子ども未来局 青少年育成課	関係課等				
現状と課題		【現状】 ・在籍児童数の増加に伴い、施設の安全性や衛生面での配慮が一層重要となっている。 ・大規模クラブ(71人以上)については、平成22年度より国庫補助金の廃止が予定されている。					
		【課題】 大規模クラブ解消のための施設整備や運営面の改善等を行う必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	施設整備	検討・決定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	運営面の改善	検討・決定	準備	実施	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要	1	庁内検討委員会を設置し、他都市の調査や児童数の将来推計を基に整備計画を策定し、計画的に施設の分離・拡充を図る。					
	2	指導員の資質の向上を図るため、専任指導員の導入等について検討を行う。					
	3						
目標		整備計画を策定し、計画的に実施することにより、子どもたちの健全育成を目指す。					
取組み効果		施設整備や運営面の改善に取り組むことにより、放課後児童の安全・安心な場を確保し、子育て支援の一環として児童の健全育成が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		*児童育成クラブ利用者満足度 平成20年度 77% → 平成25年度 82%					
備考		*児童育成クラブ 保護者の方が仕事等で昼間家庭にいない小学校1～3年生を対象に、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図るために、地域・学校の協力を得て開設する。					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供				
	プログラム	7	保育サービスの充実【15】				
所管課		子ども未来局 保育幼稚園課	関係課等	教育委員会事務局 総務企画課			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な保育ニーズに対応するため、土曜一日保育や一時保育などの充実を図るとともに、平成15年度に実施した保育需要調査の結果を踏まえ、新たな保育所の設置を進めた。 市立保育所については、寺原保育園(平成19年度～)、水前寺保育園(平成20年度～)の民営化、地域子育て支援センターの設置など、地域の子育て支援の充実・強化に取り組んできた。 市立幼稚園については、地域子育て支援の取り組みを強化した。 					
		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核家族化の進展、共働き家庭の増に伴い、保育ニーズの増加が続いているとともに地域的に需要量に対する供給量の過不足があり、これを解消する必要がある。また、育児休業中の継続保育や休日保育などの新たなニーズが生じており、更なる検討を行う必要がある。 市立保育所・幼稚園については、平成20年3月に策定された市建築物耐震化改修促進計画により耐震化や老朽改築が必要となる施設について、今後の対応を検討する必要がある。 これらの課題に対しては、平成19年度に実施した保育需要調査結果の分析をもとに、保育所、幼稚園におけるそれぞれのサービスのあり方について、民間施設との役割分担の見直しや民営化・統廃合も含めて、総合的に検討する必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	保育サービスの充実	検討・決定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	市立保育所の見直し	検討	⇒	決定	準備	実施	⇒
3	市立幼稚園の見直し	検討	⇒	決定	準備	実施	⇒
実施概要		<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育需要調査結果の分析をもとに、保育サービスの量的拡充と提供手段の検討を進める中で、その方向性を明らかにし、保育所整備を進める。 年末保育についてモデル園での実施など、新たなニーズに対応した保育サービスの充実を図る。 					
		<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 民営化した寺原保育園と水前寺保育園の契約遵守事項の審査及び第三者評価による検証を行う。 施設の老朽化した保育園の民営化や統廃合の可能性について、具体的な検討を行う。また、市立保育園・幼稚園の耐震化について、老朽改築も含めその対応を検討する。 					
		<p>3</p> <p>市立幼稚園については、他都市の状況を調査するとともに、教育委員会と協議を行いながら、今後のあり方を検討する。</p>					
目標		新たなサービスの実施や待機児童を減らすことなどにより、保育サービスへの満足度を高める。					
取り組み効果		サービスの維持向上及び効率化が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		保護者満足度 平成20年度 85% → 平成25年度 88%					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供				
	節						
	プログラム	8	社会教育施設の利用拡大【16】	(1)	金峰山少年自然の家		
所管課		教育委員会事務局 生涯学習課		関係課等			
現状と課題		【現状】 市内全小学校(81校)5年生を対象とした集団宿泊や少年団体等の一般団体の受け入れを行っており、子どもたちを対象としたプログラム(わくわく金峰少年隊シリーズ等)や、家族を対象としたショートプログラム(自然観察・農業体験等)等の主催事業(宿泊、日帰り)の充実を図り、サービス向上や利用拡大に努めている。 (利用者数 平成16年度 29,625人 → 平成19年度 30,605人)					
		【課題】 ・休日及び夏休みなどの長期休業期間中等の利用拡大を推進する。 ・職員体制の検証と運営体制の見直しが必要である。 (平成20年度 職員6名、嘱託指導員4名、臨時(養護)1名)					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	施設利用の拡大	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	職員配置の見直し	検討	決定・準備	実施			
3							
実施概要		1	施設周辺の国有林野を利用した活動エリアの拡大や魅力ある活動プログラムの開発と効果的な広報手段による情報発信を行う。				
		2	事務業務の再点検や事務業務の一部移管等により職員配置の見直しを実施する。				
		3					
目標		施設利用拡大と効率的な施設運営体制を確立する。					
取組み効果		自然体験活動の推進と効率化が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		施設利用者満足度 平成20年度 94% → 平成25年度 100% 施設利用者数 平成19年度 30,605人 → 平成25年度 32,000人					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供					
	プログラム	8	社会教育施設の利用拡大【16】	(2)	図書館			
所管課		教育委員会事務局 図書館		関係課等	企画課、地域づくり推進課、総合女性センター			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の充実、図書館サービスの拡充・強化、子どもの読書活動推進による図書館利用の拡大を図るとともに、職員配置の見直し、図書館ボランティアの導入等により、効果的・効率的な管理運営に努めてきた。(貸出冊数 平成16年度 1,941,199冊 → 平成19年度 1,971,089冊) ・市民の生涯学習の拠点施設として、また、これから求められるレファレンスを重視した課題解決型図書館を実現するため、「業務改善」、「図書館電算システム更新」、「情報交流施設(情報図書部門)」の3つのプロジェクトを設置し、検討している。 						
		<p>【課題】</p> <p>利用拡大への取り組みや効果的・効率的な管理運営を行う必要がある。</p>						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	図書館図書管理システムの統合化と利用拡大		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	図書館業務の一部民間委託等の導入		検討	実施	⇒	⇒		
3								
実施概要		1	熊本市立図書館図書管理システム更新と併せ、熊本市総合女性センターの図書管理システムを統合し、利便性の向上を図る。					
		2	平成21年4月から図書搬送業務の民間委託を導入する。また、他の図書館業務も引続き検討を加え、段階的な民間委託の導入を実施し、業務の効率化を図る。					
		3						
目標		サービスの向上と利用拡大を図る。						
取組み効果		<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入経費の削減、利用拡大が図られる。 ・図書の搬送回数が、週2回から6回に増加するなどサービスの向上と業務の効率化が図られる。 						
成果指標 (数値目標等)		<p>施設利用者満足度 平成20年度 61% → 平成25年度 70%</p> <p>図書貸出冊数 平成19年度 1,971,089冊 → 平成25年度 2,300,000冊</p>						

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供					
	節							
	プログラム	8	社会教育施設の利用拡大【16】	(3)	博物館			
所管課		教育委員会事務局 博物館		関係課等				
現状と課題		【現状】 特別展、企画展、子ども科学・ものづくり教室等の事業の展開による利用拡大を図るとともに、職員配置の見直しやボランティアの活用等により効果的・効率的な管理運営に努めてきた。 (入場者数 平成16年度 85,352人 → 平成19年度 95,782人) (利用料収入 平成16年度 12,109千円 → 平成19年度 14,120千円)						
		【課題】 更に、魅力ある展示や講座の開講などの事業を展開し、博物館ボランティアによる館内案内や同好会との共同による研究や資料整理など、親しまれる博物館運営を目指す必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	施設の利用拡大		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	施設の利用拡大(プラネタリウム)		検討・決定	準備	⇒	実施	⇒	⇒
3								
実施概要		1	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵資料を活用し、展示資料の入れ替えや各種教室・展示会の開催を行う。 ・博物館関係団体の充実や連携の強化を図る。 ・広報の強化を図る。 					
		2	プラネタリウムの更新を図るとともに、映像を活用したコンサートや講演会等多目的な活用を行う。					
		3						
目標		親しまれる博物館運営を行う。						
取組み効果		利用拡大が図られる。						
成果指標 (数値目標等)		施設利用者の満足度 平成20年度 72% → 平成25年度 80% 年間入館者数 平成19年度 95,782人 → 平成25年度 110,000人						

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	3	市民の視点に立ったサービスの提供				
	プログラム	9	民間提案による市民サービスの見直し【17】				
所管課		総務局 行政経営課		関係課等	全課		
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民間にできることは民間で」を基本として、市が直接行っている施設の管理運営や市民サービスの提供等について、今後も民営化や民間委託等を積極的に推進していくことにしている。 ・市場化テストなど新たな行革手法の制度化が進む中で、民間提案による公共サービスの見直しの取り組みが、全国の自治体で進められている。 ・我孫子市「提案型公共サービス民営化制度」、佐賀県「市民協働化テスト」など <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市の事例を参考に、サービスの質の維持向上や経費削減、また市民満足度の向上に向けて、民間事業者の能力やノウハウを生かした活発な提案が行われる制度とする必要があるとともに、個人情報保護や公権力の行使をいった点に留意する必要がある。 ・この制度の普及に向けて、庁内はもとより広く民間事業者等に周知広報しながら、また段階的な取り組みや多方面からの意見を聞きながら、より良い制度を構築する必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	制度設計・モデル事業の実施	検討	実施				
2	モデル事業の検証と制度改善		検討	実施	⇒	⇒	
3	全事業を対象とした本格実施			検討	決定・準備	実施	⇒
実施概要		<p>1 市民の利便性、満足度に配慮した制度設計及び民間からの提供を受けやすい事務事業(5事業以内を想定)の選定を行う。 市場調査も行い、モデル事業を実施する。</p> <p>2 本格導入に向け検証を行うとともに、制度改善に取り組む。</p> <p>3 全事務事業を対象として制度の本格的な実施を目指す。</p>					
目標		制度の定着と適用事業を拡大する。					
取組み効果		<ul style="list-style-type: none"> ・事業の受託者及び市民の視点での検討が加わり、より効果的・効率的な委託事業となるほか、市民の満足度が高まる。 ・受託可能な事業者の有無、競争市場の存在等を知ることができ、行政責任が確保できる。 					
成果指標 (数値目標等)		平成23年度までにモデル事業検証結果を踏まえ設定					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	4	法令順守の徹底				
	プログラム	1	職員倫理の保持【18】				
所管課		総務局 人事課			関係課等		
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に、公務及び職員に対する市民の信頼を確保することを目的とした「熊本市職員の倫理の保持に関する条例」「熊本市職員倫理規則」を制定した。 職場研修推進制度を活用し、全職員に対し条例、規則の周知徹底を図った。 					
		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の執行が法令に違反することなく円滑に行われるよう常に職員に意識付けを行うとともに、違反が生じた場合には迅速かつ適正に是正措置を講じる必要がある。 また、市内部における法令順守の徹底のため、法令違反その他不正行為の発生に関し、内部通報の仕組みを整備した「*熊本市職員等の内部通報制度」の活用、推進する必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	倫理・規範意識保持の徹底	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	行動規範の策定及び実践	決定・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	熊本市職員等の内部通報制度の運用	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要		1 公務員としての意識や倫理観を高めるために、全職場で一斉に市職員としての自覚や公務員倫理、職務専念義務などをテーマとした研修を定期的実施する。また、違反行為等が明らかになった場合には、速やかに事実を公表するとともに、原因究明し、必要な改善策を講じる。					
		2 市職員として業務に取り組む姿勢を記した行動規範を策定し、研修や定期的な監査等を行うことによりその定着を図る。					
		3 法令違反その他不正行為の発生に関し、内部通報の仕組みを整備した「熊本市職員等の内部通報制度」の周知を徹底することにより、その円滑な運用を図る。					
目標		法令順守を徹底する。					
取組み効果		公務員としての意識や倫理観を高め、市民に信頼される公平公正で開かれた市政の実現が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		公務員倫理評価点 平成20年度平均点 87.9点 → 平成25年度 100点					
備考		*熊本市職員等の内部通報制度 職員等が職務を遂行するうえで、法令違反や職務上の義務違反又は職務を怠る行為などがあった場合に、職員等が通報・相談窓口又は外部相談員(弁護士)に通報できる制度。					

I 市民に信頼される市政の実現

区分	章	4	法令順守の徹底				
	プログラム	2	チェック体制の強化【19】				
所管課		総務局 行政経営課		関係課等	人事課、人材育成センター、契約検査室、会計室、監査事務局		
現状と課題		【現状】 職員の制度に対する認識不足や組織のチェック体制の不備等に起因する事務処理のミスや不祥事等が発生し、市の事務執行に対する市民の信頼が揺らいでいる。					
		【課題】 発生した事務処理ミスについては原因究明、分析を行い、必要な対策を講じているが、新たなミスが発生させないためには、各職場における日常の事務処理における根拠法令、作業手順の確認に加え、「報告」、「連絡」、「相談」などの徹底など、ミスを起こさない、起こさせない組織風土づくりに取り組む必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	チェック機能の強化、事務処理能力向上、職場風土改革	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	事務執行適正化の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要		①チェック機能の強化に向けて、 事務処理の適正化のため、各課においての事務処理マニュアル整備のほか、担当者の主査・副査制等によるチェック機能の強化に取り組む。					
		②事務処理能力の向上に向けて、 ア. 実務研修の充実 業務遂行のために必要な各種法令等に関する研修のうち、出納や契約に関する市職員としての基礎的な事務処理能力の向上のため、会計室や契約検査室等チェック機能を有する部署が主催する研修を、より実効性のある内容等へ見直す。 イ. 情報の共有化 不適正事務処理の事例の全庁的な共有等により同様のミス防止に努める。 また、各職場での実務に関する職場研修の充実等に取り組む。 ウ. 他都市の調査 他都市の取組み状況等を参考に、有効な対策を検討する。 エ. 適切な事務引継ぎの実施 人事異動後等の事務引継ぎを、「熊本市一般職職員の事務引継指針」に基づき各職場で徹底する。					
1		③職場風土改革に向けて、 職場研修推進制度により、各職場を中心に計画的、効果的な研修に取り組む中、特に、実務上の知識や技能を習得させるために、 ア. 実務に即した職場研修の活性化 職場ミーティングの定例化など、職場内の共通課題や業務改善のための問題意識を共有化する。 イ. 学習する職場の風土づくり 管理監督者が率先して自己の能力開発等に取り組むなど、職場における学習を促進する風土づくりに努める。 ウ. 職場使命の明確化 職員が達成感を得ることができるよう仕事の目標や課題を明確にするなど、職員のやる気を喚起する職場づくりに取り組む。					
		2 チェック機能の強化、事務処理能力の向上、職場風土改革など着実に推進するための仕組みを構築、実施する。					
目標		事務処理のミス及び不祥事をなくす。					
取組み効果		市職員としての責任意識と自覚を喚起し、市民の信頼回復が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		事務執行適正化のための仕組みの構築					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(1)	的確な事務執行				
	プログラム	1	行政評価制度の活用 【20】				
所管課		企画財政局 企画課		関係課等	行政経営課、人事課		
現状と課題		【現状】 本市では、熊本市総合計画に基づく計画的な行政運営の展開に資するとともに、本市の諸活動について市民への説明責任を果すため、平成14年度に「熊本市行政評価制度実施要綱」に基づき、総合計画の施策体系に位置づけられた全事業を対象として*行政評価を実施している。また一方では、簡素で効率的な組織体制を確立するために、事務分掌に基づく事業分析に取り組んでいる。					
		【課題】 総合計画の推進に向けて、効率的で質の高い組織体制を確立し適切な事務執行を行うために、組織編成等への行政評価制度の活用を図る必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	施策体系と組織体系の整合に配慮した第6次総合計画の策定	検討	実施				
2	人件費のみで行われている事業の総合計画施策体系への位置づけ	検討	実施				
3	フルコストを含めた評価の充実	検討	⇒	実施	⇒	⇒	⇒
4	行政評価と予算、組織、人事管理との連携	検討	⇒	実施	⇒	⇒	⇒
実施概要		1	施策体系と組織体系の整合に配慮した第6次総合計画を策定する。				
		2	人件費のみで行われている事務も可能な限り総合計画の施策体系へ位置づけ、行政評価の対象とする。				
		3	事業分析と連携し、フルコストを含めた評価の充実を図る。				
		4	行政評価と予算、組織、人事管理との連携を強化し、効率的な組織運営を図る。				
目標		より充実した行政評価制度のもとでのPDCAサイクルを確立し、事業推進に向けた効率的な組織体制を強化・効率化するとともに、市民の視点に立った政策の立案及び事業の改革・改善を行う。					
取組み効果		より効率的で質の高い組織体制の中で、総合計画が着実に推進できる。					
成果指標 (数値目標等)		<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度にフルコストを含めた評価の充実 予算、組織、人事のマネジメント手法との連携の確立 					
備考		*行政評価 政策、施策、事業の各段階において、一定の基準、指標をもって、目標や目的の達成度についての測定及び課題の検証を行い、その結果を改善につなげる手法。					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(1)	的確な事務執行				
	プログラム	2	事業分析の活用【21】				
所管課		総務局 行政経営課		関係課等	財政課、人事課、企画課		
現状と課題		<p>【現状】</p> <p>・各組織(課・かい)は事務分掌(事業も含む。)と人事管理によって管理しているが、組織が担当する事業単位ごとの業務量(担当者が費やした時間)の把握は、業務棚卸等によって試行段階にあった。しかし、限られた行政資源、特に人員をより効果的・効率的に各組織に配置・活用していくためには、施策体系と組織体系の一致、事業に必要な財源と人員の把握、いわゆるフルコストでの分析が不可欠であるため、これまでの取り組みを参考に平成19年度において「*事業分析」を実施した。</p> <p>・この結果、人事・組織改善のほか予算要求のための要求資料の1つとすることも可能となった。</p>					
		<p>【課題】</p> <p>・事業分析は、事業管理の手段としてはもとより人事・組織管理として有効であり、更なる活用に向けて精度向上と定着化を図る必要がある。</p> <p>・また、行政評価と連携した人事・組織管理とするため、事業分析を活用した新たな意思決定システムの構築に取り組む必要がある。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	制度の精度向上	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	事業分析を活用した新たな意思決定システムの構築	検討	⇒	実施	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		1	継続して事業分析を行う一方で、各課の意見等を聴取しながら、制度の精度向上を図る。				
		2	「行政評価との連携」の検討に並行しながら、意思決定機関、方法等の制度設計を行い、実施しながら順次改善を加えていく。				
		3					
目標		各組織の合理的な人員(嘱託・臨時職員を含む)の活用を図る。					
取組み効果		事業コストの可視化による人事・組織・予算査定、行政評価等の連携が可能となる。					
成果指標 (数値目標等)		平成22年度までに予算・人事・組織のマネジメント手法の確立					
備考		*事業分析 各事業について、必要な財源と人員を分析し、人事・組織管理等につなげる手法。					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(1)	的確な事務執行				
	プログラム	3	契約事務の集約・効率化【22】	(1)	契約窓口の一元化		
所管課		総務局 契約検査室		関係課等	各事業所管課		
現状と課題		【現状】 平成17年度から監理課、調達課、工事検査室を統合し、契約検査室として契約業務の一元化を行い、工事・物品等の入札事務及び検査については集約を行ってきた。					
		【課題】 ・各課ごとに実施している業務委託等についても、可能なものは契約検査室に集約化していくことが望ましい。 ・入札の効率性・利便性を高めるため、新たに* ¹ 業者登録制度の整備が必要である。 ・価格だけでなく、性能、機能、信頼性等その他の条件を総合的に判断し契約する方法として、* ² 総合評価方式の導入を検討する必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	取扱い業務の拡大	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	業者登録制度の確立	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3	委託業務の総合評価方式の導入	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
4	組織体制の強化	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要		1 ・公共工事等の全庁的な契約の一元化を目指す。 ・また、各課ごとに実施している業務委託の入札事務の中で可能なものを集約するとともに、設計書を統一的に作成できるように調整する。					
		2 業者登録制度が未整備である業務委託等について、全庁的に利用できるような業者登録制度の確立を目指す。					
		3 業務委託において、総合評価方式の入札が実施できるように制度設計を行う。					
		4 組織体制を強化する。					
目標		契約事務の集約・効率化を図る。					
取組み効果		契約事務のさらなる効率化が可能となる。					
成果指標 (数値目標等)		平成21年度までに総合評価方式の制度確立					
備考		* ¹ 業者登録制度 市が行う契約において、契約の相手方として適しているかどうかを事前に確認し、事前に登録しておく制度。これにより業者もそれぞれ違う契約ごとに審査の書類を提出する手間が省け、さらに一元的に登録・管理することにより事務の効率化を図ることができる。 * ² 総合評価方式 従来の価格のみによる落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する落札方式。具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する。					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立					
	節	(1)	的確な事務執行					
	プログラム	3	契約事務の集約・効率化【22】	(2)	公共施設の保守点検業務の集約			
所管課		都市建設局 営繕課		関係課等	各業務所管課			
現状と課題		【現状】 総合支所、市民センター、保健福祉センターなどの公共施設の保守点検業務は、営繕課等の設計協議に基づき、各施設毎・業務毎にそれぞれ契約し、業務完了後の履行確認は各所長の責任において行っている。						
		【課題】 各公共施設ごとに発注している業務委託を可能な限り集約することで、経費削減が図れるほか、消防設備、電気工作物、エレベーター、ボイラーなど多岐にわたる業務について、各所長と連携して専門的知識を有する技術者が履行確認にあたる方が合理的である。						
⑤実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	保守点検業務集約化の試行		検討	決定・準備	実施			
2	保守点検業務集約化の本格実施				検討・準備	実施	⇒	⇒
3								
実施概要		1	全公共施設の予算確保、契約事務を除き、設計・発注、業務履行確認等は営繕課が行うことを基本として、 ①同一業務は、可能な限り集約化(一本化、ブロック化など)する。 ②単年度契約のものを長期継続契約とできないか業務毎に検討し、可能なものは実施していく。 ③局は違うが近隣に設置されている施設(例:東部市民センターと東保健福祉センター)の同一業務の契約集約化を検討し、可能なものから実施する。					
		2	保守点検業務の集約化については、平成22年度を試行期間とし、平成23年度の本格実施を目指す。					
		3						
目標		安全で利用しやすい公共施設を目指す。						
取組み効果		設計、契約等の事務の効率化及び専門職員との連携による履行確認の充実が図られる。						
成果指標 (数値目標等)		<ul style="list-style-type: none"> ・確実な履行確認による、事故のない公共施設の維持管理 ・平成23年度からの契約事務の効率化による委託料10%の削減 						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(1)	的確な事務執行				
	プログラム	4	情報システムの最適化【23】				
所管課		企画財政局 情報政策課		関係課等			
現状と課題		【現状】 本市の情報システムは、総合行政情報システム・熊本市情報ネットワークシステム(Cネット)及び個別システムに大別される。 ・総合行政情報システム、熊本市情報ネットワークシステム(Cネット)は安定稼働している。 ・個別システムの最適化を目指すため、情報システムのライフサイクルごとのPDCA マネジメントを取り入れた「熊本市情報システムガイドライン」を作成した。					
		【課題】 ・総合行政情報システムは、①老朽化・複雑化 ②運用時間の延長 ③独占的契約形態 ④他システムとの連携 ⑤セキュリティ強化 の諸問題へ対応する必要がある。 ・熊本市情報ネットワークシステム(Cネット)は平成25年度に予定しているサーバ更改時にファシリティ設備(電気、スペース等)が不足する。 ・情報システム導入に関するシステム評価を情報部門だけで実施しており、予算、組織、人的体制等の面からの評価が必要である。					
⑤実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	総合行政情報システムの最適化	検討	決定	準備・実施	⇒	⇒	⇒
2	熊本市情報ネットワークシステム(Cネット)の最適化		検討	⇒	決定・準備	実施	⇒
3	個別システムの最適化	検討	実施	⇒			
実施概要		1 ・平成20年度はプロジェクトチームを結成し、その中で最適化後のシステム構成、手法、概要スケジュール、推進体制を検討し、最適化の基本方針を決定する。 ・平成21年度に基本計画策定を策定し、平成22年度から共通基盤システムの構築に着手する。					
		2 平成21年度に具体的な検討に着手する。					
		3 情報システムの導入に関する評価体制を見直す。					
目標		システムを再構築する。					
取組み効果		本市の情報システムの最適化が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		・平成22年度の基本設計時に設定 (総合行政情報システム) ・平成23年度のシステム設計時に設定 (熊本市情報ネットワークシステム(Cネット)) ・ガイドライン適用システム割合(%) 平成20年度 40% → H23年度 100% (個別システム)					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(2)	職員の意識改革と育成				
	プログラム	1	人事評価制度の見直し【24】				
所管課		総務局 人事課		関係課等	人事委員会事務局 任用課		
現状と課題	<p>【現状】</p> <p>〈人事評価制度〉 平成16年度 課長補佐級職員の人事評価項目を見直した。 管理職について、自己評価を導入した。 平成18年度 人事評価の精度を高めるために、従来の様式を能力評価シートと異動内申表に分割した。 平成19年度 管理職を対象に業績評価制度を試行した。 平成20年度 管理職を対象に業績評価制度の第2次試行を行っている。 〈係長級昇任試験の導入〉 平成19年度に係長級昇任試験制度導入のための研究、検討を行った。</p>						
	<p>【課題】</p> <p>〈人事評価制度〉 精度の高い評価制度となるよう継続的に見直しを行う必要がある。 〈係長級昇任試験の導入〉 昇任に際しての公平性、透明性、納得性の確保や、チャレンジ精神を持ったやる気のある職員を登用するため、職員が納得し、多くの人が受験するような試験とする必要がある。</p>						
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	人事評価制度の見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	係長級昇任試験の導入	検討・決定	実施				
3	業績評価の見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要	1	人事評価制度の継続的な見直しを行う。					
	2	<ul style="list-style-type: none"> 職員が納得し、多くの人が受験するような係長級昇任試験制度を導入する。 平成21年度に実施予定。 					
	3	<ul style="list-style-type: none"> 業績評価については管理職を対象に平成21年度までの3年間、試行することとしている。 評価の内容等について継続的な見直しを行う。 					
目標	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価の精度を高める。 係長級昇任試験を導入し、競争試験による能力の実証に基づき、より透明性、公平性、納得性の高い昇任管理を行う。 						
取組み効果	職員個々の能力、実績等を踏まえた、透明性、公平性、納得性の高い人事制度が構築できる。						
成果指標 (数値目標等)	人事評価制度に対する職員の納得度 平成20年度 32% → 平成25年度 40%						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(2)	職員の意識改革と育成				
	プログラム	2	専門職の育成【25】				
所管課		総務局 人事課			関係課等		
現状と課題		【現状】 平成18年度にエキスパート育成制度を導入し、福祉・税務・用地部門など高度な専門性が求められる業務等について、専門職としての人材育成に取り組んでいる。					
		【課題】 今後も高度な専門性が求められる業務等について、専門職としての人材育成に取り組む必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	エキスパート育成制度の推進	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2							
3							
実施概要		1 エキスパート育成制度については、福祉・税務・用地部門における異動希望に応え、長期間の在籍による深い知識・経験を背景とした指導的立場の職員を育成する。					
		2					
		3					
目標		多様な人材を育成する。					
取組み効果		人材の育成・発掘及び組織の活性化・効率化が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		専門職の登用 平成20年度 9人 → 平成25年度 15人					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(2)	職員の意識改革と育成				
	プログラム	3	職員研修の充実【26】				
所管課		総務局 人事課		関係課等	人材育成センター		
現状と課題		<p>【現状】</p> <p>「①職員個々の資質向上」「②職場風土の活性化」「③管理監督者の意識改革」を3つの柱とし、それぞれに新たな取組を実施している。</p> <p>①階層別研修の充実「受講スパン(間隔)の見直し、キャリアデザインの導入、応募型研修の拡充、選択研修の充実」</p> <p>②職場研修推進体制の整備「職場研修推進制度の実施、職場研修予算の局配分化、全庁一斉の職場研修実施(接遇キャンペーン、倫理研修、人権研修等)」</p> <p>③管理監督者研修強化(事前課題導入による意識付け等、監督者層への講演会・セミナー実施、監督者向け倫理研修の開催)</p>					
		<p>【課題】</p> <p>効果的、効率的な研修方法等について工夫が必要である。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	「職場風土の活性化」の推進	準備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	研修科目・内容の整理と充実	検討	検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3	人材育成基本方針の実行計画の更新		検討・実施				
実施概要		<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場研修推進制度に必要な情報提供の充実と、職員間コミュニケーションを円滑に図るための情報発信を行う。 ・研修ニーズにあった研修教材を継続的に提供する。 ・管理監督者に対して、職員一人ひとりが組織(チーム)意識を持ち、業務に意欲的に取り組むことのできる職場環境の実現を目指した研修等を実施する。 					
		<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修の中に公務員としての資質(倫理観、経営感覚、コスト意識等)向上を図るための研修科目を取り入れる。 ・特別研修、実務研修における実施内容を見直す。 ・研修ニーズを捉えるための受講者アンケートの統一化を図る。 					
		<p>3</p> <p>人材育成基本方針の実行計画について平成22年度以降の取り組み内容を更新する。</p>					
目標		<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果や成果を重視する経営的感覚 ・公務員としての倫理 ・業務に必要なスキル <p>などを有する職員の育成を行う。</p>					
取組み効果		人材育成基本方針に定めた職員像を具現化できる。					
成果指標 (数値目標等)		研修等により知識・技能が高まった、あるいは職務への意識が高まったと感じた職員の割合 平成20年度 82% → 平成25年度 100%					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(2)	職員の意識改革と育成				
	プログラム	4	技術力の向上【27】				
所管課		都市建設局 技術管理課、営繕課	関係課等	設備課			
現状と課題		【現状】 技術力及び現場管理能力の低下など、技術職員に対して厳しい意見が増えている。					
		【課題】 職員の技術力及び組織力の低下が懸念される中、それを向上させる必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	質疑応答集の作成・公開等	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	技術職員研修の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	土木研究所との連携・協力強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要		1 土木工事の工事設計積算に関する質疑応答集を充実し、建設技術情報ポータルサイトにて情報の共有化を図る。また、建築工事においては工事の設計、施工に関するマニュアルを作成し、情報の共有化を図る。					
		2 技術職員の研修計画を策定し、技術力向上のための研修会を実施する。					
		3 土木研究所との連携を強化し、技術指導及び相談、諸問題の解決に向けた情報交換を行う。					
目標		<ul style="list-style-type: none"> ・高度な技術力、知識、判断力をもつ技術職員を養成する。 ・技術関係課の業務執行能力の向上を図る。 					
取組み効果		技術職員の技術力の底上げを行うことができる。					
成果指標 (数値目標等)		研修会の受講職員総数 年間100名					
備考		日本の土木技術を先導している独立行政法人・土木研究所と平成20年1月16日、土木技術開発や技術者育成で相互に連携・協力する協定を締結した。					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(3)	組織・機構の見直し				
	プログラム	1	組織体制の見直し【28】				
所管課		総務局 行政経営課		関係課等	企画課、政令指定都市推進室		
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織目的の達成や必要性の薄れた組織の廃止(市長室の廃止など)、類似性の高い業務を所管する組織の統合(都市整備局と建設局の統合など)、職員数削減への寄与といった観点から統廃合やスリム化を進める一方、重点施策の積極的展開を組織面から支援する改編(子ども未来局の新設など)を行い、簡素で効率的な組織体制の構築を進めてきた。 平成16年度 15局51部175課 → 平成20年度 14局40部154課 また、組織全体の中での役割をより明確にする見直しも進めてきたが、組織体系(局・部・課)と施策体系(政策・施策・事業)が一致していないものもある。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の組織体制のあり方について検討を行い、可能な限り「組織体系」と「施策体系」の整合を図り、効果的・効率的な事業展開と責任の明確化を図る必要がある。 また、政令指定都市の実現をはじめ、まちづくりの課題に柔軟に対応する組織体制を目指す必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	施策体系と組織体制の整合方針	検討・決定					
2	事務分掌規則の見直し	検討・決定	準備	実施			
3	組織体制の見直し		準備	実施	⇒	⇒	⇒
実施概要		<p>1 政策と局、施策と部、事業と課を可能な限り一致させるルールを作成する。特に例外とする事項を明確化する。</p> <p>2 各組織が担当する事業をもとに、組織目的、具体的な事務を確認し、事務分掌規則を抜本的に見直す。併せて部及び係の事務分掌の検討も行う。</p> <p>3 施策と組織体系の整合を図るため、組織を改編する。また、政令指定都市の実現等まちづくりの着実な推進を支援する組織とするため、順次見直しを行う。</p>					
目標		各施策、事業を着実に展開できるスリムで効率的な組織体制をつくる。					
取組み効果		組織の使命、責任が明確になる。					
成果指標 (数値目標等)		平成22年度にルールに基づく例外を除く、組織体制と施策体系の一致 100%					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(3)	組織・機構の見直し				
	プログラム	2	(仮称)総務事務センターの設置検討【29】				
所管課		総務局 人事課		関係課等			
現状と課題		【現状】 嘱託職員、臨時職員の雇用・賃金の支払事務の一元化を実施した。					
		【課題】 ・更なる事務の一元化・集約化を図る必要がある。 ・(仮称)総務事務センターについて検討を行う。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	更なる事務の一元化・集約化		検討	決定			
2	(仮称)総務事務センターの検討			検討	決定		
3							
実施概要		1	各行政委員会の給与認定事務等、一元化・集約化を図ることにより効率化が図れる事務を選定する。				
		2	事務の内容、範囲について検討を行い、効率的な処理体制の構築を目指す。				
		3					
目標		事務の一元化・集約化を可能な限り進める。					
取組み効果		事務処理の効率化が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		平成23年度までに取扱い業務決定し、設定					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(3)	組織・機構の見直し				
	プログラム	3	職員健康保険組合、職員共済組合の見直し【30】				
所管課		総務局 職員厚生課		関係課等	人事課		
現状と課題		【現状】 平成18年3月に「地方公務員の健康保険組合は、今後は関係者の合意を得ながら、健康保険組合を解散し地方公務員共済組合に移行するという方向で早期に取り組むべきである。」という地方公務員の医療保険制度に関する懇談会意見が出され、更に、同旨の総務省自治行政局長通知がなされている。(平成20年5月1日現在、都市職員健康保険組合は、本市を含め14組合)					
		【課題】 地方公務員の健康保険組合の状況を踏まえ見直す必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	熊本県市町村職員共済組合へ移行	準備	⇒	実施			
2							
3							
実施概要		1 熊本市職員健康保険組合と熊本市職員共済組合は、熊本県市町村職員共済組合へ移行し、制度の維持と事務の効率化を図る。					
		2					
		3					
目標		熊本市職員健康保険組合と熊本市職員共済組合は、熊本県市町村職員共済組合へ移行する。					
取組み効果		制度の維持と事務の効率化が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		平成22年4月1日までに実施					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(4)	定員の適正化				
	プログラム	1	中期定員管理計画の推進【31】				
所管課		総務局 人事課		関係課等			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員定員管理の目標は、平成22年4月1日時点で6,034人体制(熊本市5,956人、富合町78人)であるが、これまで事業・組織体制の見直し、民間委託等の推進、外郭団体派遣職員の引き上げ等によって、平成20年4月1日は6,119人体制(平成20年10月富合町との合併で86人増加)と、着実に定員管理を進めている。 一方、国の「経済財政運営と基本構造に関する基本方針2006」では、地方自治体に5.7%定員純減を平成23年度まで継続するよう要請している。 					
		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点に立った定員管理計画のもと、今後もまちづくりの重点施策に積極的に人員を投入していく一方で、民間活力の活用等により効率的な組織運営に努めていくことが求められている。特に、政令指定都市の実現を見据え、各職場の徹底した効率化を進める必要がある。 再任用職員の効果的な活用を図る。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	中期定員管理計画の推進	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	再任用職員の効果的な活用	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		1	適正人員の検証に基づき中期定員管理計画を作成し、順次実施する。計画期間においては、基本的に技能労務職の採用を行わない。				
		2	再任用職員の勤務形態の見直しを検討し、配置職場の業務に対しより実効性のある勤務形態とする。				
		3					
目標		中期定員管理計画に基づき、定員の適正化を図る。					
取組み効果		より簡素で効率的な行政体制の構築及び人件費減が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		平成21年4月1日時点で6,120人の職員数を、平成26年4月1日で5,770人体制とする。 (350人・5.7%減)					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立					
	節	(4)	定員の適正化					
	プログラム	2	時間外勤務の縮減【32】					
所管課		総務局 人事課		関係課等				
現状と課題		【現状】 ・時間外縮減に向けた方策について各職場(係毎)で対策を検討することにより、時間外勤務の縮減について一定の効果を上げた。 ・会館等の勤務体制の見直しについては、従事職員の一元化を図ることにより勤務体制の見直しを行うことができ、超過勤務の縮減についても、概ねその初期の目標を達成できた。						
		【課題】 ・長時間労働による健康被害の防止や人件費削減の観点から、今後も時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要がある。 ・窓口・相談業務機関等の夜間・休日開庁、及びイベント等による早朝等の勤務を視野に入れた勤務体制の検討を行う。 ・部(局)内相互応援制度を周知徹底する。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	時間外勤務の縮減		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	勤務体制の検討		検討	決定				
3	部(局)内相互応援制度の積極的活用		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要		1	・業務の分散化・平準化、職員が行うべき事務と臨時・嘱託職員で対応が可能な事務を整理する。 ・業務量の削減を目的とした事務・事業の廃止・統合及びアウトソーシングを推進する。					
		2	勤務体制を検討する。					
		3	部(局)内相互応援制度の周知を行い、積極的な活用を推進する。					
目標		超過勤務を縮減する。						
取組み効果		健康被害の防止及び人件費減が図られる。						
成果指標 (数値目標等)		1人あたりの月平均時間外勤務時間 平成19年度 14.1時間 → 平成25年度 12時間						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	1	質の高い組織体制の確立				
	節	(5)	給与の適正化				
	プログラム	1	給与制度の適正化【33】				
所管課		総務局 人事課		関係課等	各任命権者人事担当課 人事委員会事務局		
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給料及び諸手当等は、市域の民間給与の実態調査に基づく市人事委員会勧告に基づき改定している。 ・給与水準は、中核市平均の100.2に対して平成19年度のラスパイレス指数が101.0となっている。 <p>平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与構造の見直しを実施した。 ・特殊勤務手当の見直しを実施した。 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表を見直し職種に応じた給料表として行政職員給料表と業務職員給料表に分離、新設した。 ・給料表の分離に伴い業務職員給料表の水準を1.4%引下げた。 ・行政職員の級別標準職務表を見直し3級及び4級の主事を廃止した。 <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職手当の構造改革を実施した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の動向や制度改正の内容を十分踏まえ、他の地方公共団体や民間の状況も考慮しながら、今後とも職員の能力・業績の適正な評価に基づいた給与制度構築に取り組む必要がある。 ・国の通知を踏まえ平成19年度中に公表した「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づき技能労務職員の給与水準について検討する必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	職員給与水準の継続点検と見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	諸手当の継続点検と見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	職員の能力・業績等の適正な評価に基づく給与制度の検討	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要		<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の動向や他都市の状況等の調査等により情報収集を行う。 ・制度設計を行う。 ・関係団体との協議、調整を行う。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会や人事院の勧告、報告の結果を踏まえる。 ・国の動向や他都市の状況等の調査等により情報収集を行う。 ・関係団体との協議、調整を行う。 <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の動向や他都市の状況等の調査等により情報収集を行う。 ・制度設計を行う。 ・関係団体との協議、調整を行う。 					
目標		<ul style="list-style-type: none"> ・給与の支給水準や制度の適正化に努める。 ・職員の能力・業績等の適正な評価に基づく給与制度の構築を目指す。 ・通勤手当、住居手当の適正化を目指す。 					
取組み効果		適正な評価に基づく給与制度の構築が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		諸課題を解決する給与制度の構築					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用				
	節	(1)	民間委託等の推進				
	プログラム	1	アウトソーシングの推進 【34】				
所管課		各業務所管課		関係課等			
現状と課題		【現状】 平成16年3月に策定した「アウトソーシング計画」に基づき、簡素で効率的な執行体制に向け、保育所の民営化をはじめ、ごみ収集業務や学校給食業務、各種事務事業の民間委託を推進してきた。					
		【課題】 「アウトソーシング計画」の未達成項目はもとより、民間でできることは民間で」を基本に一層の業務委託化等を進める必要がある。 (未達成項目) ・動植物園管理業務(遊具施設部門の業務委託) ・電話交換業務(職員配置の見直し) ・二輪車管理業務(職員配置の見直し) ・市役所駐車場管理業務(職員配置の見直し)					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	アウトソーシングの推進	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2							
3							
実施概要		1 ・民間提案による市民サービス提供業務の委託化をはじめ、各職場において検討を行い、計画的な業務の委託化を進める。 ・実施にあたっては、総合評価方式による契約を積極的に導入し、サービスの質の向上を目指す。					
		2					
		3					
目標		業務のアウトソーシングを進める。					
取組み効果		サービスの維持向上と経費が削減できる。					
成果指標 (数値目標等)		計画に掲げるアウトソーシングの達成割合 100%					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	プログラム	(1)	債権回収代行業務委託					
所管課		総務局 行政経営課		関係課等	各事業所管課			
現状と課題	【現状】 ・税や国保等の滞納債権については、納税推進コールや徴収嘱託員を活用し、徴収を行っているところである。 ・私債権については、各債権担当課により、未収金管理を行っているが、債権回収に関する専門的知識やノウハウを有している民間業者に委託したほうが、より効果的に回収できる。							
	【課題】 ・私債権についての不納欠損等の統一的な処理基準を設けることや、より専門的ノウハウを有した民間の力を活用することが必要である。 ・債務者間の不公平感を解消し、適正な債権管理を行う必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	債権回収代行業務委託		検討	決定・準備	実施	⇒	⇒	⇒
実施概要	1	不良債権化し、回収が難しい未収金について、専門的知識やノウハウを有する民間の力を活用することにより、収納率向上を図る。						

区分	プログラム	(2)	市政だより編集業務の外部委託					
所管課		企画財政局 広報課		関係課等				
現状と課題	【現状】 市政だよりの編集業務については、職員が各課からの原稿を整理し、レイアウト等を行ったのち、印刷業者へ入稿している。							
	【課題】 ・各課の原稿をレイアウトする編集業務に多くの時間を要しており、執行体制を見直す必要がある。 ・効果的なレイアウトに努める必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	市政だより編集業務の外部委託		検討	実施				
実施概要	1	市政だより製作(編集業務及び印刷)のうち、編集業務をデザイン等専門業者に委託する。 ※外部委託を予定する編集業務は、原稿を加工し、デザインレイアウトを行い印刷用の版下を完全データで製作する。現在は、印刷業者が前工程として、広報課で編集したものをもとに作成している。						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	プログラム	(3)	市ホームページ管理業務の嘱託化					
所管課		企画財政局 広報課		関係課等				
現状と課題	【現状】 ホームページによる市政情報の提供、また外部からの情報ニーズであるアクセス数も着実に増加している中で、ホームページの情報管理(ユニバーサルデザインなどへの対応)は職員で行っている。主担当(兼務)1人、副担当(兼務)1人 月平均総アクセス数 平成16年度 755,744件 → 平成19年度 1,271,499件							
	【課題】 現在職員が行っている管理業務やメンテナンス業者との協議などに、より高い専門性をもって継続的に関わる必要がある。また、動画による情報提供のための編集業務などにも専門的知識が必要である。							
⑤実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	市ホームページ管理業務の嘱託化		検討	実施				
実施概要	1	専門知識を有する人材を嘱託員として雇用し、ホームページの管理事務を行う。						

区分	プログラム	(4)	電話交換業務の見直し					
所管課		企画財政局 管財課		関係課等				
現状と課題	【現状】 ・代表電話の着信数の推移を見ながら、職員配置を見直しを進めることとしていた。 ・現在、職員6名、嘱託職員2名の計8名体制で業務を行っている。 ・1日当りの代表電話着信件数 平成17年度1,983件、平成18年度1,919件、平成19年度1,856件							
	【課題】 コールセンター運用開始に伴い代表電話着信数の状況を見ながら検討する必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	電話交換業務の見直し		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要	1	退職者の補充はせずに再任用職員、嘱託職員へ置き換えながら職員配置の見直しを行いつつ、民間委託の検討を進める。						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	プログラム	(5)	守衛業務の見直し					
所管課		企画財政局 管財課			関係課等			
現状と課題	【現状】 ・本庁舎1,2階、花畑町別館の警備業務について委託を進めてきた。 ・現在、職員13名のローテーションにより休日、夜間の警備、戸籍関係の業務受付等を行っている。また、開庁時は、本庁舎1,2階の警備の業務委託(2名)を行っている。							
	【課題】 民間事業者による警備範囲の拡大を検討する必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	守衛業務の見直し		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・委託範囲の拡大箇所を検証し、民間委託の拡大範囲を検討する。 ・退職者の補充はせずに再任用職員、嘱託職員へ置き換えを検討する。 						

区分	プログラム	(6)	公用車運転業務の見直し					
所管課		企画財政局 車両管理課			関係課等		人事課	
現状と課題	【現状】 平成16～19年度において、運転士付公用車のうち12台の減車を行った。 運転士付公用車の台数 36台							
	【課題】 今後も、運転士付公用車の配置見直しを順次実施する必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	公用車運転業務の見直し		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要	1	退職者不補充を原則として、運転士付公用車の減車を実施する。						

Ⅱ 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	プログラム	(7)	二輪車管理業務の見直し					
所管課	企画財政局 車両管理課		関係課等	人事課、行政経営課				
現状と課題	【現状】 ・職員3名による二輪車の貸出及び管理業務を行なっている。 ・効率的な業務推進に向けた見直しに取り組む必要がある。 原動機付バイク 24台 自転車10台							
	【課題】 業務を効率化する必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	二輪車管理業務の見直し		検討	⇒				
実施概要	1	<ul style="list-style-type: none"> 職員配置の見直しについて関係各課と協議していく。 民間委託について、他都市の状況を参考にしながら、適正な仕様書・単価・設計づくりを進める。 						

区分	プログラム	(8)	市役所駐車場管理業務の見直し					
所管課	企画財政局 車両管理課		関係課等	人事課、行政経営課				
現状と課題	【現状】 ・土日祭日及び時間外の収納事務及び管理業務については、平成18年度より一般競争入札による外部委託とし、経費節減を図った。 ・現在の駐車場管理は、開庁時は職員5名・嘱託職員2名で対応し、閉庁時は外部委託(2名以上)している。							
	【課題】 管理業務を全面委託した場合は、職員配置を見直す必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	市役所駐車場管理業務の見直し		検討	⇒				
実施概要	1	<ul style="list-style-type: none"> 職員の配置見直しについて関係各課と協議していく。 民間委託について、他都市の状況を参考にしながら、適正な仕様書・単価・設計づくりを進める。 						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	プログラム	(9)	ホール業務の民間委託				
所管課	市民生活局 舞台事業室	市民生活局 市民会館 舞台事業室	関係課等	健軍文化ホール、総合女性センター、子ども文化会館			
現状と課題	【現状】	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年 舞台業務一元化作業部会発足及び開催した。(13回) 舞台業務一元化試行を実施。(第一～三次) 平成17年～平成19年 舞台業務一元管理組織「舞台事業室」発足、稼動開始した。 舞台事業室の効率的運営(適正な人員体制、時間外の削減等)体制の構築を行なう。 主催者に対し、ホール業務の満足度調査を実施した。 (満足度は8割が「満足」、「やや満足」と回答) 他都市のホール業務の状況を見ると民間委託が進んでいる。 					
	【課題】	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へのサービスのあり方を検討する必要がある。 民間委託した場合の各館の管理運営とホール業務の調整を行う必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	ホール業務民間委託	検討	⇒	⇒	検討・決定	準備	実施
実施概要	1	<ul style="list-style-type: none"> 市民サービスの向上を見据え業務の洗い出しを行なう。 各館の管理運営方法の見直しと並行してホール業務のあり方を検討する。 他都市の委託内容の調査を行なう。 					

区分	プログラム	(10)	計量検査所の業務委託				
所管課	市民生活局 計量検査所	市民生活局 生活安全課 計量検査所	関係課等				
現状と課題	【現状】	計量器の定期検査と立入検査を直営で行っている。					
	【課題】	定期検査の民間委託を検討する必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	指定定期検査機関の指定(選定)	検討	⇒	⇒	⇒	決定・準備	実施
実施概要	1	市が行っている計量器の定期検査を受託できる団体を検討・選定する。					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	プログラム	(11)	動物愛護業務の見直し					
所管課	健康福祉局 生活衛生課 動物愛護センター		関係課等					
現状と課題	【現状】 当センターでの業務は、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲・抑留・処分の業務をはじめ、動物愛護に基づく抑留犬や保護猫の譲渡用としての訓練、それに犬舎管理及びその他施設・設備の営繕と管理を行っている。							
	【課題】 業務のアウトソーシングを進めるうえで、具体的な業務整理を行うとともに内容を精査し、他都市の状況等も調査して、検討する必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	動物愛護業務の見直し		検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要	1	業務の見直しにあたって、まず、業務整理を行うとともに業務内容の精査及び他都市の状況等を調査し、検討を行ったうえで、アウトソーシング可能な業務を順次実施していく。						

区分	プログラム	(12)	燃やすごみ・紙収集業務委託					
所管課	環境保全局 廃棄物計画課		関係課等					
現状と課題	【現状】 3クリーンセンターで行っている燃やすごみ及び紙の収集運搬業務について、平成17年度より1割を民間委託した。また、平成20年度からは更に1割民間委託し、合わせて2割の民間委託を実施した。							
	【課題】 今後も、更なる民間委託の可能性について検討する必要がある。							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	清掃業務あり方検討会での検討		実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
2	燃やすごみ・紙収集業務委託の拡大					実施	⇒	⇒
実施概要	1	清掃業務のあり方検討会において民間委託の順次拡大を検討する。						
	2	これまでの民間委託(2割)に加え、平成23年度から1割、平成25年度から更に2割を民間委託し、収集車両ベースで平成16年度比で5割まで拡大する。						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	プログラム	(13)	環境工場の業務の見直し				
所管課		環境保全局 廃棄物計画課	関係課等	東部・西部環境工場			
現状と課題		【現状】 ・平成17年度から業務及び職員体制を見直し、平成17年度には焼却灰等運転業務を、平成19年度には灰クレーン運転業務を民間委託した。 ・平成20年度には運転係の職員配置を見直し、1班6名から5名に減員している。					
		【課題】 今後も、更なる民間委託の可能性について検討する必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	環境工場管理運営あり方検討会での検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	検討結果に基づく管理運営の見直し			実施	⇒	⇒	⇒
実施概要		1 更なる人員配置の見直しや民間委託等について検討する。					
		2 環境工場管理運営あり方検討会での見直し結果に基づき管理運営体制を構築していく。					

区分	プログラム	(14)	熊本城の管理業務体制の見直し				
所管課		経済振興局 熊本城総合事務所	関係課等				
現状と課題		【現状】 ・平成16年度、管理運営計画を策定した。 ・平成19年度、旧細川刑部邸の入館者管理等業務の入札を実施した。 ・平成20年度、熊本城本丸御殿の警備及び受付業務の民間委託を実施した。 ・現状では、熊本城の駐車場管理業務及び入園料金収納事務は、業務の専門性・特殊性を考え随意契約を行っている。					
		【課題】 熊本城の利活用を推進する一方で、効果的な管理体制に向けて見直す必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	守衛業務の民間委託	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	駐車場管理業務の見直し	検討・実施					
3	入園料金収納事務の見直し	検討・実施					
実施概要		1 熊本城の守衛業務については、民間委託を実施していく。					
		2 債務負担行為により平成20年度中に平成21年度管理委託業務を一般競争入札を実施した。					
		3					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	プログラム	(15)	遊機具部門の業務委託				
所管課		経済振興局 動植物園	関係課等				
現状と課題	<p>【現状】</p> <p>＜平成16年度＞ 外部委託について、PFI方式等も含め関係各課と協議した。</p> <p>＜平成17～19年度＞ 引き続き、経済的メリット、長期継続契約等について検討してきたが、まだ精査すべき点がある。</p> <p>＜平成20年度＞ 委託の方法や管理手法等について、多角的に検証した。</p>						
	<p>【課題】</p> <p>効率的な管理運営を行うための職員配置の見直しや業務の民間委託の拡大に取り組む必要がある。</p>						
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	遊機具部門の業務委託	検討	決定・準備	実施			
実施概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の委託の状況等について調査を実施し、情報収集を行う。 ・業務の特殊性やメンテナンス等を総合的に判断し検証する。 ・他の業務と合わせた委託等も検討する。 					

区分	プログラム	(16)	土木センターの業務委託				
所管課		都市建設局 土木総務課	関係課等		東部・西部・北部土木センター		
現状と課題	<p>【現状】</p> <p>土木センターは、市民生活に密着した道路や公園などの維持管理の拠点として、効果的・効率的な業務の実施に努めるとともに、平成18年度には北部土木センターを新設し、より迅速な対応と効率性を高めてきたところである。</p> <p>一方、当センターに求められる市民ニーズは複雑、多様化しており、加えて政令指定都市の移行に伴い、業務量の大幅な増加が見込まれる。</p>						
	<p>【課題】</p> <p>限られた行政資源の中で、今後も市民ニーズに的確に応えるとともに、政令指定都市の移行に伴う移譲業務にも対応していくためには、所管業務や執行体制のあり方、特に直営による維持管理体制について見直しを図る必要がある。</p>						
⑤実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	土木センターの業務委託	検討	検討・実施	⇒			
実施概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市の移譲事務を考慮しながら、直営で行わなければならない業務と委託できる業務について検討する。 ・東部土木センターの直營業務について民間委託をモデル的に実施し、その結果からサービス面やコスト削減効果等を総合的に検証し、段階的な民間委託に取り組む。 					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	プログラム	(17)	学校給食業務の民間委託					
所管課		教育委員会事務局 健康教育課	関係課等					
現状と課題		【現状】 ・平成17年度から2年間、2共同調理場の民間委託(モデル事業)を実施し、平成19年度から2共同調理場(藤園、日吉)の民間委託(本格実施)を行い、民間委託評価委員会の評価・検証を受けながら、段階的に民間委託を進めている。 ・小学校の学校給食については、直営を基本に取り組んでいる。						
		【課題】 北部、飽田、天明共同調理場については、施設の老朽化や小学校に配送していることから別途検討する必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	学校給食業務の民間委託		実施	⇒	⇒			
実施概要		1	平成20年度 3共同調理場(長嶺、出水南、井芹)の民間委託を実施している。 北部・飽田・天明共同調理場の方向性を検討した。 平成21年度 4共同調理場(東、託麻、武蔵、龍田)の民間委託を実施する。 平成22年度 4共同調理場の民間委託を実施予定である。					

Ⅱ 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用				
	節	(2)	公共施設の見直し				
	プログラム	1	辛島公園地下駐車場【35】				
所管課		企画財政局 車両管理課		関係課等			
現状と課題		<p>【現状】</p> <p>辛島公園地下駐車場の料金収入及び利用台数は、平成13年度をピークに減少傾向にあったため、平成16年度に実施した経営診断等に基づき、対策を講じてきた。 また、平成18年度から指定管理者制度を導入した。 利用台数 平成13年度 481,206台 → 平成19年度 375,928台 駐車料金 平成13年度 323,985千円 → 平成19年度 202,030千円</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用台数及び料金収入共に、伸び悩んでいる中、新たな特別料金の創設をはじめ、管理運営の効率化に取り組む必要がある。 ・また、平成26年度には、建設資金の償還が完了するため、将来の施設のあり方について検討する必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	新たな特別料金の創設	検討	⇒	決定・準備	実施	⇒	⇒
2	施設のあり方検討	検討	⇒	⇒	⇒	決定	
3							
実施概要		<p>1 新たな特別料金(打切り料金、1日料金等)の創設に向けて検討する。実施にあたっては、国との協議や条例改正等が必要となるため、準備期間を設け、実施する。</p> <p>2 建設資金の元利償還完了時期と利用料金徴収期間を踏まえ、駐車場としての方向性についても検討していく。</p> <p>3</p>					
目標		<ul style="list-style-type: none"> ・利用台数及び料金収入を増加させる。具体的数字については、前年の実績を上回る。 ・施設のあり方を明らかにする。 					
取組み効果		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのサービス向上と利便性の向上が図られる。 ・施設のあり方の方向性を決定する。 					
成果指標 (数値目標等)		<p>料金収入の現状維持 (平成19年度202,000千円)</p>					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用					
	節	(2)	公共施設の見直し					
	プログラム	2	公設福祉施設 【36】					
所管課		健康福祉局 地域保健福祉課		関係課等	高齢介護福祉課、障がい保健福祉課			
現状と課題		【現状】 これまで市として多くの福祉施設を先駆的に設置し運営してきたが、福祉分野については制度改革が進められ、行政以外でも民間事業者から同種のサービスが提供されるようになり、今後も公設施設として引き続き所有、管理する必要性を見直す施設がある。						
		【課題】 民間事業者が同種・類似施設の設置の有無、民営化した場合の採算性等を検証し、公設施設として引き続き管理するものと民間に委ねる施設に峻別する必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	公設福祉施設の見直し決定		検討・決定					
2	指定管理者制度の活用		準備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3	施設の譲渡に向けた準備		実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要	1	施設ごとに公設福祉施設としての必要性等について検討を行い、公設福祉施設の見直しを決定した。						
	2	引き続き公設施設として存続する施設については、指定管理者を公募により選定する。						
	3	民営化を行う施設については、施設利用者への周知を図るとともに、施設の譲渡に向けた準備を行う。						
目標		福祉施設の効率的・効果的な管理運営を行う。						
取組み効果		施設の適正運営と経費が削減できる。						
成果指標 (数値目標等)		民営化を行う施設数 平成26年度に8施設						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用				
	節	(2)	公共施設の見直し				
	プログラム	3	斎場【37】				
所管課		健康福祉局 健康福祉政策課 斎場	関係課等				
現状と課題	【現状】 平成16年3月に策定した「アウトソーシング計画」に基づき、職員配置の見直し等を実施してきた。 ・退職者補充については、再任用、嘱託職員を採用し、正職員の配置は行っていない。 ・炉裏作業を民間に平成11年4月から委託している。						
	【課題】 社会状況が変化する中で、さらに施設のあり方を検討する必要がある。						
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	再任用職員の活用	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	施設の管理・運営のあり方検討及び実施	検討	⇒	⇒	⇒	決定・準備	実施
3							
実施概要	1	平成20年度現在、正職員は斎場長を含め7名の体制であるが、退職者補充については、嘱託職員及び再任用職員での対応を行う。					
	2	指定管理者制度等の導入も含め、今後の施設全体の管理・運営のあり方について検討していく。					
	3						
目標	利用者のサービス向上や効率的・効果的な管理運営を行う。						
取組み効果	経費が削減できる。						
成果指標 (数値目標等)	平成24年度までに管理運営方針決定し設定						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用				
	節	(2)	公共施設の見直し				
	プログラム	4	環境衛生事業所【38】				
所管課		健康福祉局 生活衛生課 環境衛生事業所		関係課等			
現状と課題		【現状】 平成16年3月に策定した「アウトソーシング計画」に基づき、職員配置の見直し等を実施してきた。 ・退職者補充については、再任用、嘱託職員を採用 ・市施設の消毒等を民間委託					
		【課題】 社会状況が変化する中で、さらに「民間でできることは民間で」を基本に業務の委託化を進めるとともに、施設のあり方を検討する必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	再任用職員の活用	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	アウトソーシングの推進	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		1 平成20年度現在、正職員は、所長を含め11名と再任用職員2名・嘱託職員2名であるが、退職者補充については、嘱託職員及び再任用職員での対応を行う。					
		2 消毒・害虫駆除を行う民間業者もあることから業務のアウトソーシングを推進し、進み具合に併せて施設全体のあり方についても検討していく。					
		3					
目標		効率的・効果的な管理運営を行う。					
取組み効果		経費が削減できる。					
成果指標 (数値目標等)		順次実施					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用					
	節	(2)	公共施設の見直し					
	プログラム	5	母子生活支援施設「大江荘」【39】					
所管課		子ども未来局 子育て支援課	関係課等					
現状と課題		【現状】 ・昭和42年に建設された母子生活支援施設「大江荘」は、建物が老朽化し、構造や設備面での問題等がある。 ・平成18年から指定管理者制度を導入している。 ・他都市では、「民設民営」にて建替えを行っている施設がある。						
		【課題】 建替えにあたっては、民設民営を検討する必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	民設民営による施設整備		検討・決定	準備	⇒	⇒	実施	
2								
3								
実施概要		1	・大江荘を廃止し、民設民営による母子生活支援施設の整備に取り組む。 ・緊急一時的な保護への対応をはじめ、入所者の居住環境の向上やプライバシー確保を考慮した施設を整備する。					
		2						
		3						
目標		効果的な母子家庭の自立支援を行う。						
取組み効果		・民間のノウハウを活かしたサービスの提供ができる。 ・施設整備に係る負担の軽減が図れる。						
成果指標 (数値目標等)		平成24年度に開設						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用				
	節	(2)	公共施設の見直し				
	プログラム	6	食肉センター 【40】				
所管課		経済振興局 農業政策課		関係課等	食肉センター、食肉衛生検査所		
現状と課題		【現状】 食肉センターは築後40年以上が経過し、施設設備の老朽化が進み、衛生面、安全な作業環境の確保が難しい状況となっている。また、と畜頭数の長期減少傾向に伴い、収入は減少する一方、経営合理化の遅れや施設の老朽化による管理経費増により、運営経費は増加し、毎年度4.5億円以上を一般会計から繰入れている中で、平成22年度末に施設を廃止する方針を決定した。					
		【課題】 食肉センターの廃止及び民間への機能移転に向け、速やかに諸問題を解決する必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	代替施設の確保	実施	⇒	⇒			
2	諸問題の解決	実施	⇒	⇒			
3	食肉衛生検査所の廃止				実施		
実施概要		1	平成22年度末に施設を廃止する方針を決定したため、早急に代替施設の確保を目指す。				
		2	施設の廃止に伴う諸問題を着実に解決していく。				
		3	食肉センターの廃止に伴い、食肉衛生検査所を廃止する。				
目標		食肉センターを廃止し、民間施設への円滑な機能移転を図る。					
取組み効果		民間活力の活性化を促進するとともに、経費が削減できる。					
成果指標 (数値目標等)		平成22年度末までに食肉センターの廃止					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用					
	節	(2)	公共施設の見直し					
	プログラム	7	公設運動施設等【41】					
所管課		教育委員会事務局 社会体育課		関係課等				
現状と課題		【現状】 西部スポーツセンター、川尻武道館、北部体育館等17施設については、市が直営で管理を行っており、受付や施設清掃などの個人業務委託とトイレ清掃、廃棄物収集などの業務委託の形態で実施している。						
		【課題】 受付などの委託業務の適正化やその他委託業務の一括契約について検討する必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	管理運営方法の見直し		検討	⇒	決定・準備	実施	⇒	⇒
2								
3								
実施概要		1	<ul style="list-style-type: none"> ・常駐管理人の雇用方法の適正化を図る。 ・指定管理者制度の導入など、管理運営方法の見直しを検討する。 ・委託業務の集約を行う。 					
		2						
		3						
目標		<ul style="list-style-type: none"> ・管理人業務委託を見直す。 ・指定管理者制度の導入を検討し、導入効果が期待でき、導入可能な施設について導入を図る。 						
取組み効果		施設の効果的な管理運営による、利用者サービスの向上が図られる。						
成果指標 (数値目標等)		平成22年度までに見直し方針決定し設定						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用					
	節	(2)	公共施設の見直し					
	プログラム	8	あり方を見直す施設【42】					
所管課		総務局 行政経営課			関係課等	企画課、産業文化会館、教育委員会事務局総務企画課		
現状と課題		【現状】 庁舎花畑別館をはじめ、市施設の中には、施設の老朽や耐震への対応、管理運営の民営化、施設の廃止や民営化など、今後のあり方を検討すべき時期を迎えているものも多い。						
		【課題】 見直しに当たっては、施設機能を存続する必要性、費用対効果等を検証するとともに、民間委託、民営化、PFIなど民間活力の積極的な活用、財政計画との整合などを総合的に検討し、計画的かつ適切に実施していく必要がある。						
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1	あり方の見直し	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
2	方針決定後順次実施		実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
実施概要		(庁舎花畑別館) 老朽化等により、建替えが必要であり、導入機能、整備方法等も含め検討する。						
		(産業文化会館) 施設の老朽化や再開発構想により利用を停止している。平成21年4月1日で閉館し再開発事業計画の進捗状況に合わせた対応を行い、同時にホール機能の他局移管を行う。						
		1						
		2	(総合ビジネス専門学校) 入学科、検定料等の見直しを行いつつ、民間での実施状況や市民ニーズの把握等、公設施設としての今後のあり方を検討していく。					
		(その他の施設) 市が直接管理運営している公共施設について、民間の能力、ノウハウの活用を検討していく。						
目標		効果的、効率的な施設の設定及び管理運営を目指す。						
取組み効果		施設の適正運営により、サービス向上が期待できる。						
成果指標 (数値目標等)		あり方の見直し方針決定時に設定						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用				
	節	(3)	指定管理者制度の活用				
	プログラム	1	総合女性センター 【43】				
所管課		市民生活局 男女共生推進課 総合女性センター		関係課等			
現状と課題		【現状】					
		<ul style="list-style-type: none"> ・現在、直営で管理運営を行っているが、民間でも実施可能な施設である。 ・変則勤務体制で会館管理と事業を行っている。 					
現状と課題		【課題】					
		<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する市民のニーズに効率的に対応する必要がある。 ・また、実施に向けて、施設の管理運営と事業展開のあり方、情報資料室の図書館システムにおける個人情報保護及びファミリー・サポート・センター<熊本>事務局の移設などについて検討する必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	*指定管理者制度の導入	検討	⇒	⇒	決定・準備	実施	
2							
3							
実施概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営方法、運営事業のあり方等を整理し、施設の目的達成、導入効果を高める。 ・利用料金制度を検討する。 ・利用者へのアンケート等を行い、サービス内容の充実を図る。 					
	2						
	3						
目標	市民サービスの向上、魅力ある事業展開と効率的・効果的な管理運営を行う。						
取組み効果	民間の能力や活力を導入し、利用者へのサービス向上及び管理運営経費の削減が図られる。						
成果指標 (数値目標等)	施設利用者数 平成19年度 125,978人 → 平成25年度 140,000人						
備考	*指定管理者制度 体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公共施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された者に委任するもので、従来、出資法人等に限定されていた公の施設の管理委託制度を改め、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者(民間企業も可)」が、公の施設の管理代行することとした制度。						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用				
	節	(3)	指定管理者制度の活用				
	プログラム	2	健軍文化ホール 【44】				
所管課		市民生活局 市民会館 健軍文化ホール		関係課等			
現状と課題		【現状】 ・現在、直営で管理運営を行っているが、民間でも実施可能な施設である。 ・サービスコーナー利用数は微減している。					
		【課題】 ・多様化する市民のニーズに効率的に対応する必要がある。 ・また、実施に向けて、サービスコーナーの取り扱い及び地域の合意を得ることなどについて検討する必要がある。					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	指定管理者制度の導入	検討	⇒	⇒	決定	準備	実施
2							
3							
実施概要		1 ・施設の管理運営方法、運営事業のあり方等を整理し、施設の目的達成、導入効果を高める。 ・利用料金制度を検討する。 ・利用者へのアンケート等を行い、サービス内容の充実を図る。					
		2					
		3					
目標		市民サービスの向上、魅力ある事業展開と効率的・効果的な管理運営を行う。					
取組み効果		民間の能力や活力を導入し、利用者へのサービス向上及び管理運営経費の削減が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		施設利用者数 平成19年度 71,626人 → 平成25年度 79,000人					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用					
	節	(3)	指定管理者制度の活用					
	プログラム	3	子ども文化会館【45】					
所管課		子ども未来局 子ども政策課 子ども文化会館		関係課等	市民会館 舞台事業室			
現状と課題		【現状】 ・開設以来、毎年度利用者数が増加傾向にある。 ・平成18年度から年間延べ利用者数が30万人を超えているが、目標数(35万人)には至っていない。						
		【課題】 親教育を含めた「子育て支援」の内容の充実や学校・保育所・幼稚園・児童館等との連携強化を図る必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	指定管理者制度の導入の可否を含めた会館のあり方		検討	決定	準備	実施		
2								
3								
実施概要		1	大型児童館及び子育て支援センター(子育てほっとステーション)機能並びに貸しホール機能を有する会館の今後のあり方についての方向性等を整理・調査・検討し、目標を達成する。					
		2						
		3						
目標		魅力ある事業を実施するとともに、効率的・効果的な管理運営を行う。						
取組み効果		児童、青少年の健全育成及び子育て支援サービスの質的向上並びに管理運営経費が削減できる。						
成果指標 (数値目標等)		<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の満足度 平成20年度 90% → 平成25年度 95% ・施設利用者数 平成19年度 306,383人 → 平成25年度 330,000人 						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用				
	節	(3)	指定管理者制度の活用				
	プログラム	4	リサイクル情報プラザ【46】				
所管課		環境保全局 廃棄物指導課		関係課等	環境施設整備室		
現状と課題		【現状】 旧東部環境工場管理棟を改修し、平成9年より、ごみ減量・リサイクルに関する情報発信及び啓発の拠点施設として直営で管理運営し、市民のごみ減量とリサイクル推進に関する意識の高揚を図り、環境保全活動を促してきた。					
		【課題】 ・市民のニーズに応じた施設の運営管理等のあり方の見直し ・運営管理費等の軽減などを図る必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	あり方と施設改修の検討	検討	⇒	決定・準備	実施		
2	指定管理者制度の導入		検討	⇒	決定・準備	実施	
実施概要		1 リサイクル情報プラザの今後のあり方について検討し、平成22年度には方針を決定する。 また、施設整備(改修)並びに展示物等の変更内容の計画決定を行い基本・実施設計を経て、施設整備(改修)並びに展示物等の変更工事を実施する。					
		2 指定管理者導入に向けた調査・研究及び関係機関との協議等を行うとともに指定管理者の導入に向けた準備を進める。					
目標		<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル等に関する情報の提供やごみ減量に関する啓発拠点施設として確立する。 ・指定管理者制度の導入を進める。 					
取組み効果		市民のごみ減量・リサイクル等に関する意識の高揚に対応できる講座等の充実や管理運営費の軽減が図れる。					
成果指標 (数値目標等)		<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の満足度 ・施設利用者数 (※施設整備(改修)及び展示内容等の計画決定並びに指定管理者導入計画決定を行う平成23年度に設定)					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用				
	節	(4)	PFI方式等の活用				
	プログラム	1	熊本城桜の馬場観光交流施設(仮称)等整備事業【47】				
所管課		経済振興局 観光政策課		関係課等			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市のシンボルである熊本城については、サービス施設が少なく、観光客の滞在時間が短い。 そこで昨年度から、平成9年度策定の「熊本城復元整備計画」を基本として、桜の馬場に観光客向けのサービス施設を整備することについて、検討してきた。 なお、平成19年3月に内閣府に申請した「中心市街地活性化基本計画」においても、「基本方針2：城下町の魅力があふれるまちづくり」で「観光客へのサービス向上と滞在時間を延ばすための「桜の馬場地区」の利活用推進」を位置づけている。 					
		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新幹線開業の効果を最大限引き出すためには、本市の魅力向上をさまざまな面で図る必要がある。特に、熊本城については、サービス施設が少なく滞在時間が短いことが大きな課題となっている。 また、お城と周辺地域との回遊性を向上させ、中心市街地の賑わいを創出する必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	整備計画・事業方針の決定	検討・実施					
2	民間のノウハウと活力を活かした施設整備		実施	⇒			
3	民間のノウハウと活力を活かした施設運営			準備	実施	⇒	⇒
実施概要		1	効果的・効率的な事業実施に向けた手法を検討する。				
		2	サービスの特性に応じた公共と民間の適切な役割分担による施設整備を図る。				
		3	サービスの特性に応じた公共と民間の適切な役割分担による施設運営を行う。				
目標		熊本市が所有する、熊本城の眼下にあたる「桜の馬場地区」に、歴史文化体験施設、多目的交流施設、総合観光案内所等を整備し、周辺地域への回遊性の向上を図る。					
取組み効果		熊本城観光客の増加と滞在時間の拡大及び中心市街地の活性化が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		運営等に係る事業者が決定した時点で設定					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	2	民間活力の活用					
	節	(4)	PFI方式等の活用					
	プログラム	2	西部環境工場代替施設における整備・運営手法の検討【48】					
所管課		環境保全局 環境施設整備室		関係課等				
現状と課題		【現状】 昭和61年に竣工した西部環境工場の老朽化及びごみの適正処理の観点から、平成27年度の竣工を目標に代替施設の計画を行っている。						
		【課題】 整備経費も膨大になることから、事業手法について、稼働後の運営も含め、その範囲及び費用面の効果等について慎重に検討する必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	基本設計・事業手法の検討			検討	決定			
2	事業事務の詳細手続き				準備	実施		
3								
実施概要		1	・基本設計を行い、工場の基本仕様を作成する。 ・環境工場整備運営事業に対して、従来方式、* ¹ PFI方式、* ² 公設民営(DBO方式)等事業効果の高い手法はどの方式かの調査・検討を行い、外部委員を交えた検討委員会による実施方針の決定に資する。					
		2	決定された実施方針に沿って、事務手続きを進める。					
		3						
目標		代替施設の着実な整備及び効率的・効果的な運営を行う。						
取組み効果		本市の環境工場の整備及び維持管理について、行政上最も効果的な手法の確立を図ることができる。						
成果指標 (数値目標等)		平成22年度までに実施方針決定し設定						
備考		* ¹ PFI(Private Finance Initiativeの略)方式 民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効果的、効率的に社会資本を整備しようとする手法。 * ² DBO(Design Build Operateの略)方式 公共事業において、公共が資金を調達し、設計・建設、運営を一括して民間に委託する方式(公設民営)。PFIに類似した事業方式。						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	節						
	プログラム	1	各種財政指標の改善【49】				
所管課		企画財政局 財政課			関係課等		
現状と課題		【現状】 各種財政指標については、これまでの取り組みにより市債残高や財政調整基金残高等について改善してきた。					
		【課題】 ・未だ中核市平均を下回る項目が多い。 ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、特別会計、企業会計を含めた連結による財政指標が導入された。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	財政の健全性に関する指標の改善	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	財政調整基金現在高の目標到達	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3	市債残高の目標到達	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要		1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について、平成19年度の決算値及び類似都市の決算状況を踏まえ目標値を設定し、平成25年度の目標達成に向けた計画的な財政運営を行う。					
		2 合併、政令指定都市への移行、各種課題への対応を勘案しつつ、計画的な財政運営を行う。					
		3 平成19年度の決算値及び類似都市の決算状況を踏まえ目標値を設定し、平成25年度の目標達成に向けた計画的な財政運営を行う。					
目標		計画的な財政運営により、平成25年度までに各種財政指標の目標達成を図る。					
取組み効果		健全な財政運営に資する。					
成果指標 (数値目標等)		平成25年度までの目標値 実質赤字比率:黒字を維持 連結実質赤字比率:黒字を維持 実質公債費比率:11%台 将来負担比率:110%程度 経常収支比率:現状を維持 財政調整基金残高:135億円 市債残高(普通会計ベース・臨時財政対策債除く):2,000億円程度					

Ⅱ 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	プログラム	2	予算編成手法の見直し【50】				
所管課		企画財政局 財政課			関係課等		
現状と課題		【現状】 ・各局主導による予算編成を目指し、経常経費やまちづくり戦略の3つのターゲットに掲載されたソフト事業について枠配分を実施してきた。 ・平成20年度当初予算編成においては「財源確保推進制度」を創設し、新たな歳入確保がなされた場合にはその1/2の金額を歳出予算として配分することとした。					
		【課題】 ・「まちづくり戦略計画」終了に伴い、新たな枠配分方式の導入を検討する必要がある。 ・各局の財源確保を促す観点から「財源確保推進制度」の趣旨を今後も継続する必要がある。 ・各局の主体的な予算編成を促すため、一般財源ベースでの要求シーリングを設定する必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	新総合計画の重点事業への財源配分	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	一般財源ベースでの要求シーリングの設定	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		1	「熊本市基本構想」に基づく「基本計画」の策定とあわせ重点事業となる「わくわくプロジェクト事業」の指定・事業構築・戦略化を行い、財源の重点配分を実施する。				
		2	一般財源等の縮減が進む中、限られた財源で収支均衡した財政運営を行うため、これまでの「事業費ベース」から「一般財源ベース」での要求シーリングに切り替える。併せて、「財源確保推進制度」を統合し、活用可能財源についての積極的な情報収集と創意工夫による財源の確保に努めていく。				
		3					
目標		・「わくわくプロジェクト事業」への財源の重点配分を行う。 ・施策目標の達成を目指し限られた財源をこれまで以上により有効に活用するため、全庁的に財源の意識を持った主体的な予算編成につなげていく。					
取組み効果		第6次総合計画に重点的な財源配分を行うほか、各局の主導による予算編成が可能となる。					
成果指標 (数値目標等)		「わくわくプロジェクト」事業への重点的・集中的配分 平成21年度総事業費 129.2億円(うち新規拡充枠 3.2億円) 今後も各年度の財源見通しや各種事業の進捗状況を踏まえ拡充					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化					
	節							
	プログラム	3	各種市民サービスにおける 受益者負担の見直し【51】	(1)	市営駐輪場の有料化			
所管課		市民生活局 生活安全課		関係課等	都市計画課、建築指導課			
現状と課題		【現状】 市営の駐輪場はすべて無料となっている。						
		【課題】 ・利用台数に見合う駐輪場整備が進んでいない。 ・受益者負担の考え方に立ち、有料化への市民の合意を得る必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	熊本市自転車駐車対策等協議会		実施					
2	駐輪場有料化条例		検討	⇒	⇒	準備	⇒	実施
3								
実施概要		1	熊本市自転車駐車対策等協議会において、「駐輪場の有料化」の案件について諮問し、答申を受ける。					
		2	<ul style="list-style-type: none"> 「駐輪場の有料化」についての答申を受け、条例・規則等の改正を進める。 利用に見合う駐輪場を整備及び有料化機器導入を図っていく。 実施にあたって、市政だより等を利用し、周知を図る。 					
		3						
目標		市営の駐輪場の有料化を目指す。						
取組み効果		<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車の減少により街中の通行障害、景観悪化が解消される。 有料化導入により自転車の利用・非利用者間の不公平感が解消される。 民間の駐輪場運営への参入が見込まれる。 						
成果指標 (数値目標等)		市中心部における放置自転車の台数 平成19年度 2,451台 → 平成25年度 1,500台						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	プログラム	3	各種市民サービスにおける 受益者負担の見直し【51】	(2)	動植物園駐車場の有料化		
所管課		経済振興局 動植物園		関係課等			
現状と課題		【現状】 ・施設入場者が減少傾向にある。(平成19年度入園者数:574,204人) ・駐車場が無料である。 ・駐車場が分散しており、未舗装の部分がある。また、繁忙期の近隣道路の渋滞や駐車スペースの不足等の問題も抱えている。					
		【課題】 より市民に親しまれる動植物園を目指すために、必要な財源を確保し、施設の整備を更に進める必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	動植物園駐車場の有料化	検討	⇒	決定・準備	実施		
2							
3							
実施概要		1	・駐車場を有料化による影響について、他都市の状況を把握し、取り組みの方向性を確立する。 ・駐車場の有料化に向けた整備実施の設計、管理手法の精査を行う。				
		2					
		3					
目標		駐車場の有料化を目指す。					
取組み効果		駐車場を有料化し利用料を徴収することで、財源を確保し、それにより施設整備を進めることで入園者の増加が見込める。					
成果指標 (数値目標等)		入園者数 平成19年度 574,000人 → 平成25年度 700,000人					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	プログラム	3	各種市民サービスにおける 受益者負担の見直し【51】	(3)	その他使用料・手数料の見直し		
所管課		企画財政局 財政課		関係課等			
現状と課題		【現状】 児童育成クラブの有料化、証明関係手数料の料金改定、総合ビジネス専門学校の授業料や施設改修後の市民会館使用料の改定を行った。					
		【課題】 適正な受益者負担の水準を検討するほか、新たな財源の確保の観点からも、見直しに取り組む必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	受益者負担の適正化	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2							
3							
実施概要		1	動植物園駐車場や市営駐輪場の有料化について検討するとともに、既に有料化している施設についても料金設定の見直しに向けた検討を行う。				
		2					
		3					
目標		適正な受益者負担と、新たな財源の確保を図る。					
取組み効果		適正な受益者負担の水準確保及び新たな財源の確保が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		適正な受益者負担水準の確保					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	プログラム	4	税収等の確保、貸付金の回収【52】				
所管課		企画財政局 財政課			関係課等		
現状と課題		【現状】 税、国民健康保険料、保育料、市営住宅使用料について、目標値を設定して徴収率の向上に取り組んできた。					
		【課題】 ・前回計画で目標とした徴収率には未だ到達していない項目がある。 ・目標に到達した市税においても中核市平均を下回っている。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	各種徴収率の向上	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	債権の適正管理	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要	1	市税をはじめ、市民からの各種徴収金について、目標値を設定し、徴収率の向上に取り組む。					
	2	各種債権管理の適正化に努める。					
	3						
目標		徴収率の向上については、項目ごとに新たな徴収率の目標値を設定するとともに、全庁的に債権管理の適正化に取り組む。					
取組み効果		徴収率の向上による財政効果及び公平性の確保が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		平成25年度までの徴収率目標値 (国民健康保険料については個別計画に基づく平成26年度目標値) 市税:93.7% 保育料:93.3% 住宅使用料:86.6% 国民健康保険料:92.0%					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化					
	プログラム	4	1 税金等の確保、貸付金の回収【52】	(1)	市税収納率の向上			
所管課		企画財政局 主税課		関係課等	市民税課、資産税課、納税課			
現状と課題		【現状】 ここ9カ年の市税収納率は、ゆるやかながらも増加してきており、平成19年度の収納率は91.88%であった。しかしながら、平成19年度の税源移譲にともなう税制改正の影響や景気低迷等により、今後の徴収率の向上は厳しいものが予想される。						
		【課題】 税金の安定的な確保に向けて、より効果的な収納対策を講じる必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	口座振替の推進		検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	徴収業務と滞納処理業務の強化		検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3	納税推進コールの充実		検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
4	電子申告(*eLTAX)の導入 ・法人市民税、個人市民税、事業所税		検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	電子申告(eLTAX)の導入 ・固定資産税(償却資産)		検討	準備	実施	⇒	⇒	⇒
実施概要		1	ホームページ並びにメディア等の広報の充実を図ることにより口座振替の推進を図っていく。					
		2	徴収嘱託員等民間活力の拡充と職員による滞納処理業務の強化を図る。					
		3	初期末納者対策強化のために、納税推進コール業務嘱託員の充実を図る。					
		4	市民の利便性と適正な課税に資するために、電子申告(eLTAX)を導入する。					
目標		20年度中に検討を行い、実施可能なものについて順次実施する。						
取組み効果		<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の拡充と滞納処分の強化により、収納率の向上が図られる。 ・電話催告を充実させることにより初期末納者が減少し、収納率の向上が図られる。 ・申告納税の多様化により、納税者の利便性の向上と適正な課税が図られる。 						
成果指標 (数値目標等)		平成25年度目標値 93.7%						
備考		*eLTAX(エルタックス) 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化					
	プログラム	5	スポーツ施設における広告事業の導入【53】					
所管課		教育委員会事務局 社会体育課	関係課等					
現状と課題		【現状】 施設の改修経費等の財源とするため、施設に広告スペースを確保し(総合屋内プールの電光掲示板下等)、企業広告の掲出を検討をするとともに、関係法令等の改正に向けた検討を行い、平成20年度に2施設(総合体育館、総合屋内プール)の広告を募集した。						
		【課題】 各施設の広告掲出スペースや*ネーミングライツの実現可能性について検討する必要がある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	広告掲出		決定・実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	ネーミングライツ導入		検討	⇒	決定			
3								
実施概要	1	広告を募集した施設の状況を踏まえ、広告事業のPRを実施する。						
	2	スポーツ施設の命名権の宣伝効果などを調査検討し、実現可能な施設について実施する。						
	3							
目標	スポーツ施設の広告事業の拡大を図る。							
取組み効果	収入の確保が図られる。							
成果指標 (数値目標等)	広告事業導入施設 平成25年度 2施設							
備考	*ネーミングライツ 公共の運動施設や文化施設などに、施設の「愛称」として、法人名、製品名、商品名などのブランド名を付けることができる権利。							

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	プログラム	6	公共事業コスト構造の改善 【54】				
所管課		都市建設局 技術管理課		関係課等	公共事業関係課		
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年12月から「熊本市公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に基づきコスト縮減に努力した結果、平成18年度の公共工事の縮減率は平成9年度に比べ5.68%の減と一定の成果を得た。 引き続き社会資本の整備を着実に進めて行くことが要請されている。 <p>【課題】</p> <p>これまで実施してきた工事分野におけるコストの縮減に加え、事業のスピードアップ、計画・設計・施工の最適化、維持管理の最適化、調達の最適化などの観点から施策を拡充していくことが求められている。また、従来のコスト縮減のみを重視した取り組みから、コストと品質の両面を重視する取り組みへの転換が求められている。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	公共事業コスト構造改善プログラムの策定	検討	決定・実施				
2	具体的施策の展開と拡充		検討	実施	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		<p>1 現在の公共工事コスト縮減に関する新行動計画の施策について内容を精査し、現状にあった施策に変更したり、新たな施策を追加したコスト構造改善プログラムを策定する。また、年度ごとに、施策実施状況と数値目標について集計を行いフォローアップを行う。</p> <p>2 コスト構造改善プログラムに記載した施策項目について、関係各課と協議調整のうえ、具体的な施策の実施を図る。また、次年度以降も、必要に応じて施策を追加、修正する。</p> <p>3</p>					
目標		<p>①事業のスピードアップ ②計画・設計・施工の最適化 ③維持管理の最適化 ④調達の最適化</p>					
取組み効果		コストと品質管理の両面からみた総合的なコスト改善が期待できる。					
成果指標 (数値目標等)		平成21年度から実施するコスト構造改善プログラムの具体的施策の中で指標を設定					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	節						
	プログラム	7	補助金の見直し【55】				
所管課		企画財政局 財政課			関係課等		
現状と課題		【現状】 団体運営費補助については、平成16年度から3ヵ年で局別に10%のカットを実施したほか、平成18年度には「補助金見直し基準」を策定した。					
		【課題】 「補助金見直し基準」に基づき、3年ごとに見直しを行う必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	補助金の見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2							
3							
実施概要		1 平成18年度に策定した補助金見直し基準に基づき、3年ごとに全補助金の見直しを検討するほか、各年度の予算編成において進捗確認を行なう。					
		2					
		3					
目標		見直し基準に基づき、個別補助金について今後の方針を明確にする。					
取組み効果		補助金の削減に伴う財政効果、適正な補助金の運用が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		3年毎の見直し作業における見直し方針を適切に反映させる。 (平成21年度当初予算編成において130百万円を節減)					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化					
	節							
	プログラム	8	野出・熊本線バス運行助成事業の見直し 【56】					
所管課		市民生活局 河内総合支所		関係課等	交通計画課			
現状と課題	【現状】							
	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市・産交バス・地元バス運行協議会3者による協定書で運行されている。 ・利用者の減、バスの維持管理費等で補助金が増加している。 							
現状と課題	【課題】							
	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス以外の交通手段を確保する必要がある。 ・地域住民の合意を得る必要がある。 							
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	バス運行助成事業の見直し		検討	検討・決定	準備	実施		
2								
3								
実施概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民で組織するバス運行協議会と今後の代替交通手段について協議を進める。 ・代替交通手段の確保に立ち、庁内検討を進める。 						
	2							
	3							
目標	効率的・効果的な代替交通手段を導入する。							
取組み効果	経費の縮減及び利用者ニーズに沿った交通手段の確保と維持が図られる。							
成果指標 (数値目標等)	平成23年度までに実施							

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	節						
	プログラム	9	経常的な事務経費の見直し【57】				
所管課		企画財政局 財政課			関係課等		
現状と課題		【現状】 経常的経費については、各年度の予算編成時に、シーリングを設定し、枠配分を実施してきた。					
		【課題】 財政健全化の観点から、引き続き事務経費の削減を図る必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	経常的な事務経費の削減	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2							
3							
実施概要		1	各年度の予算編成において、経常的な事務経費については、シーリングを設定し削減を行う。				
		2					
		3					
目標		簡素で効率的な事務の執行体制を目指し、引き続き経常的な事務経費の削減に取り組む。					
取組み効果		経常経費の削減により捻出した財源を重点事業へ投入することができる。					
成果指標 (数値目標等)		平成22年度以降の予算編成においてもシーリングを設定し削減 (平成21年度当初予算編成において502百万円を節減)					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	節						
	プログラム	10	事務事業の見直し【58】				
所管課		企画財政局 財政課			関係課等		
現状と課題		【現状】 各年度の予算編成において、事業の必要性・効果について検証し、効果が薄れたものや、目的を達成したと思われる項目は事業のスクラップを実施している。					
		【課題】 財政健全化の観点から、引き続き事務事業を見直す必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	事務事業のスクラップ	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2							
3							
実施概要		1 事業効果が薄れたものや事業の目的を達成したものについては見直しを行い、歳出の削減に取り組む。					
		2					
		3					
目標		予算を伴う事業について、常に見直しを図るとともに、事業の費用対効果、必要性を見極め、継続的に事業のスクラップに取り組む。					
取組み効果		事業の見直しにより削減した財源を重点事業へ投入することができる。					
成果指標 (数値目標等)		平成22年度以降の予算編成においても各年度シーリングを設定し削減 (平成21年度当初予算編成において479百万円を節減 (うち補助金の見直し130百万円))					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化					
	節							
	プログラム	11	適正な公有財産の管理【59】	(1)	未利用地の活用			
所管課		企画財政局 管財課		関係課等				
現状と課題		【現状】 10年度から公売を行っているほか、平成15年4月に「普通財産の有効活用に関する要綱」を制定し、有効活用や財源の確保に努めている。						
		【課題】 売却価格は不動産鑑定を徴した上での正常価格であり、近年の値下がり傾向にあっては、価格を決定し入札に付すまでの一連の手続きにかかる期間中にも下落が続けていること、また、土地の形状等必ずしも市民にとって魅力のある土地ばかりとは限らないことなどの要因があり、売却が困難な土地もある。						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	活用計画がある部署への所属替		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	公売の実施		継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3								
実施概要		1	未利用地の積極的な情報提供を行うことにより市全体で利活用を図る。					
		2	未利用地の活用予定がない土地については、公売等により処分し、管理経費の軽減に取り組む。					
		3						
目標		未利用地の売却処分を進める。						
取組み効果		管理経費の軽減及び財源確保が図られる。						
成果指標 (数値目標等)		平成25年度までに公売実施件数 15件						
備考		[公売及び随意契約分の実績] 平成16年度 5件 110,611千円 平成17年度 5件 276,434千円 平成18年度 3件 48,065千円 平成19年度 1件 18,000千円						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化					
	プログラム	11	適正な公有財産の管理【59】	(2)	職員駐車の有料化			
所管課		総務局 行政経営課 企画財政局 管財課		関係課等	消防局総務課 教育委員会総務企画課 市民病院総務課 交通局総務課 水道局 総務課 ほか			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民センター等の出先機関や学校等(以下「出先機関」)に勤務する職員(教職員を含む)の自家用車の駐車については、個々或いは共同で民間駐車場を有料で確保している一方、敷地に余裕のある施設では無料で敷地内に駐車している。 ・出先機関の駐車について、有料化を進める都市が増加している。(平成20年度において中核市では11都市が実施済) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有地の目的外使用許可や使用料の取扱いなどの措置がなされていない現状を改善する必要がある。 ・計画において応分の負担を市民に求める中、公共交通機関の利用が困難な場所、或いは勤務体制等により自家用車の使用が必要な施設があるものの、駐車に係る使用料を無料とする根拠は薄く、有料化は不可欠である。 ・二輪車の駐輪についても、市営駐輪場の有料化を目指す中、原則有料化の方向で取り組む必要がある。 						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	制度設計と諸課題の解決		検討	決定・準備				
2	職員駐車の有料化				実施			
3								
実施概要		1	各局主管課長等で構成する行財政改革計画検討会議において、対象施設、対象者、料金等の制度について検討を進め、関係各課が一丸となって諸課題の解決に取り組む。					
		2	関係法令等の整備を進め、職員の駐車・駐輪について有料化を行う。					
		3						
目標		職員が率先して公有財産管理の適正化及び駐車・駐輪の有料化に取り組む。						
取組み効果		<ul style="list-style-type: none"> ・公有財産管理の適正化が図られるとともに、新たな財源確保に繋がる。 ・職員間の不公平感の是正が図られる。 ・全市的にCO2削減に取り組む中、自家用車から公共交通機関へのシフトを促進できる。 						
成果指標 (数値目標等)		公有財産管理の適正化が図られた施設の割合 平成22年度に100%						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	3	財政の健全化				
	プログラム	12	特別会計等の経営健全化【60】				
所管課		企画財政局 財政課			関係課等		
現状と課題		【現状】 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、特別会計等を含めた連結による財政指標が導入される。					
		【課題】 特別会計等の経営健全化を推進していく必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	国民健康保険会計の健全化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	特別会計への繰出金の見直し	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3	公営企業の経営健全化	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
実施概要	1	平成19年度に策定した「国民健康保険会計健全化計画」に基づき計画的に累積赤字の解消に取り組む。					
	2	他の特別会計についても経営の健全化を図り、基準外繰出の抑制に努める。					
	3	公営企業の改革に沿った経営健全化の後押しを行う。					
目標		<ul style="list-style-type: none"> 他都市調査や平成19年度決算の指標分析を行い、財政指標の目標値を設定する。 個別の事業における収支改善策を策定する。 					
取組み効果		連結の財政指標の改善及び基準外繰出の抑制による歳出の削減が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		繰出ルール等の見直しによる繰出金の適正化、連結財政指標の改善 (平成25年度までの財政指標目標値) 財政指標実質赤字比率:黒字を維持 連結実質赤字比率:黒字を維持 実質公債費比率:11%台 将来負担比率:110%程度					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	4	環境配慮型行政の推進				
	プログラム	1	環境管理システムの充実【61】				
所管課		環境保全局 環境企画課		関係課等	全課		
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の環境管理システムにおいては、平成14年10月に認証取得した本庁舎とその周辺庁舎を実施範囲とする*ISO14001と平成13年12月に策定した市関係のすべての施設を対象とした市役所グリーン計画との2つの環境管理システムの運用となっている。 本市では、公共事業において環境負荷の最小化を図るため、市の公共事業を対象とした環境配慮指針を平成21年度に策定し、運用することとしている。 					
		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ISOと市役所グリーン計画とを統合した成果重視でわかりやすい環境管理システムを構築し、本市施設全体を対象とする一元化したシステムとする必要がある。 本市の事務事業の中で環境負荷の大きな公共事業において、その環境影響を最小化するため、公共事業等配慮指針の運用を確実に実施していく必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	ISOの見直し (独自環境管理システムの構築)	検討	⇒	決定	実施		
2	公共事業等環境配慮指針の 策定・運用	検討	決定・実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市ISOは、本庁舎及び周辺庁舎に限定したシステムであるため、市施設全てに適用できる独自の環境管理システムを構築する。 構築した環境管理システムを全庁的に運用し、環境負荷の低減を図る。また、指定管理者が管理している施設へも順次運用を拡大する。 					
		<p>2</p> <p>市が実施する公共事業において、事業構想・計画段階から自然環境の保全、周辺環境・景観との調和、温暖化への対応や資源の有効利用など環境への負荷を低減させるため、平成21年度に環境配慮指針を策定し、公共事業を対象として運用を図っていく。</p>					
		<p>3</p>					
目標		<ul style="list-style-type: none"> 本市独自の環境管理システムを市施設全てに拡大する。 公共事業等環境配慮指針の運用による公共事業における環境影響の最小化を図る。 					
取組み効果		<ul style="list-style-type: none"> ISOとグリーン計画を統合した環境管理システムとして市施設全てに拡大することで更なる環境負荷の低減が図られる。 熊本市の公共工事において、環境への負荷の低減が図られる。 					
成果指標 (数値目標等)		平成23年度までに独自の環境管理システムの構築					
備考		<p>*ISO14001</p> <p>国際標準化機構が定めた、環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らす環境マネジメントシステムに関する国際規格。</p>					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	4	環境配慮型行政の推進				
	プログラム	2	CO2削減を目指した事務事業の推進【62】				
所管課		環境保全局 環境企画課		関係課等	全課		
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化が進行する中、その対策として本市においても低炭素社会の実現を目指すことが求められている。本市ではこれまで温室効果ガス排出量の削減、水や紙の使用量削減、ごみ減量・リサイクル等に取り組み環境に配慮した事務事業の推進を図ってきた。 本市の事務事業における温室効果ガス排出量削減においては平成16年度比で平成22年度まで13.4%削減を目標としているが、平成19年度の実績で8.3%増加しており、更なる取り組みの強化が必要となっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した事務事業推進の強化を図るため、「CO2削減＝経費削減」という職員意識改革を図り、事務事業の見直しを進める必要がある。 そのためCO2削減を目指した事務事業を進めていくにあたって、行動ルールの作成、ルール実行のための環境整備、CO2排出量の見える化など、新たな視点も取り入れ推進する必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	*エコオフィス活動によるCO2排出量削減	検討	決定・準備	実施	⇒	⇒	⇒
2	職員の通勤手段転換によるCO2排出量削減	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3	低公害車、省エネルギー車の導入	検討	決定・準備	実施	⇒	⇒	⇒
実施概要		<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙やコピー枚数の節減数、超勤の削減時間数などを項目としたCO2削減実行シートを各局ごとで作成し、CO2の排出量の削減とCO2削減量に相当する経費削減を行う。 職員の省エネや紙の節減など具体的な行動を示すルールを作成し実践していく。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の通勤状況など調査を行うとともに、全職員の通勤時におけるCO2排出総量を算出する。 職員個人の通勤に伴うCO2排出量が見える仕組みをつくり、現状より環境負荷の少ない通勤手段への転換を促す。 <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> 市公用車への低公害車等導入指針を改正する。 走行距離当たりのCO2排出量・コストのデータ等を記載した公用車管理簿を作成しそれを活用しながら、指針に基づく低公害車・省エネ車の導入を図る。 					
目標		<ul style="list-style-type: none"> 通勤時も含めた職員行動や各職場での事務事業実施におけるCO2排出量の削減を進め低炭素型行政への転換を図る。 低燃費・低排ガスの公用車導入促進し、CO2排出量削減を図る。 					
取組み効果		<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量削減とコスト削減意識の向上、及びCO2削減に連動した経費の削減が図られる。 本市の公用車利用におけるCO2排出量削減と燃料コストの削減及び大気測定局の数値低減化を促進できる。 					
成果指標 (数値目標等)		CO2削減量 (※平成21年度に策定する「低炭素都市づくり戦略計画」と整合性を図り設定)					
備考		*エコオフィス活動 市庁舎等において、節電、節水及びごみ減量等のため、昼休みの消灯、こまめな蛇口の開閉及びコピー用紙の裏面利用などの取り組み。					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	5	公営企業の改革				
	節	(1)	病院事業の経営健全化				
	プログラム	1	地方公営企業法の全部適用への移行【63】				
所管課		市民病院 総務課		関係課等			
現状と課題		【現状】 地方公営企業法のうち財務に関する規定の適用(一部適用)により、独立採算制を前提とした企業会計方式により運営している。					
		【課題】 病院経営の健全化・安定化等の経営的な観点から、より効率的・効果的な組織運営を図る必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	*1地方公営企業法の全部適用への移行	準備	実施				
2							
3							
実施概要	1	財務に関する規定の運用に加え、組織に関する規定及び職員の身分取り扱いに関する規定等、地方公営企業法の全部を適用とすることで、自立した経営体制を確立する。					
	2						
	3						
目標	自立した経営体制を確立する。						
取組み効果	権限と責任の明確化等により、病院経営の自主性を高め、職員の意識改革を進めながら経営改善への取り組みが図られる。						
成果指標 (数値目標等)	*2経常収支比率 毎年度100%以上						
備考	*1地方公営企業法の全部適用 地方公共団体の経営する公営事業について、財務に関する規定の適用(一部適用)に加えて、組織に関する規定(管理者の設置)及び職員の身分取扱委員会に関する規定(地方公営企業労働関係法)についても適用すること。 *2経常収支比率 経常収益(入院収益等の医業収益と一般会計繰入金などの医業外収益)を経常費用(給与費、材料費などの医業費用と企業債利息などの医業外費用)で除して算出した比率 経常収支比率＝経常収益／経常費用×100(%)						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	5	公営企業の改革				
	節	(1)	病院事業の経営健全化				
	プログラム	2	熊本市市民病院経営改善計画(改革プラン)の策定・推進【64】				
所管課		市民病院 総務課		関係課等			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に策定した「熊本市市民病院経営改善計画」に基き、診療科の見直し、給食調理業務の一部委託などを行った。 平成19年1月に診療科を統合し、標榜科数を25から22に変更した。 平成20年2月から給食調理業務の一部委託を開始した。 平成21年度までに、15億円の累積欠損金を概ね10億円削減することを目標に推進しているが、患者数の減少や診療報酬改定(平成18年度は△3.16%、20年度は△0.82%)などにより、厳しい状況となっている。 <p>そのような状況の中、総務省からは全国の自治体病院に対し「公立病院改革ガイドライン」が示され、改革プランの策定が求められている。</p>					
		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月に総務省から「公立病院改革ガイドライン」が示され、平成20年度に改革プランを策定するように求められている。 現在進めている「熊本市市民病院経営改善計画」を見直し、ガイドラインに沿った新たな計画を策定し、計画に基づいた経営改善に取り組む必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	熊本市市民病院経営改善計画(改革プラン)の策定・推進	検討・決定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2							
3							
実施概要		<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に策定した熊本市市民病院経営改善計画を見直し、経営の効率化・経営形態の見直し等を含めた新たな熊本市市民病院経営改善計画(改革プラン)を策定し、推進する。 計画の実施状況を点検・評価・公表を行う。 					
		2					
		3					
目標		安定した経営の下で良質な医療を継続して提供する、持続可能な病院経営を目指す。					
取組み効果		地域における必要な医療提供体制の確立が図られる。					
成果指標(数値目標等)		累積欠損金の削減 計画期間(平成21～25年度)中において5億円削減					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	5	公営企業の改革				
	節	(2)	交通事業の経営健全化				
	プログラム	1	職員配置の見直し【65】				
所管課		交通局 総務課		関係課等			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> バス事業については、路線調整によるバス網の再編に取り組み、民間事業者との競合8路線について、平成16年6月から平成20年4月まで段階的な民間移譲を行ってきた。 平成19年12月に民間バス会社3社により設立された「熊本都市バス株式会社」に対し、平成21年4月に本山営業所所管の路線を移譲予定である。 					
		<p>【課題】</p> <p>路線移譲に伴い適正かつ効率的な職員配置を検討する必要がある。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	運輸職の市長部局職種変更試験の受験促進	決定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	バス運転士の配転	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		1	市長部局職種変更試験を交通局運輸職採用職員も受験できるようになったことから、受験を促進し、バス運転士等運輸職の効率的な職員配置を推進する。				
		2	バス運転士の適正かつ効率的な職員配置を推進するため、必要に応じ、市長部局技能労務職及び交通局内部で電車運転士等への配置換えを行う。				
		3					
目標		人員の適正配置による収支改善を図る。					
取組み効果		適正な定員管理計画の推進により収支改善が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		順次実施					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	5	公営企業の改革				
	節	(2)	交通事業の経営健全化				
	プログラム	2	交通事業の経営健全化の推進【66】				
所管課		交通局 総務課		関係課等			
現状と課題		【現状】 ・これまで職員の退職者不補充、定期昇給の凍結、休暇・手当の見直し、ベースアップの繰り延べ、嘱託職員の雇用拡大等の経営健全化計画の推進により、人件費の削減等一定の効果はあったものの、収支改善までには至っておらず、平成19年度末で4,655百万円の累積赤字がある。 ・これまでも未利用地については、月極駐車場としての活用や売却を行ってきたところであるが、大江用地東側(2,222㎡)や路線移譲などによる不要となるバス回転地等が未利用地となっている。					
		【課題】 ・乗車人員の減少等により厳しい経営状況が続いており、将来的な財政状況を踏まえた計画的な経営改善に取り組む必要がある。 ・大江用地東側については、庁内の検討会議の経緯を踏まえ、一般会計への有償所管換えを前提に検討する必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	本山営業所所管の路線を民間事業者へ移譲	準備	実施				
2	交通事業経営健全化計画の策定及び実施	検討	決定	実施	⇒	⇒	⇒
3	乗客増等増収対策及び支出削減対策の検討	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
4	大江用地東側の有償所管換え	検討	⇒	実施			
5	本山営業所用地の有償所管換え	検討	実施				
6	バス回転用地の公売	検討	準備	実施	⇒	⇒	⇒
実施概要		1	本山営業所所管の路線を熊本都市バス株式会社へ移譲し、勤務体制の見直し等により人件費の削減を図る。				
		2	・平成20年度 庁内検討会議の結果を踏まえ、人件費や経常経費の削減、収支適正化、さらには経営の効率化の観点から「交通事業経営改善の基本方針」を策定し、諸対策を推進する。 ・平成21年度 新たに財政健全化法に対応する「経営健全化計画」を策定し、推進する。				
		3	新たな乗客誘致策、効率化対策を検討し、経営改善の実施と併行させる。				
		4	大江用地東側については、平成19年度の「公共未利用地の利活用についての検討会議」において示された今後の方向性を踏まえ、当該用地の一般会計への有償所管換えを行う。				
		5	本山営業所所管路線の熊本都市バス株式会社への移譲を機に、その用地の一般会計への有償所管換えを行う。				
		6	バス路線の移譲等によって、利活用(売却)が可能となるバス回転用地等資産を公売によって売却する。				
目標		増収及び支出抑制による収支改善を図る。					
取組み効果		・経営収支の改善及び資金不足額の縮減が図られる。 ・資産(土地)の維持管理業務が軽減できる。					
成果指標 (数値目標等)		平成21年度に交通事業経営健全化計画を策定し設定					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	5	公営企業の改革				
	節	(3)	上下水道事業の経営健全化				
	プログラム	1	組織機構の適正化【67】				
所管課		水道局 総務課		関係課等	水道局全課		
現状と課題		【現状】 平成10年度から経営改善計画(第一次 5ヵ年、第二次 3ヵ年)に取り組んできたが、特に、平成18年度からは水道事業経営計画を策定し、それに沿った事業運営を行い経営基盤の強化や組織の効率化を図ってきた。また、「熊本市集中改革プラン」に基づき組織体制の整備や定員管理を進めてきた。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年に組織改変(10課体制 → 9課2室体制へ) ・職員数の推移 H12年度 377人 → H15年度 363人 → H17年度 354人 → H20年度 337人 					
		【課題】 水道事業は維持管理の時代に入り、人口の伸びの鈍化やライフスタイルの変化による水需要の減少に伴う「収益減」に対し、老朽化した水道施設の更新や機能強化等への対応に伴う「支出増」という厳しい経営環境をいかに乗り切っていくかが求められるところである。このためには、今後より簡素で効率的な組織体制の整備を図り、中長期的視点にたった定員管理を進めていく必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	組織機構の見直し	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2	定員の適正化	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		1					
		2					
		3					
目標		定員の適正化や職員の適正配置を行い、簡素で効率的な経営体制を構築することにより、永続的な健全経営を目指す。					
取組み効果		組織機構のスリム化・効率化が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		順次実施					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	5	公営企業の改革				
	節	(3)	上下水道事業の経営健全化				
	プログラム	2	民間的経営手法の有効活用 【68】				
所管課		水道局 総務課		関係課等	水道局全課		
現状と課題		<p>【現状】 組織機構の適正化に伴い、これまで以下の業務についてアウトソーシングの実施に取り組んできた。 (業務名) ・市役所水道料金収納窓口業務 ・水道局時間外窓口業務 ・検針業務 ・停水解除業務の一部 ・量水器関係業務の一部(取付、取外、取替) ・漏水調査業務の一部 ・資材倉庫管理業務 ・普及啓発業務の一部 ・水質の毎日検査の一部 など</p>					
		<p>【課題】 水道事業を取り巻く環境が更に厳しさをます中において、適切な運営とサービスの維持向上を図るため、組織機構の適正化とも関連し、民間の力を活かすという観点から、中長期的な視点のもと、直営業務のあり方を見直し、更なるアウトソーシングの活用を図り、事業運営の最適化に努めていく必要がある。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	民間的経営手法の調査研究	検討	⇒				
2	アウトソーシングの有効活用	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要	1	PFI、DBOや*第三者委託制度など民間的経営手法の活用やあり方等について調査研究を行っていく。					
	2	<p>・可能なものから積極的にアウトソーシングを進めるため、次の観点から十分な検討を行う。 ①サービス提供における公平・公正性など、行政責任が確保されること。 ②良質なサービスとコスト削減が図られること。 ③民間事業者による適正な競争原理が確保される市場があること。</p> <p>※アウトソーシング検討業務等 ・滞納整理業務(料金課) ・転居清算業務(料金課) ・水源地、加圧ポンプ所等の日常点検(保守)業務(水源課) など</p>					
	3						
目標		民間活力の有効活用により、スリムで効率的かつ無理のない業務配分を行い、永続的な健全経営を目指す。					
取組み効果		適切な事業運営、財政健全化の推進が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		アウトソーシング可能な業務の順次委託実施					
備考		*第三者委託制度 水の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を、他の水道事業者等(民間を含む)へ委託できる制度。					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	5	公営企業の改革					
	節	(3)	上下水道事業の経営健全化					
	プログラム	3	水道料金体系の見直し【69】					
所管課		水道局 経営企画課		関係課等	水道局全課			
現状と課題		<p>【現状】</p> <p>現在の水道料金体系は、基本料金と通増型従量料金により構成されている。特に公衆衛生の向上や生活用水の定廉化を図るといふ政策的配慮により、一般家庭用に関しては、基本料金に一定水量を付与した基本水量制を採っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0～10m³の使用に係る水道料金 <ul style="list-style-type: none"> 口径13mm — 水量に関わらず 1,050円 " 20mm — " 1,390円 " 25mm — " 1,840円 ・前回水道料金改定・・・平成4年2月1日 						
		<p>【課題】</p> <p>現行の水道料金体系では、節水意識の浸透や節水機器の普及などによる節水型社会への移行などの事業環境の変化に対応できない部分があるため、通増型料金体系や基本料金、基本水量のあり方など、いわゆる現状に合った水道料金体系の見直しが必要とされている。</p>						
実施項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	水道料金体系の見直し		検討・決定	実施				
2								
3								
実施概要		1	一般用の小口径群で、10m ³ まで同一料金として設定している基本水量制の見直しを中心とした取り組みにより、節水型社会へ十分に対応した水道料金体系の構築を行う。					
		2						
		3						
目標		節水による恩恵を享受できる公平で適切な水道料金体系を構築する。						
取組み効果		節水意識の浸透に貢献ができ、ひいては地下水の保全に繋げることができる。						
成果指標 (数値目標等)		平成21年度に水道料金体系の見直しの実施						

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	5	公営企業の改革				
	節	(3)	上下水道事業の経営健全化				
	プログラム	4	「中・長期経営計画」の見直しと推進【70】				
所管課		都市建設局 下水道総務課		関係課等			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業「中・長期経営計画」を平成17年度に策定し、着実な事業推進(普及率:H19年度まで85.6%と目標達成)と、経営の健全化(使用料改定など)に取り組んできた。 ・計画も策定後3年半が経過し、この間、下水道法等の改正や国の制度見直し、富合町の合併、さらには、節水意識の高揚などによる使用料の減少、水道局との統合など、経営に影響を与える要素が発生してきている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定した事業経営に向けて、経営に影響を与える要素に対応した計画へと見直しを行うとともに、着実な推進を図る必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	下水道事業「中・長期経営計画」の見直し	検討	決定				
2	下水道事業「中・長期経営計画」の推進			実施	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		<p>1 富合町との合併、政令市への移行に伴う国の合併特例措置への対応や、合流式下水道地区の水質改善、浸水対策事業等の要素を総合的に勘案するとともに、上下水道事業運営審議会の審議を踏まえ、「中・長期経営計画」を見直す。</p> <p>2 平成21年度に見直す「中・長期経営計画」について、毎年度進行管理を実施する。</p> <p>3</p>					
目標		熊本市下水道事業「中・長期経営計画」を推進する。					
取組み効果		下水道事業の円滑な運営が図られる。					
成果指標 (数値目標等)		「中・長期経営計画」の見直し時に設定					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	5	公営企業の改革				
	節	(3)	上下水道事業の経営健全化				
	プログラム	5	浄化センターの運転管理業務の民間委託【71】				
所管課		都市建設局 下水道総務課		関係課等			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、西部浄化センターの運転管理業務は、民間に委ねており、南部浄化センターも平成21年度からの民間委託に向け、準備を進めている。 ・中部及び東部浄化センターは、直営による運転管理業務を行っている。 					
		<p>【課題】</p> <p>今後の下水道施設の効率的な維持管理及び経費の縮減に向けて、中部または東部浄化センター運転管理業務の更なる民間委託化を検討する必要がある。しかし、民間委託にあたっては、大雨時の対応、不明水の問題、施設の老朽化など多くの課題を抱えているため、これらを解決する必要がある。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	南部浄化センターの民間委託	検討	実施				
2	検討委員会による検討		検討	⇒			
3	課題の整理・解決				準備	⇒	
4	民間委託の実施						実施
実施概要		1 南部浄化センターについては、平成21年度実施に向けて準備を行う。					
		<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各係部署で構成する検討委員会を設置し、民間委託の検討を行う。 ①対象処理場の個別課題の抽出 ②委託発注方式の検討 ③委託業務範囲の検討 ④委託化する浄化センターの選定 等 					
		<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を整理するとともに、解決を図る。 ①終末処理場施設の老朽化等に伴う改造・改築等の計画、実施 ②中継ポンプ場の老朽化等に伴う改造・改築等の計画、実施 ③不明水対策 等 					
		4 課題解決を図ったうえで、運転管理業務の委託化を目指す。					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	6	外郭団体の改革				
	節	(1)	外郭団体経営改革計画の見直し				
	プログラム	1	公益法人制度改革への対応【72】				
所管課		総務局 行政経営課		関係課等	各団体所管課		
現状と課題		<p>【現状】 本市の外郭団体(15団体)は、本市が直接実施するより機動的かつ柔軟に公共サービスを提供するため設立され、高い専門性を発揮しつつ、行政機能を補完・代替する役割を担ってきた。</p> <p>※法人種別 (内訳) 財団法人/11団体、社団法人/1団体、社会福祉法人/2団体、株式会社/1団体</p>					
		<p>【課題】 外郭団体のうち、財団法人及び社団法人においては、平成20年12月から始まった公益法人制度改革について、公益目的事業の重点化などの確かな対応を図る必要がある。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	(仮称)第2次・外郭団体経営改革計画の策定・推進	検討	決定	実施	⇒	⇒	⇒
2	*公益法人制度改革への対応	検討	決定	実施	⇒	⇒	⇒
3							
実施概要		1					
		2					
		3					
目標		各財団・社団法人の公益法人制度改革への適切な対応を促進する。					
取組み効果		行政機能の補完・代替に役立つ。					
成果指標 (数値目標等)		(仮称)第2次・外郭団体経営改革計画策定時に設定					
備考		*公益法人制度改革 従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度(一般法人)を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会(公益認定等委員会)の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設する。					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	6	外郭団体の改革				
	節	(1)	外郭団体経営改革計画の見直し				
	プログラム	2	市の関与の見直し【73】				
所管課		総務局 行政経営課			関係課等	各団体所管課	
現状と課題		【現状】 外郭団体と市は共同で「外郭団体経営改革計画」を策定(平成18年3月)し、各団体による経営改革を支援する一方、市OB職員就任の採用の仕組みの見直しや派遣職員の引き揚げ、さらには各種団体補助金の見直しなど団体に対する市の関与を可能な限り縮小し、団体が自らの意思に基づき、自主的・自律的な経営体制の確保への対応を図ってきた。					
		【課題】 「外郭団体経営改革計画」は平成20年度をもって完了することから当計画を検証し、各団体の自主的、自律的経営体制の確立に向け、更なる市の関与を見直す必要がある。					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	市の関与の見直し	検討	決定	実施	⇒	⇒	⇒
2							
3							
実施概要		1 公益法人制度改革への対応や各団体の経営改革の状況等を総合的に勘案しながら、各団体の自立に向けて市の関与を今後も縮減していく。					
		2					
		3					
目標		各団体の自主的・自律的な経営体制の確立を促進する。					
取組み効果		団体の自立促進及び公益的な活動の拡大につながる。					
成果指標 (数値目標等)		(仮称)第2次・外郭団体経営改革計画策定時に設定					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	7	政令指定都市の実現				
	プログラム	1	組織機構の検討【74】				
所管課		企画財政局 政令指定都市推進室	関係課等	行政経営課、市民協働推進課、土木総務課、健康福祉政策課、消防局総務課、その他各事業所管課			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、益城町、城南町及び植木町との合併に向けての協議を進めているところである。 ・合併特例法の期限である平成22年3月までに合併による人口70万人を超える新市が誕生すれば、国の市町村合併支援プランを活用した政令指定都市移行が可能となる。 <p>【課題】</p> <p>政令市へ移行する際には、区割りや出先機関のあり方の見直しも含めた区役所機能を定めておく必要がある。</p>					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	区役所の機能	検討	⇒				
2	総合支所、市民センターのあり方	検討	⇒				
3	土木センターのあり方	検討	⇒				
4	保健福祉センターのあり方	検討	⇒				
5	福祉事務所のあり方	検討	⇒				
6	消防署所のあり方	検討	⇒				
実施概要		<p>1 庁内関係課職員で構成する「区役所機能のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、調査研究を行う。</p> <p>2 「市民生活局政令指定都市移行に関する窓口等検討プロジェクトチーム」での検討結果等を踏まえ、市民センター等のあり方について調査研究を行う。</p> <p>3 「熊本市土木部政令指定都市化業務検討会」において、政令指定都市移行に伴う業務の見直しや組織に関する調査研究を行う。</p> <p>4 「政令指定都市に向けた健康福祉局事務検討会」を設置し、区役所における保健福祉関係業務や保健福祉センターのあり方等について調査研究を行う。</p> <p>5</p> <p>6 ・政令指定都市移行を見据えて、消防署所整備方針を見直す。 ・「政令指定都市移行に伴う熊本市消防のあり方に関する研究会」を設置し、政令指定都市移行における今後の方向性等について調査研究を行う。</p>					
目標		<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に密接な行政サービスを総合的に提供するとともに、個性豊かな地域づくりを支援・推進する役割を担う区役所を目指す。 ・一体的な市政運営と簡素で効率的な組織体制の構築を目指す。 					
取組み効果		政令指定都市移行時の効果的・効率的な組織体制への円滑な移行ができる。					
成果指標 (数値目標等)		政令指定都市への円滑な移行					

II 効率的で質の高い市政運営の推進

区分	章	7	政令指定都市の実現				
	プログラム	2	移譲事務の検討【75】				
所管課		企画財政局 政令指定都市推進室	関係課等	全課			
現状と課題		<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月に設置した「政令指定都市実現に向けた事務事業に関する庁内検討会議」において、事務移譲に関する影響についての一定の整理を平成20年3月行った。 平成20年6月に、同庁内検討会議に事務移譲に伴う課題やその対応策等について更に深く調査、研究を行うための分科会を設置し、11月から県と意見及び情報交換を行っている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、益城町、城南町及び植木町との合併に向けての協議を進めているところである。現実的に政令指定都市移行のための人口要件を満たす合併が見えた時点では、県と*政令指定都市移行に向けた事務移譲に関する本格的な協議を開始していくことになるが、その推進母体となる庁内体制を構築し、県市間で正式に組織する連絡協議会を通して、県と協議を進めていく必要がある。 県との本格的な協議を見据え、全庁的な体制のもと課単位での更なる調査研究、あるいは職員個々の能力向上を図る必要がある。 					
実施項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	移譲事務に関する課題等の研究	検討	⇒				
2							
3							
実施概要		<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月に設置した「政令市移行に向けた移譲事務等に関する分科会」において、引き続き事務移譲に関する課題等について更なる調査研究を行う。 庁内で調査研究した内容をもとに、県と情報及び意見交換を行うとともに、共通認識のもと、移譲事務に関する課題や対応策等についてとりまとめを行う。 <p>2</p> <p>3</p>					
目標		<ul style="list-style-type: none"> 市民生活やまちづくりに関する事務・権限を県から市に移譲されることにより、市民サービスの更なる充実を図る。 政令指定都市移行後、着実な事務執行を行い、市民ニーズへの的確な対応を図る。 					
取組み効果		政令指定都市移行時の県との事務移譲及び本市の事務執行が円滑・着実にできる。					
成果指標 (数値目標等)		政令指定都市への円滑な移行					
備考		<p>*政令指定都市</p> <p>一定の規模を持つ大都市に対し、市民生活に関わりの深い住民サービスをよりスムーズに行えるようにするため法令により、都道府県なみの権限と財源を特例として与えられた市を「政令指定都市」という。</p> <p>地方自治法では、「政令で指定する人口50万人以上の市」と規定されているが、実際にこれまでは、近い将来人口100万人を超えると見込まれる80万人以上の都市が政令指定都市に指定されてきた。しかし、「市町村の合併の特例等に関する法律(平成17年4月1日施行)」に基づき、政府が発表した新市町村合併支援プランでは、法の有効期限である平成22年3月までに「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。」という内容が盛り込まれ、人口要件が70万人程度に緩和されている。</p>					